

鹿児島県史料集

(56)

通 昭 錄 (五)

鹿児島県立図書館

鹿児島県史料集

(56)

通　昭　錄
(五)

鹿児島県立図書館

刊行のことば

鹿児島県史料集五十六集としてここに「通昭録（五）」を刊行いたします。

「通昭録」は、江戸時代後期 得能通昭（享保十四年生 寛政元年没）が郡奉行や勤農使として務める傍ら収集したものを江戸在勤中にまとめたものです。

内容は、鹿児島藩主の編年記・薩摩藩及び公儀の法令・故実・室鳩巣などの漢学の説、番町皿屋敷の由来などの話、和歌・和文・隨筆等を含みます。

今回は、八十余巻のうち巻之三十七から巻之四十二までを刊行することといたしました。

本史料集は、鹿児島県立図書館所蔵本を底本とし、都城島津邸本を参考に、元指宿高等学校校長の中野 翠氏及び前姶良市歴史民俗資料館長の尾口義男氏によって、編集・校閲・校訂が進められ、刊行の運びとなりました。

長期間にわたる両氏の御苦労に対し、心からお礼を申し上げます。

また、この史料集が本来の目的であります郷土資料の保存と地方史の研究や県民の文化向上に大いに役立てられるよう期待いたします。

平成二十九年三月

鹿児島県立図書館長
原 口 泉

目 次

解題
例言
通昭錄卷之三十七
法令卷之一
通昭錄卷之三十八
法令卷之二
通昭錄卷之三十九
法令卷之三
通昭錄卷之四十
法令卷之四
通昭錄卷之四十一
公義法令三
通昭錄卷之四十二
日中諸氏系図

119 93 73 51 23 1 iv i

解題

本書『通昭録（五）』は、鹿児島県立図書館蔵『通昭録』卷之三十七～四十二の翻刻を収録する。今回は卷之三十七～四十一「法令卷之一～四」を中野翠委員が、卷之四十一「公義法令」・四十二「日中諸氏系図」を尾口義男委員が担当した。

両委員とも県立図書館本を底本として、都城島津邸本を対比の参考本として活用した。その他の対比本の活用は、各委員の判断に任せた。なお、著者・得能通昭の履歴やその家系及び伝本の経緯等に関しては、県立図書館既刊の『通昭録（一）』及び、特に『通昭録（三）』を参照していただきたい。

卷之三十七～四十「法令卷之一～四」

江戸幕府や薩摩藩が創業期の苦難を乗り越えた後、それぞれの統治基盤の安定化（身分制社会による平和と秩序の確立）を目指した十七世紀前半から十八世紀半ば頃にかけて、士階級を中心には寺社や庶民階級（特に幕府は町人統制にも力を注ぐ）をも対象として制定した法制史料を幅広く収録してある。法令の様式も「法度」「條目（条目）」「仰渡」「御触」「下知状」「覚」「沙汰」「仕置」「高札」「定札」「停止札」「辻札」「制札」「誓詞」「袖判」等多様な様式で制定されている。それらの内容構成は箇条書きによる「・・・之事」という事書きが多い。また、各法令の対象者が各自身分ごとに限定されているだけに、その内容も具体的、かつ詳細に示してあることが特徴である。そのため規制力も強く法治政治が有効に機能したと言える。さらに、幕

府が制定した法制を、薩摩藩などの諸藩が資料収集してその理解に努め、幕府に習い対応もできるよう、かつ一部は藩独自の法令も加味（薩摩藩の一向宗禁止など）した諸法令を整備して藩の統治に臨んだことで、二百余年にも亘る「幕藩体制」の維持に大きく寄与したと考えられる。

なお、各巻ごとの内容構成（概要）は、各巻の冒頭に目次（目録）形式で示されている。

卷之三十七「法令卷之一」

江戸幕府の職制・機構では、譜代大名・旗本が要職に就任し、複数制・月番制・合議制により、法令を含む諸政策や制度が推進された。この巻では、まず最高合議機関である評定所（老中と寺社・江戸町・勘定奉行で構成）に関する「公義御制御條目」を示し、諸大名が対象の「武家諸法度」の内、参勤交代制度及び五百石積以上の船禁止を追加した三代將軍徳川家光時代の寛永令及び直臣団・旗本・御家人（）を対象とした「條々」（諸士法度）など統治の根幹となる重要法令を含めて構成してある。加えて多発する江戸の火災への対処法令など多様な法令が収録してある。

卷之三十八「法令卷之二」

この巻では、二代將軍徳川秀忠～八代將軍吉宗時代の幕府法制で構成してある。町人を対象とした法令が多いが、四代將軍家綱となる幼少期時代の側廻近習に向けた「被仰出條々」及び八代將軍吉宗養女竹姫付女房衆に向けた江戸「芝御殿御仕置」が特に興味深い法令である。両法令共、前者は藩主の繼嗣付近習の参考となり、後者は竹姫が薩摩藩五代藩主島津継豊の正室として輿入れするだけに大

変重要な参考法令である。

竹姫は京都朝廷に仕える大納言清閑寺熙定の娘で、五代将軍綱吉の養女、次いで八代将軍吉宗の養女となり、吉宗の直命により薩摩藩五代藩主継豊の正室として、享保十四年（一七二九）輿入れした。その経緯等に関しては、土田美緒子氏の「竹姫一件」（『尚古集成館紀要第一号』所収）の論考もある。

巻の後半にはかなりの量を費やして、関所に関する「高札」「覚」、「断書」「証文」等に加え、手形発行等に対する手続きの書式例まで示してある。さらに、「入り鉄砲に出女」の言葉で知られるように、鉄砲に関しては老中方の「公義御証文」を義務付け、「女吟味」に関してはチエックする細かな区別まで示し、女手形の発行先も明示した上で、著者の私見・補足（私曰）まで加味している。各関所では、このような手形の判（判刑）を事前に届出ている「判鑑」とも照合した上で関所の通行を認めた。幕府が要地に設置した関所は、幕府の統治上の安全弁（装置）とも言うべき重要な役割を担つたことが理解できる。

卷之三十九「法令卷之三」

この巻では、冒頭に伊予国松山藩（藩主松平定喬）の城下目安箱高札銘と出雲国松江藩（藩主松平宗衍）の風儀・僨約に関する他藩の藩法二例を収録し、藩法の参考例とした著者の意図も考えられる。

次に薩摩藩の藩法制定・整備に本格的に取り組んだ四代藩主（二十一代当主）島津吉貴（在位宝永元年（一七〇四）～享保六年（一七二一））時代の「毎朔御條書 捷」（毎月の式日、城下の各組頭が組士を集めて捷を読み聞かせ、その順守を求める）や「吉貴公御袖判」等の法令を中心に、五代藩主継豊、六代藩主宗信、幕府から木曽川治水工事を命ぜられた七代藩主重年時代の法令を収録している。さらに、藩校造士館・演武館等の設置や各種の本出版など開明政策を推進した八代重豪（在位宝暦五年（一七五五）～天保四年（一八三三））時代には、士の「風儀」の緩みに対し厳しい指導を関係者に命じた法令も収録してある。

幕府法制では、八代将軍吉宗が羽織袴姿で譜代大名を前にして訓示した「御譜代大名被召上意」及び「閉門逼塞遠慮之事」、元禄十年（一六九七）・元禄十四年（一七〇二）・正徳元年（一七一二）などの関所に関する厳格な法令や、出火の際の対処法を「御届」の書式まで含めて示した法令など、対象者を限定した多くの「公義法」を収録してある。特に薩摩藩八代藩主重豪時代と幕府八代将軍吉宗時代は統治の改革期に入つたことも収録史料から推察できる。

卷之四十「法令卷之四」

この巻では、薩摩藩の四代藩主島津吉貴時代前後の諸法令を中心構成されている。薩摩藩は寛永年間から城下士を組（「與」）編制しての掌握と統制が開始され、統治の重要な基盤となつた。冒頭に世襲制度下における城下士への規制を組頭に示した「組帳序書」（二種）、寄合並以上の上級士に示した「御家老與序書」、次いで広範囲に亘り具体的事項に関する法令を目次に沿つて示している。城下士の組編制改正に関しては、宝永二年（一七〇五）の「與分被仰付候事」や「御家老與并諸與之事」を収録してある。各組の構成員は、当初地域が入り混じっていたのを、宝永二年に「最寄」（同一地域）ごとの編制に改正され（なお、家老組は三年後に上級城下士のみによる編制に改正）、より機能するよう整備が進んだ。また、正保二年（一六四五）の「天下御禁止」等幕府法令の一部を示した後、最

後に藩士の江戸屋敷勤務者を対象とした元禄三年（一六九〇）の「捷」（二種）や翌年と推測できる「條々」で、この巻の収録は終了している。

薩摩藩の法整備は、創業期に続く三代藩主島津綱貴（在位貞享四年（一六八七）～宝永元年（一七〇四））が他大名家との縁組を開始するなど藩統治策転換へのきつかけを作り、四代吉貴が諸制度改革を含む法治政治の基盤を作った後、八代重豪時代からの改革期の時代に至るまで、薩摩藩法の一端ではあるが、身分制社会維持のための具体的な内容やその推移を理解できる貴重な史料と言える。

本稿を成すにあたり、史料集刊行委員会の塩満郁夫・尾口義男両委員に多くの教示・助言などご協力をいただき深謝申し上げます。県立図書館資料課にも都城島津邸本の複写等で大変お世話になりました。

卷之四十一 「公儀法令」

卷四十一「公儀法令」は、江戸幕府の法令の写しである。

前段から中段は幕府の刑法制度に関する記事である。主人殺害人や重罪人の家族・親類者の罪科や遠慮等に関する記事に始まり、追放・改易、死罪の除日・除月、乘輿・乗物駕籠の赦免、鉄砲改め等に関わる記事を収めた後、中段には、幕府の評定所預かりの重罪人が出た際の式法や関係役人等の役割等を示した記事及び、切腹・打首等の刑に処せられた中川八郎左衛門・渡辺半左衛門・曾根平兵衛三士の御預けから処刑に至る間のさまざまな動きや出来事を詳細に留めた記事を収める。

後段には、寛文年間に四代将軍徳川家綱が日光東照宮に参詣した

時の行列の覚書、天和二年石川主殿頭が將軍名代として同宮に社参した時の人数覚や復命報告の老中宛書状、將軍日光社参の際の今市の警固番に関する記事を収めた後、享保九年の幕府僕僕約令、將軍御精進日の諸大名等出府に関する達、帰国許可が下りた諸大名等の滞府延長に関する達、並びに産穢忌中の書状、將軍家から薩摩藩主島津家に入輿した竹姫付の藩家老の増員を指令した享保十八年の達、江戸城への定式の登城日等を示した記事など、十三件の法令や記事が見える。

卷之四十二 「日中諸氏系図」

卷四十二は、題名は付されていない。内容は日中諸氏の系図集で全六十二氏の系図と記事からなる。したがつて本巻に「日中諸氏系図」と仮題を付す。この「諸氏系図」の前段三系図は中国のもので、太古の后稷から春秋戦国時代の呉王闔闐に至る呉太伯の系図、次に忠思から仲尼、及び黄帝から明代の子孫に至る孔氏系図、三番目に漢王朝初代高祖から後漢末の靈帝に至る漢世系系図を收める。

中段には、わが国の古代から中世・戦国期に栄えた清和源氏や平氏・足利氏・室町三管領家、今川氏・武田氏・大友氏・有馬氏等の武家及び摂関藤原氏ほかの公家等、三十氏の系図を收めている。

後段の約三十氏の系図は江戸時代の薩摩武士の家の系図や記事を集めたものである。その大半は、中世・戦国期以来武勲や軍役の労をもつて江薩摩藩に召し抱えられた江戸時代の一般的な薩摩武士の家の系図とは内容を大きく異にしている。すなわち日向県城主で改易の憂き目に遭つた先祖をもつも薩摩藩に仕えて江戸後期に藩家老を出した高橋氏の系図、島津家元祖忠久の下国に同行の家柄と伝

え、中世以来鹿児島坂元村の百姓であつたものの、島津家への年頭歳暮・五節句の規式を代々勤めた功で江戸前期に城下士に命じられた藤崎・坂元・白石・永田四氏の記事、中国渡来の医師二官を先祖にもつ川西氏系図、明から入薩し来福寺を建てた友官を家祖に仰ぐ頼川氏系図、藩主島津綱貴に鑑芸をもつて召し抱えられた梅田九左衛門家の系図、家祖を幕府旗本伊勢兵庫家来に仰ぐ岸氏系図、藩祖島津家久に京都牢人中に召し抱えられた自徳院日説に始まる矢野氏系図等の事例にみると、後段に収める氏族については、近世初頭以降に召し抱えられた家々が大半で、その理由も武功以外の功績・諸芸によるものや薩摩藩主等との特別な関係をうかがわせるものが多いことが指摘される。

なお、鹿児島県立図書館本（県図本）の「通昭録」巻四十一・四十二と東京大学史料編纂所所蔵本の影写本（東大本）の照合作業にあたっては、県歴史資料センター黎明館の調査史料室長内倉昭文氏の御高配を賜り中野尚子さんにお世話になつた。また、編集・校訂作業では姶良市教育委員会文化財係所管の市誌史料集刊行委員会の福元彰子さんに多大な御協力をいただいた。あつく御礼を申し上げます。

例　　言

一『通昭録』の巻三十七～四十「法令卷之一～四」は、底本の県立図書館本を翻刻するが、都城島津邸本（以下「都城本」と略称）を参考本として対比した。両本は助詞の表現等の違いが目立つため、本文中に傍注を付け、主として各本文の最後に「注記」で違

いを明示した。幕府史料の一部は「御当家令条巻一」（『近世法制史料叢書第二』所収）と対比させ同様の処理をした。また、「島津家歴代制度」（『鹿児島県史料薩摩藩法令史料集二』所収）等への掲載史料は、各テーマの最後に「*参考史料」「*関連史料」として、その掲載番号を明示した。

なお、東京大学史料編纂所本との対比までには至らなかつた。

- 1 漢字は、原則として常用漢字を用いることにした。
- 2 頻繁に使用されている「公儀」「公義」は表記通りとした。
- 3 異体字・略体字・俗字は、できるだけ現在の字体に直した。
- 4 假名は、原則として原文に従つたが、者・茂・爾・越・与など使用の多い助詞は平假名に直した。
- 5 合わせ假名は、通常の假名に直した。
- 6 適宜句読点「、」や並列点「・」を付した。
- 7 眺字・平出は、これを反映させた。
- 8 脱字・誤字は注記「・カ」で示し、脱漏文は都城本で補充し、本文中に「・・・・・」で示した。
- 9 難読漢字や特殊な読み方の漢字には、適宜ふり假名を付した。
- 10 欠損部分や判読困難箇所は□・■で示し、注記で都城本の表記を示した。

二『通昭録』の巻四十一「公儀法令」の底本とした鹿児島県立図書館本（県図本）は、多くの脱字・脱文及び欠損による文字不明や未読の箇所があるので、誤写や誤読の箇所も多数にわたるため、東京大学史料編纂所所蔵本の影写本（東大本）及び都城島津家伝來本（都城本）と比較照合して校訂を行い、次のような処理を施した。なお、巻四十二も本巻に準じて処理を行つた。

1 県図本と東大・都城両本とは本文の表記の仕方が大きく異なるのであるが、本書は、漢字混じりの片仮名表記を主とする底本の体裁に拠つた。

2 脱字・脱文・欠損不明文字・未読文字は、東大本等で補い、その箇所の文字等は右脇に*を付して示した。

3 誤写や誤読は、東大本等で正したのち、その箇所の右脇に※を付して底本の用字を掲げた。

4 文は同意でも表記の仕方が東大本等と大きく異なる箇所は、その右脇に東大本等の記事を東「」で示した。

5 利用の便益を考慮して、巻四十一「公儀法令」の個々の記事の文頭には巻頭の目録の題名を小さく掲げて示した。

通昭錄卷之三十七

通昭錄卷之三十七

法令卷之一

- 一評定所公義御制御條目
一火事御條目
一增上寺火消御下知狀
一火事寄場之覚
一火事裝束條々
一火事之時御制法
一道中人馬御沙汰
一馬次高札
一馬方御仕置
一長持人足賃
(注)江戸ヨリ品川迄駄賃錢御定札
一道中人數積并支度之事
一雜事高札數十條
一武家諸法度
一刀并拵月代等之事
一路次病人之事
一古金売買御停止札
一普請御触
一寺院造作御触
一殿中御條目
一奉公人作法御條目
一下々給分定
一御目附江被仰付覺
一札立所
- 一急養子判元見届之事
一大席下伺出聲高御制禁
一月拵之案紙
一振廻膳部覺
一魚鳥獻上御触
一御老中(注3)へ進物覺
一献上物臺并進物臺
一捨口(注4)并生類憐御触
一捨馬御触
一鳶鷹巢御触
一諸大名江戸供之事
一下馬より下乗橋迄召連人數之事
一大名從者覚
一奥坊主條目
一広間坊主條目
一御供番役
一御代替誓詞
一諸大名誓詞
一辻札
一国々船場高札
一浦口(注5)高札
一長崎制札
一御堀札
一江戸六ヶ所札寸法

一 摂州天王寺制札

一 京都大拵制札

注¹、都城本「従江戸」注²、「廊下」カ、都城本「廊下」注³、都城本「江」注⁴、「子」カ、都城本「子」注⁵、「タ」カ、都城本「タ」

一為過意籠舍ニは評定衆相談之上、定日日數廿六日限過則從籠可出事、

附、預者承候儀不指置、急度遂穿鑿可濟候事、
一裏判并召狀を請、逕參之者は其所遠近を考、日數積、依輕重、或ハ明曆候者は、勘定所之遠近積日數依輕重、或ハ籠舍、或可為過料事、

法令卷之一
評定所御條目

定

一寄合之式日毎月二日、十二日、廿二日、若公義御用有之^{往來}以而、式日及延引は、翌日可為寄合事、

一評定衆寄合場卯刻半時罷出、申刻可有退散事、

一寄合場使者之外一切不可參、勿論音信停止之事、

一公事人寄合、若輩并病者之外介添停止之事、

一公事罷出者、假令御直參之輩たりとも、不可帶刀脇差之事、

一公事人雖為親類縁者知音之好、評定衆寄合場に於て不可取持事、

一従遠国來公事を、在江戸久敷次第に可承候、當地之公事は其日之帳之首次第可承候事、

附、不承候而不相叶并急用は各別之事、

一公事不審かるる儀候ハゝ、其筋之役人可勤候、惣座中よりも無遠慮文寄之通可申事、

一公事裁計之以後、其筋之役人公事之者の留書うつさせ可被申事、

一公事口日落着無之儀ハ、其評定衆翌日寄合可被申付、不相済儀は年寄中談合仕、其上可言上事、

一公事役、先其所にてハ承内寄合場へ可出之、於公事は出之無滞之様可有之事、

寬永十二年十二月二日
讚岐守^{注13}
大煩頭^{注14}

注¹、都城本「候」注²、都城本「たりと云とも」注³、都城本「おゐて」注⁴、都城本「不叶儀」注⁵、都城本「存寄」注⁶、都城本「申候」注⁷、「其」カ、都城本「其」注⁸、「江」注⁹、都城本「定期数」注¹⁰、「其日限」注¹¹、都城本「或ニタ」注¹²、都城本「ハなし」注¹³、酒井忠勝カ、注¹⁴、土井利勝カ、都城本「大炊頭」

* (六行空白)

火事御條目

一火事令出来は、役人并免許之輩之外不可駆集、但役人之差団之者は可為各別事、

一火事場江下々相越、理不尽ニ罷通におひてハ、御法度之旨申聞セ、一切通すへからず、無承引者は搾捕へし、万^一、及異議は可為打捨事、

一火事場其外何所ニても金銀諸色拾取ハ、町奉行所へ持參すへし、若し、隠置脇ヨリ顯るニおいてハ可被行罪科、縱類たりと言とも訴人に出る輩は、其科ヲ免し御褒美可被下候事、

右條々可被相守此旨者也、仍下知如件、

天和二年戊五月日

奉行

注1、県立図書館本・都城本とも、目次項目の「火事御條目」なし

注2、都城本「へ」注3、都城本「は(者)」注4、都城本「江」

注5、都城本「し」なし注6、都城本「より」注7、都城本「お

ゐてハ」注8、都城本「同類」注9、都城本「を」注10、都城本「之」

寛文四年十一月十四日
注1、都城本「の」注2、都城本「之」なし注3、都城本「口」なし
注4、都城本「ひ」なし

増上寺火消御下知状

一增上寺火事之刻、火消之衆就被仰付候、彼家來火消之節、各被越候而も其場所程後可有之候間、脇をふせき可被申事、

一表門裏門明有之候而、火消役之外入廻、自然無沙法成儀可有之候間、門しめ置、火事しつまりかゝりにて、其僕兩人之火消衆より左右次第可被相帰候、勿論火消不申候ハゝ、門を明、火消之面々入候様申渡候事、

一兩人之火消衆江も急度可相達旨、被得其意可被申合事、

以上、

注1、都城本「作法」注2、都城本「かゝりて」注3、都城本「の」

一頃日於所々、付火いたす由三候間、面々屋敷廻無油断人を廻し火之用心堅可申付、自然おやしき者見合候ハゝ、無遠慮召搦可申事、一面々屋敷之内、紛入候不審者、又は火付之もの候ハゝ、召搦支配方へ申達し可受差図候、家來之者致火付候共、公義ニ可遂御検議候付、自分ニ而仕置不申付支配方へ可申達事、

一車長持向後弥停止之事、

附、火事之節、地車ニ諸道具を積のけ申間敷事、

一火事之節立退候者、拔身之諸道具為持候儀、無用之事、

一風烈數時分は致在宿、急用ニテ無之候ハゝ他行無用之事、

亥正月日 天和二年

奉行

注1、「あやしき」カ、都城本「あやしき」注2、都城本「ハ」注3、

都城本「し」なし注4、都城本「付火」注5、都城本「會議」

一火事装束之儀伺之覚(注2)付 御加筆

午五月大日付衆へ、火消役勤仕候諸大名衆之留主居之輩被召寄、

火消装束之儀被仰渡伺之覚、

一羽織襟に白餅三つツ付相印ニ仕候儀如何、

無用ニ候、

火事寄場之覚
一御小姓組御供番 桜田大腰掛
一御書院番御供番 大手大腰掛
一新御番御先番 御花畠之下(注1) 仁具組ニ附候御腰物
一小十人組御供番 御花畠之下(注1) 持御葵込之衆
一歩行之衆御供番一組 大手
一御持弓御持筒之内一組 平川橋之前

右御城近所火事并大成火事之節、此書付所□罷出可有候、其外番之面々宿所有之而、頭々江召仕候者付置可任差図、步行衆並御弓鉄炮之与力同心者頭々兼而申付下知ニ隨(注3) ひ候様、是又急度可被申渡者也、

寛文四年十一月十四日
注1、都城本「の」注2、都城本「之」なし注3、都城本「口」なし
注4、都城本「ひ」なし

一頭巾に相印白キ一仕候儀如何、

無用二候、

一紋所三所ニ付不苦哉、

注1、都城本「と（与）も」注2、都城本「候筋」注3、都城本「は
（者）」注4、都城本「くるしからす」注5、都城本「を」注6、都
城本「模様」注7、都城本「の」注8、都城本「三面」注9、都城
本「へは」注10、都城本「候之」

三ヶ所五所二面も在来紋之あるへき所に付候ハ不苦候、角之内、
丸の内心次第、但紋之内より剩成口とひ手探し付事、無用た
るへし、

一木綿勝負革染の羽織不苦哉、

不苦候、

一木綿うしろに山路二筋付候ハ如何、

少の筋(注3)二面も無用候、

一もゝ引水玉筋小紋如何、

くるしからす、

一三尺手拭筋如何、

くるしからす、

右之通以御用人聞届之、

御用人迄相尋候覚、

注1、都城本「三」なし注2、都城本「三所」注3、都城本「と
(与)も」注4、都城本「の」注5、都城本「之」注6、都城本「に」
注7、都城本「手ぬくい」

一火灾之砌、如此以前御弓鉄炮預り之面々辻々之儀、警固有之相改
候間、役人并忌懸之親類又舅聟之外、一切其場へ不可能越候事、
一火灾之場へ、下々相越理不尽二出罷通は、御法度之旨を申聞セ、
一切不可通、若合点於無之は可撃之、万一及異儀可為打捨事、
一自今以後、火灾場にて金銀諸道具等拾ひ取者は、即時に町奉行所
へ可持參、若隠置脇より顕申候においてハ、可行死罪、並捨物も
隠置は訴人に可出、たとひ同類たりと言とも其科をゆるし御褒美
之高下有之、急度可被下候、勿論盜取輩有之は訴人二可出、是又
御褒美可被下候事、

右之條々可相守之、若於違犯之輩は、速ニ可處嚴科旨、所被仰
出也、仍而下知如件、

寛文元五年六月十二日

注1、都城本「を」注2、都城本「ハ」注3、都城本「二面」注4、
都城本「三」注5、都城本「かくし」注6、都城本「る候」注7、
都城本「は（者）」注8、都城本「而」なし

一頭巾紋所成不申候由、一吹返し取可申候由、
和田大久保加賀守殿より諸大名留主居被召呼御書付ヲ以、向後火
事有之何も被罷出候節、かわ羽織装束柄様、美々敷無之様ニと御
座候、或ル留主居拝見之革羽織御座候得は、羅紗羅脊板どるめん
木綿布麻之類にて仕候儀、不苦哉と御用人迄伺申候得は、俄に火
事羽織御書改出し被成候由、右留主居名は失念、諸人称美仕候由、
熊倉之物語也、

一道中次人足次馬之欠数、縱国持大名たりといふ共家中共ニ、東海
道八百五拾疋は過へからず、此外ニ傳馬書ハ廿五人廿五疋に限る
へし、勿論道中にて人馬共迄通すへからざる事、

但、泊々二而木賃、主人ハ拾貳文、召仕之者は一人ニ六文可取之、
馬壹疋分拾貳文たるべき事、
一乗物ハ二丁ニ次人足六人、山乗物は四人ニて御定之人足貨取之可
相通、略

右之條々、可相守此旨、若相背は速ニ可被處嚴科者也、仍テ下
知如件、

天和二年五月日

奉行

注1、都城本「三」注2、都城本「附」注3、都城本「八」注4、
都城本「は（者）」注5、都城本「三」注6、都城本「通之」注7、
都城本「三」なし注8、都城本「テ」なし

馬は馬方も可見知置、如此申付上は、徒者ニ馬を借せんさくの時、
先々於不知は曲事に可申付事、
一手負其外不審成者馬を借候ハ、昼夜を嫌わす早々可申來、増錢
多く取馬をかすに於は可為曲事事、
右條々、可相守此旨、寛永二五年十一月、馬方共へ書上候手形
之通於相背は、馬方は不及申親方可為曲事者也、

寛永十二年卯月日

注1、都城本「有」注2、都城本「り」なし注3、都城本「に（爾）」
注4、都城本「三」

馬次高札

一本傳馬百疋并助馬迄出掛馬無之時は、庄屋問屋往還之面々、其趣
申断へし、然上は往還輩互ニ申合セ、前後人馬無端様時刻ヲ定、
段々ニ相通スヘシ、若人馬有之をかくし置、偽申に於ては、庄屋
問屋可為曲事、馬無之時ニ無理ニ可通由申掛ル輩あらは、幾度も
申断へし、略

天和二年十一月

注1、都城本「庄や」注2、都城本「セ」なし注3、都城本「を」

注4、都城本「ス」なし注5、都城本「おゐてハ」

一御傳馬不嫌昼夜可相立事

一駄賃錢如御定取へし、於取増錢は籠舍可申付候事、

附、背御法度駄賃錢高はり、剩他之馬方之者可為曲事、借候
者相對次第可仕事、

一手負其外不審成ル者馬かり候時、昼夜共ニ早々可申來事、

右此旨堅可相守、此外寛永二五年十一月馬方共書上候手形之通
於相背は、可為曲事者也、

戌十一月十四日

注1、都城本「候」なし注2、都城本「馬妨之者」

一長持一棹三拾貫目を限るへし、夫より重き荷物は持送るへからず、
人足五貫目荷物積にして、三拾貫目に人足六人、夫より軽キ荷物
ハ、貫目ニ隨ひ人数減少あるへし、此外は何れの荷物も可準之事、

注1、都城本「は（者）」注2、都城本「有へし」

一駄賃錢、如御定錢ニ而、可取銀子ニ而相渡者雖在之、一步壹貫之
算用可取、まし分取候ハ、御制札之通り可申付事、
一堺牧方へ駄賃馬に乗候者送届へし、中途にておろすましく候、替

馬方御仕置之事

一駄賃錢、如御定錢ニ而、可取銀子ニ而相渡者雖在之、一步壹貫之

算用可取、まし分取候ハ、御制札之通り可申付事、

一堺牧方へ駄賃馬に乗候者送届へし、中途にておろすましく候、替

〔江戸ヨリ品川迄駄賃錢御定札〕

定

一江戸より品川迄、上下駄賃荷物、一駄四拾五貫目に付而、京錢
式^(注2)拾五文、同板橋迄三拾六文たるへき事、

附、人足賃馬半分たるへき事、

一馬宿儀、定荷物をつる事、一切停止たるへし、馬早出次第荷物可
付事、

一馬次之所^(注3)にて、馬遅出すにおるてハ、右之荷物馬直に返し候て、
駄賃定めことく出すへし、日暮泊に着てハ、荷主より馬かたには、
左之錢を可出事、

一帰馬等荷物付る事、荷主馬見へ次第たるへし、若難渋申者於有之
は、其所^(注4)之年寄可為曲事事、

一通荷物之事、御上洛之節ハ、何方之馬も可付、通常に通事可相守事、
右之條々堅相定畢、若於違背之輩、速^(注5)二可處嚴科也、仍如件、

慶長十六年七月日
板倉伊賀守

米沢清右衛門

大久保石見守

注1、「・・・」の文は脱漏に付、目次項目から補充、都城本は「從江

戸品川迄駄賃錢御定札」注2、都城本「廿五」注3、都城本「二面」

注4、都城本「而」注5、都城本「之如く」注6、都城本「方ニハ」
注7、都城本「の」注8、都城本「二」なし

万治二年己亥十二月十日
* (十七行空白)

遠国面々、可召連人數積并支度之事

一万石馬上五騎、諸道具以下ハ、馬上之員數ニ相応メ可減少、

一二万石馬上五騎、一三万石馬上五騎、

雜事高札

條々

一一季居之事堅被停止之畢、前々よりの勤人之外、奉公相止る輩、

一四万石馬上七騎、一六万石馬上七騎、

一七万石馬上十騎、一八万石馬上十騎、

一九万石馬上十騎、一十万石馬上十五騎、
此上^(注2)之輩も拾五騎に過へからず、勿論諸道具以下馬上に応し可
減少、但物頭も拾五騎之内たるへき事、

注1、都城本「毛」注2、都城本「の」

江戸又は國元江發足之砌、支度すへき心得之事

一鉄炮袋、猩^(注3)之皮羅紗無用之事、

一諸道具、金銀箔之紋無用之事、

一虎獵虎豹鞍覆無用之事、

一羅紗押懸無用之事、

一絹手綱無用之事、

一徒若党并小者中間衣類等迄も、常々御意候通たるへき事、

一乗掛馬、ふとん等華麗なる儀無用之事、

一馬、絹木綿之外無用之事、

一金銀のし付無用之事、

右之通可相守者也、

又は百姓にふりかゝり一銭そりすへからず、但先規より有来候得
は、勘兵衛兵四郎手札を取へき事、

一於町中、自然火事出来時、奉公人一切出会助へからざる事、

一手負たるもの、隠置へからざる事、

一門立すへからざる事、

一ほうかゝけ、其外何にてもふかく顔をつゝミ、夜中にあミ笠を着
候やからあらは、見合次第可処罪科事、

右之條々、於違犯之輩は、忽可被處嚴科者也、

慶長十八年八月三日

注1、都城本「の」注2、都城本「ハ」

條々

一人をかとハし売候者死罪事、

一人を買取先より先へ売候者は召連籠舎、其上過分其分限を越て可

懸之、若於不出者は死罪事、

一人売買令停止之上は、或譜代或家子たりといふとも、うり候価程、
売人買人双方より可出之、則うられ候者は取可伺其身覚悟事、

一かとハされうられ候者は其本主人可返之、若無主人者は是も其身
存寄次第事、

一人売買之儀、人改之上は可被行死罪、但一夜之者は糺明之上之科
によりて曲事たるへき事、

一人売買口入之儀、かとハし候口入ハ可為死罪、若又譜代金子以下
之口入、尤其品ヲ以籠舎、又ハ可為過錢事、

一長年季御停止之上、自然猥之輩ハ其分限に隨、双方より過錢たる
へき事、

一暇を不乞して欠落之者は、当主人江相届可召返之、但御陣御上落
御普請之時は、惣出仕罷帰候上可召連、乍去致曲事欠落者は、為

各別之条、其趣を主人江相断、若於無承引は奉行所ニ而可申届、
又は在々所々引籠有之候者ハ、其所之地頭代官江相届可被返事、

一欠落之者請人之儀、申定候切米一倍請人方より主人江可出之、但
於不出は可為籠舎、其者は主人次第事、

一御陣御上落御普請之砌、欠落之者ハ別而曲事也、然上は請人尋出
主人方へ可相渡、若於不相叶は、受人方より為過料、右約束之切

米二倍主人之方可遣之、於不出は籠舎之上、主人可相計之事、

一欠落之者他所にて取替をいたすにおてハ、其人之損亡たるへし、
但受人在之者、受人の方より為科ニ過料右約束之切米二倍主人之

方可遣之、於不出は籠舎之上、主人可相計之事、
一欠落之者他所にて取替いたすにおてハ、其人之損亡たるへし、
但受人在之者は、受人の方より取替程前後之主人江可出之事、

一公義御法度を相背者、欠落重科之者請人之儀、本人を尋可出之、
於名聞は可為死罪事、

右條々、於江戸、如此被仰出者也、

元和五年十二月廿六日

注1、都城本「江」注2、都城本「而」注3、「任」カ、都城本「任」

注4、都城本「は（者）」注5、都城本「を」注6、都城本「三」注7、
都城本「八」注8、都城本「へ」注9、「上洛」カ、都城本「上洛」

注10、都城本「御普請役」注11、都城本「なり」注12、都城本「二而」

注13、都城本「おいてハ」注14、都城本「有」注15、都城本「科二」
なし注16、都城本「二而」注17、「不」カ、都城本「不聞」

定

一武士之面々、若覚之儀は不及申、中間輩にいたるまで一季居切抜置へき事、

一人売買事、一円停止たり、若売買致候輩ハ売損買損之上、被買候者は其身の心にまかすへし、並勾引売に付てハ売主ハ成敗、うらる候者ハ本主人可返事、

一年季候事、三ヶ年を限るへし、但三年過ハ双方可為曲事事、一於町、自然火事出来時、奉公人下々至迄一切不可出入事、

一手負たるものを隠置へからさる事、

一主なし宿かりの事、請人之手形を町奉行江上、兩人之裏判を以宿を可借事、

一辻立門立すへからさる事、

一ほふかゝけ、其外何ニてもふかく顔ヲつゝむへからす、其族あらは見合に成敗たるへき事、

一たはこ作事同売事、被仰出御書付之如ク、堅可為停止事、

右可相守此旨者也、

元和二年十月日

注1、都城本「迄」注2、都城本「か」なし注3、都城本「は（者）」

注4、都城本「ほう」注5、都城本「而も」注6、都城本「を」

注7、都城本「のことく」

一人売買一円停止たり、若猥輩於在之は、其輕重をわかつ、或死罪籠舎、或過錢たるへき事、

附、口入同罪之事、

一男女抱置事、十ヶ年を限へし、過十年可為曲事事、

一古より其領内に在来輩たりといふとも他所へ相越へしと望者、妻子をも令所持、其上科無之者呼返儀、可為停止事、

一手負たるもの不可隠置事、

一江戸より品川駄賃錢一駄付而無荷物印之乗者、帰り駄賃同前たるへし、但荷返し急相通ル輩ハ、荷なしに乘といふとも、夜分ハ

一駄の荷の積に駄賃錢取候事、

一御傳馬并駄賃之荷物、一駄四拾貫目たるへし、但四拾貫目よりおもき荷物ハ、秤にかけおもき分可除旨、荷主へ申断へし、若除ましきと申輩あらは、幾度も申断、其上にも承引無之は、馬を出すへからさる事、

一人足荷物一人付五貫目をかけるへし、それよりおもき荷物ハ荷主へ断之、おもき分可相除、自然除ましきと申候におゆてハ、先条之ことくたるへし、人足賃馬之半分たるへき事、

付、人馬御朱印を傳馬次之所（注8）おいて拝見いたし、御書付其外一疋一人たりとも不出す事、

一宿賃之事、仮舍代共壹人付分十六文、馬に五十たるへき事、

一人馬之賃、宿賃以下御定之外、まし錢（注9）取候者ハ、三拾日籠舎たるへし、并其町之年寄過料たるへし、五貫又其外は家一軒より百文ツゝ可出事、

一御傳馬駄賃之荷物等揃次第可出之、但駄賃高札二入時ハ、其町より在々所々にやとひ荷物滯無之様ニ留、風之時も可出之事、

一往還之輩、高札之面を相背き、理不尽之儀不可有之、又往還之者

に対し、其所之族非分之儀におひてハ、可為曲事事、

右可相守此旨者也、仍執達如件、

万治元年十月日

注1、都城本「或は（者）」注2、都城本「二」注3、都城本「江」

注4、都城本「者を」注5、都城本「は（者）」注6、都城本「す」
なし注7、都城本「の」注8、都城本「に（爾）おゐて」注9、
都城本「不可出事」注10、都城本「假の（能）代」注11、都城本「を」

注12、都城本「き」なし注13、都城本「おゐてハ」

條々

一忠孝を励し、礼法を正し、常に文武芸心懸、儀理專にし、風俗を
不可乱事、

一軍役如定、猥弓鉄炮鎧甲冑馬皆具諸色兵具等人積、無相違可相嗜
事、

一兵具之外、不入道具を好ミ、私之奢不致万儉約用へし、知行水損
旱損風損虫付、或船破損或火事、此外人も存たる大なる失墜ハ各
別、件之子細なくして身躰ならず、奉公難勤輩は、可為曲事、
一屋作小身の族、身躰に応し其例を承合、軽く可致事、

一嫁娶之儀式、近年小身之輩に至まで甚及美麗、向後諸道具以下分
〔注15〕〔注16〕に応したる結構いたさす可用儉約、たとひ大身たりと言とも、長持柄釣輿三十丁、長持五十棹に過へからず、惣而此数量を以而
応分限可沙汰事、

一振廻之膳木具并盃台金銀彩色停止之、但高貴人珍客には木具不苦、
或晴之会合或嫁娶之時、金銀器皿足可為其定次第、惣而振廻之儀
軽く可致事、酒乱醉二不可及、

一音信礼儀、太刀馬代黄金壱枚或八十枚、隨分、以此内可減少、或
銀一枚青銅三百疋礼物百疋に至迄可用之、并小袖十如右可減少之、
雖為大身、不過之、惣而諸色以此積可用遣之、國大名は礼儀
〔注28〕〔注29〕〔注30〕可受差図事、

（空旨）時も、此上之花麗不可致、勿論酒肴等も可為輕少事、
一被行死罪者有之刻は、被仰付輩之外、一切其場へ不可懸集事、

一喧嘩口論堅禁制畢、若有之時、令荷擔は、其咎可重於本人、惣而
喧嘩口論之刻、一切不可懸集事、

一於殿中、万一喧嘩口論有之節は、番切可相計、猥二自他之番寄集
るへからず、番無之座席ならハ、其所へ近き輩可計之、事にも成
間敷儀を見ながら、悪事いたさしむへからざる事、

一火事若令出来は、役人并免許之輩之外不可懸集、但役人差図之も
のは可罷出事、

一本主之構有之者不相抱、叛逆殺害盜賊人之者有之は、急度返すべ
し、其外軽き咎之者に至ルまで、役者届次第追拵へし、小者中間
は可返之、於難渋は、番頭組頭令相談可済、番頭無之者は其並之
輩可致談合、若滯者有之は、役人へ達し、可受差図事、
一於諸國中、大犯人有之、たとへ親類縁者たりとも、直參之輩相
抱へからず事、

一知行所務諸色、相定候御年貢所馬其所外に非法をなし、領地亡所
にいたすへからざる事、

一知行所務諸色、相定候御年貢所馬其所外に非法をなし、領地亡所
番頭組頭二可令相談、番頭無之者は、其並之輩に及談合可済事、
一組中并与力同心、他之組と申分有之時、其組之荷擔いたす番頭組
頭、互に及相談可済之、若滯儀有之は、役者二達し可受差図事、
一百姓公事、双方自分之知行所たるに於は、其地頭可計之、相地頭
之百姓と公事いたすハ、其類之番頭組頭以相談さばくへし、番頭
なきものハ、其並之輩寄合可済、滯儀有之は、役者に達し、
可受差図事、

一跡目之儀、養子は存生之内可致言上、末期ニ及ひ忘却之刻申と言
とも不可用、勿論無筋目ものを申立へからず、たとへ雖為実子、

筋目違たる遺言立間敷事、

一結徒党、致荷譴、或妨をなし、落書張紙博奕不行儀之好色、其外
侍に不似合事業仕へからざる事、

一大身小身ともに、自分用所之外、買置商買壳利潤之構不可致事、

一步行若党衣類、さやちりめん平嶋羽二重絹紬等之外、不可着之、
小者中間衣類、帶二布木綿可用事、

一惣頭諸役人、万事付而、不可致依怙、并諸役者其外之品々常ニ致
吟味、不可油断事、

一上着之趣、たとへ如何様之もの申渡と言共、不可違背事、

右、可相守此旨、若於違犯之族は、糺其咎之輕重、急度可处罚
科者也、

寛永十二年十二月十一日

*「注〇」は、「御当家令条卷一（諸土法度）」（『近世法制史料叢書第二』

所收）の表記

注1、「文道」注2、都城本「義理」注3、「并」注4、「無相違様」

注5、「嗜之」注6、「いたすへからず」注7、「進退」注8、「事事」、

都城本も同上注9、「族に至迄」近年分に過、美麗におよぶ、自今以
後進退に応し」注10、「列」注11、都城本「迄」注12、「華麗」注

13、都城本「二」注14、「過たる」、都城本も同上注15、「いふとも、
都城本も同上注16、「長柄」、都城本も同上注17、都城本「而」な
し注18、「振舞」注19、都城本「二」注20、「之土器」注21、「い

たすへし」注22、「及へからざる事」注23、都城本「二」注24、都

城本「ハ」なし注25、「銀拾枚」注26、「隨分限」注27、「以内可減

少之」注28、「不可通之」注29、「国持」注30、「と」注31、「取か

ハしの」注32、都城本「二」なし注33、「他番より」注34、都城本

「へ」なし注35、「相抱へからず」注36、「届あらは」注37、都城本

「二」注38、「至てハ」、都城本「至迄」注39、「侍ハ」注40、「所

注41、「役者」注42、「家中」注43、「あらハ」注44、「たりといふと

も」注45、「輩取持」注46、「かこふへからざる事」注47、「所當」

注48、都城本「領主」注49、「可済之滯儀あらハ、役者に達し可受其

旨事」、都城本「可済之」注50、「いたさす」注51、都城本「に」注

52、都城本「おゐてハ」注53、「無之ものハ」注54、都城本「は」者」

注55、「惣て滯儀」注56、「捌可請事」注57、「用之」注58、都

城本「者を」注59、「許容すべからず」注60、「或落書」注61、「張文」

注62、都城本「無」注63、「商元」注64、「歩若党」注65、「布木綿」

注66、「停止事」注67、「附、弓鉄炮之者、絹紬布木綿之外、不可着

之、小者中間衣類」注68、「万二」注69、「物頭」注70、「役之」注

71、都城本「事」なし注72、「意」、都城本も同上

*参考史料『徳川禁令考』卷三

一大⁽¹⁾を切者有之は、其屋敷之者出合、何方迄も追掛留置、刀脇差を
取子細を相尋、奉行所へ可注進、若刀脇差不出すまひ候ハ⁽²⁾、討
捨候⁽³⁾而も不苦、若右之者追留候時は、先々之屋敷よりも、急度出
会可留者也、取紛は昼夜屋鋪之番人油断たるへき事、

六月廿日

右寛永年中被仰出候趣也、今以用之、

注1、「人」カ、都城本「人」注2、都城本「い」注3、都城本「と
(与) も」

^(注1)
武家諸法度

一文武弓馬之道專可相嗜事、

左文右武、古之法也、不可不兼備矣、弓馬は是武家之要枢也、

号兵為凶器、不得止而用之、治不忘亂、何不励修練乎、

一大小名在江戸交代所相定也、毎年夏四月中可致參勤、從者之員數近來甚多し、且國郡之費、且人民之勞也、向後以相應可減少之、但上洛之節は任教令、公役は可隨分限事、

一新儀之城郭構營堅禁止之、居城之隍堀石壁^(注5)已下壞敗之時、達奉行

所可受其旨也、櫓堀門等之分は、如先規可修補事、

一於江戸并何国、縱令何廣之事雖有之、在国之輩は守其所、可相待

下知事、

一雖於何所行刑罪、役者之外不可出向、但可任檢使之左右事、

一企新儀結徒党、成誓約之儀、制禁之事、

一諸國主并領主等不可致私之諍論、平日須加謹慎也、若不可及遲滯

之儀は、達奉行所可受其旨事、
一國主、城主、一万石以上并近習之物頭は、私不可結婚姻事、
一音信贈答嫁娶之儀^(注13)、或饗應或家宅營作等、^(注14)万事可用僕約事、但當時甚至花麗也、自今以後可為簡略、其外万事可用僕約事、

一衣裳之科不可為混亂、白綾公卿以上、白小袖諸大夫以上聽之、紫祫、紫裏、練、無紋之小袖、猥不可着^(注15)之、至諸家中郎從^(注17)諸卒、綾羅錦繡之飾服非古法、令制禁之事、

一乘輿は、一門之歴々、國主、城主、一万石以上、國大名之息、主暨侍從以上之嫡子、或年五十以上或医陰之兩道、病人免之、其外禁濫吹、但免許之輩は各別也、至干諸家中は、於其國撰其人、可遵

^(注9)
載之、公家、門跡、諸出世之衆は制外之事、

一本主之障有ル者不可相抱、若有叛逆殺害人之告者、可返之、向背

之族は、或返之、或可追出候之事、

一陪臣人質所獻之者、可為追放死罪者、可伺上意、若於當座有難遁

儀而、斬戮之者、其子細可言上事、

一知行所務清廉之沙汰、不致非法、國郡不可令衰弊事、

一道路駅馬舟梁等無油斷、^(注25)不可令往還之停滯事、

一私之関所、新法之津留、制禁事、

一五百石以上之舟停止之事、

一萬事如江戸之法度、於国々所々令道行事、

*「注〇」は、「御当家令条卷一」(武家諸法度寛永令)」(『近世法制史料叢書第二』所收)の表記

注1、県立図書館本・都城家本とも、目次項目の「武家諸法度」省略

注2、都城本「の」注3、「巳」注4、「大名」注5、「交替」注6、「以下」、都城本も同上注7、「敗壞」注8、「何等」、都城本「何扁」注9、「刑罰」注10、都城本「争論」注11、「有」注12、「之」なし注13、

「儀式」注14、「御当家令条」では、ここに但書の文章の「當時」^(注16)簡略其外^(注17)までが入り、但書なしの本文のみでまとめる注15、「衣裳之科」、都城本「衣類之科」注16、「為」なし注17、「諸卒者」注18、「城主」、都城本も同上注19、「乘」注20、「之」注21、「候之」なし、都城本「之」なし注22、「質人」注23、「可及追放死刑時」注24、都城本「於」なし注25、「断絶」注26、「不可令致」注27、「石積」注28、「可遵

行」注29、「右条々」注30、「先例」注31、「乙亥歲」なし

注7、都城本「後日に（爾）」

*参考史料『徳川禁令考』卷三

一刀 武尺八寸二九寸 是より長ハ可^(往)可差
一大脇差 壱尺八寸 右同前

古ル金売買御停止札
一江戸中辻々橋々之辺、何にても古今之類一切売買不可仕事、
一橋之はつし金物之類、
一門之はつし金物之類、
一銅瓦なまり瓦、銅之板はつし金物類、
一社堂はつしかなもの類、

一大なて付 一大ひたひ 一大そり付
一大髭 一大鍔 一大角鍔
一大^(往)空自 一朱鞘 一黃構^(往)之さや

右之通先年御法度被仰付候得共、頃日少々相見得候付、重而如
此御触候、以上、

月 日

注1、「不」カ、都城本「不」注2、都城本「二」及び空白なし注3、

「漆」カ、都城本「漆」

右品々、自今於町中売買不可仕、自然屋敷方寺社方私物於有之
は、町奉行之番所之申断、其上買取之上、急度可被行罪科者也、

注1、都城本「ど（与）も」注2、都城本「へ」

*関連史料『島津家歴代制度卷之一（五五）』（『鹿児島県史料 薩摩
藩法令史料集一（五五）』所収）

路次病人在之時之札

一江戸中往還之者、於道路頻に煩出し、又は酒に醉行^(往)殿候之節、町
送仕候儀、向後かたく可為停止、侍屋敷町屋之前たりと云とも、
其所之者無之候は、留置令介抱、正氣付上可遣之、若一日も一
夜も於不得快氣は、其所之支配方迄申断可^(往)伺差図、縱正氣付候上
にも行歩不叶時は、其宿之住所承届候而、使を差越むかひ者喚寄、
相渡可遣之、

右之旨於致違輩は、後日聞江候共可為曲事也、

戊九月三日

注1、都城本「殿」注2、都城本「いふとも」注3、都城本「任」

注4、都城本「二も」注5、都城本「ハ」注6、都城本「の」

居屋鋪普請之儀御触覚書

一長屋^(往)下石垣之儀、雖為大身、向後ハのつら石垣可被致候、但有
來分^(往)は其^(往)差無之、重而築直候時は、のつら石垣^(往)可被仕候事、
一長屋^(往)腰板之儀、跡々は結構に候、向後は雖為大身、何にても勝
手次第、軽く可被致候事、

一萬石以下之輩、縱雖為番頭、座敷は武間梁に過へからず、但台
所は三日築不苦候、立木家を作直候時ハ、右之間数を可用事、

注1、都城本「は（者）」注2、都城本「ハ」注3、「置」カ、都城本「置」
注4、都城本「に（爾）」注5、「間」カ、都城本「間」

寺院造作之御触

一 梁行京間三間を限(注1)へし、但桁行ハ心次第たるへし、
一 仏壇の屋、京間三間四間を限(注1)へし、
一 四方しころ庇、京間一間半を限(注1)へし、
一小棟作たるへし、

一 臂木作より上之結構無用たるへし、

右自今客殿方丈庫裏、其外何れにても、此定より梁間ひろく作(注2)へ
からす、若シ広く可作子細於有之は、寺社奉行所へ申達之、可(注3)
同差図候、以上、

注1、都城本「限るへし」注2、都城本「シ」なし注3、都城本「任」

銀十枚、但番衆之多少(注4)二依るへし、

一 何事に寄らす御法度を不相守、並不行儀有之事、或死罪、或流罪、
又は過怠料(注5)之輕重によるへし、

一 番頭組頭無念申付、若シ怠り之輩於有之は、頭中より過料出すへ
し、但事によりて可為重科事、

一 諸ヶ條之内、不申上して不叶事をハ、何時によらす可令言上、必
す毎月晦日に諸法度善惡之儀可披露、但年寄共候ても可申渡事、
一 於城中、又若党并小者何事ニよらす背御法度、又は不行儀(注6)者之事、
本人ハぬらんめかし候ハ、其所之番衆越度たるへし、過料銀五
枚、

右ヶ條(注7)堅可相守此旨者也、

元和八年十一月十五日

注1、都城本「候」注2、都城本「り」なし注3、都城本「候」注4、

都城本「おとなハ」注5、都城本「は」者注6、都城本「当番迄」

注7、都城本「に」爾依へし注8、都城本「科」注9、都城
本「シ」なし注10、都城本「おこたりの」能注11、都城本「す」
なし注12、都城本「に」爾注13、都城本「之」者注14、都城本「条」

殿中御條目

定

一 当番不参之事、改易たるへし、

一 番明卯刻以前罷出事、其年之知行召上へし、

一 寢番之輩、酉刻(注1)後出仕之事、過料銀弐枚、

一代番之請取渡事、相手かわりたるへし、同番之儀是又同前事、但
參勤之刻限遅参之輩、過料銀弐枚、

一 当番之輩無用事而他之座敷に罷在事、過料銀壹枚、

一 当番之面々、差当り急用在之時、番頭横目三不申理罷出事、可(注2)為
改易、

一 志の事、過料銀壹枚、

一夜詰以後、有明之外焼火立置事、過料銀弐枚、

一 落書之事、

一 おとなハ死罪、少人ハ流罪、本人しれすハ、其屋敷當番過料

奉公人作法御條目

定

一 侍之事は不及沙汰、中間小者(注1)至迄、一季者儀一切不可置事、附
奉公望之者一季と相定、出ル者ハ可為曲事、

一 新参之者は、存分次第可堪忍、但其年之切米を取にお口口、翌年
の夏迄役義を勤、其上暇をも可乞事、

一 御普請御陣御上洛之御證文ハ、御使之沙汰在之時、暇を乞候儀、

可為曲事旨被仰出上八、存其旨不可出事、附、関東中諸奉公人之

注1、都城本「儀」

外、六尺一円不可抱置、若相背輩ハ過料として金子壹枚可出之事、

右條々、堅可相守之者也、

慶長十五年四月二日

注1、都城本「ニ」注2、都城本「於ては(者)」注3、都城本「之」

注4、都城本「儀」

亥九月十八日

下々給分定之事
一中間小者草履取給分之事、金式両式歩、夫より下は相對次第たる

へし、但旧功を成におひてハ可任主人之事、

一相定給分之上に^(注3)四季せ停止之事、

右之通可相心得也、

注1、都城本「於是(者)」注2、都城本「之心」注3、都城本「ニ」

御目附之面々江被仰付覚之事

一諸大名御旗本江万事被仰付御法度之趣、相背輩於有之は、承届可

申上事、

一對公義、諸人不覺輕成者於有之は、承届可申上事、附、諸事御奉

公たての儀、并無沙法なるものハ、承届可申上事、

一年寄中其外御用人、并諸役人代官以下ニ至迄、御奉公たて仕者、又は御後暗者有之は、承届可申上事、

一御軍役之分承届可申上事、

一民つまり草臥^(注4)之義、承届可申上事、

一不依何事、諸人迷惑難儀於有之は、承届可申上事、

右之旨、御誓紙被申渡也、

急養子判元見分之事

一急養子、壹万石以上は大目付^(注1)、壹万石以下頭無之衆は、御目付^(注1)衆見被申候筈^{二付}、可得其意候、以上、

亥九月十八日

右急病人方より何時によらす申来次第、直ニ罷越見可申事、

一判元見申候上八^(注2)、文言并願之品を構申間敷事、

一宛所は、其支配方ニ可仕事、

一御小人御中間頭並之者は、御徒目付罷越見可申事、

一宛所之事、若御老中之御支配は、若御老中不殘判元見可申候、御

目付之名壹人、

一右御老中之御支配は、御老中不殘判元見申候、御目附壹人、若先

達而、筑前守殿書入可申哉と窺候得共、無用之由可申事、あなたより書入之出候ハ^ト、其^(注3)取可申候、右は秋元津守殿被仰渡候、

孫田中孫十郎力 平^(注6)秋田平太夫力 市^(注6)千屋ノ承 長^(注7)日根野長右衛門 承之、

亥五月十一日

注1、都城本「附」注2、都城本「は(者)」注3、都城本「元」な

し 注4、都城本「付」注5、都城本「受取」注6、都城本「之」

注7、都城本「日野」

御礼日大廊下伺出之聲高成を制す^(注1)

一御成之時、御先へ参所々御番所見分仕候事、

一上野増上寺紅葉山御成之時、前日御番所引渡候事、

但御番所引渡候而、右之御番所書付絵図共二當番之御目付中御

小人二持セ遣事、御番所引渡衆へ廻状之案文、

明十七日何々所(往)へ御參詣付、御番所被仰付候間、何時彼地(往)へ

御出可有之候、御番所引渡可申候、以上、

或ハ只(往)可被罷出候、

月 日

御目付中

誰 殿

注1、都城本「す」なし 注2、都城本「江」注3、都城本「参り」

注4、都城本「附」注5、都城本「之」注6、都城本「彼之」

注7、都城本「ハ」なし

月 払之案紙

一殿中所々御番所御沙法相遣儀、無御座候事、

一如例月、御徒目付町廻り仕候処、侍小路町方別条無御座候事、

注1、都城本「作法」注2、都城本「替」

振舞膳部之覚

一御鷹之鳥拌領被披候時、老中於招請は、檜木具(たじえび)暨盃台三通は不苦、

三什十菜(ともに香物)吸物并肴五種(押物)、後段一魚菓子、此外は可為無用、但内々にて被披候歟、又は老中招請たりといふ共、常々振舞は塗膳を可被用、但向膳も無用之事、

一雖為国持大名、不時之振舞ニは、三什七菜吸物并肴二種、後段一色菓子、此外は可為無用、小身之輩組合兼日より雖為約諾、此献立可用事、但振舞之刻、又は常にも杉重之菓子は可為無用、折櫃

物不苦候事、

一組中振廻、又は相役人等寄合之節ハ、不可過二什五菜事、

注1、都城本「五」なし 注2、都城本「之」注3、「色」カ都城本「色」

注4、都城本「舞」注5、都城本「は(者)」

魚鳥獻上之御触

一獻上物領分より參候魚鳥類、一年に一度程は數少可被差上之、其節仲間江も一通りは可被遣之、獻上無之時は無用事、

一いき魚類貝類、獻上無用之事、但仲間(往)へも無用候、

注1、都城本「江」

御老中へ進物之覚

一鯛 鰐 石かれい ひらめ あまた(往) もうを 鮎 はたしろ
此外輕物

右三件、貞享四年十二月廿六日阿部豊後守殿へ諸家留主居召寄被

仰渡、

注1、都城本「い」注2、阿部正武力

獻上物台并進物台之御触

一獻上物之台上檜杉無用候、何木二而も可用之、みかきも軽くいたし、足は檜杉之外、何成りとも仕二重を相止、ひきく可仕事、

一獻上箱、肴の箱、其外獻上物入候箱、檜杉を相止、何木にても丁寧無之、すかく恵よぶ無用可仕候事、

一籠に入不苦物は、かこを用可申事、

一獻上其外、自分之取替し蕨橋柳橋停止之事、

外此間六ヶ條 略、

一 在々に相立候高札立替之節、杉檜可為無用、何木ニ而も可用候事、
一 乗物之捧上檜無用、仕何木成とも可用之、但幅不可過五寸也、

右之通來午正月より改之、可相改者也、

元禄二年巳八月 日

注1、都城本「と（与）も」注2、都城本「成共」注3、都城本「之」

注4、都城本「ハ」注5、都城本「樽」注6、都城本「略ス」

注7、都城本「事」

一 捨子いたし候事、令制禁、養育なりかたき訛有之候は、奉公人は其主人、御領は御代官手代、私領は其村主五人組、町方は其所之名主五人組ニ其品可申出、於難育は其所にて養育可仕候、此上捨子仕候者、急度可為曲事也、

元禄三年午十月

注1、都城本「在」注2、「名主」カ、都城本「名主」注3、都城「三
而」注4、都城本「者也」

捨子并生類御触

一 捨子有之候ハゝ、早束不及届、其所之者いたわり置主に養ひ候歟、

又は望之者有之候ハゝ可遣之、急度付届ニ不及候事、

一 鳥類畜類人に疵付候様成儀、只今之通可相届候、其外おくひ、又はおのれと痛煩候計ニ而是不及届申、隨分養育いたし候而主在之候ハゝ、返し可申候事、

一 無主犬、頃日は食物給させ不申様相聞候、畢竟食物給させ候得は、其人之犬之様ニ罷成、以後迄むつかしき事ニ存、いたわり不申と相聞不届候、向後左様ニ可相心得候事、

一 飼置候犬死候得は、支配方へ届候様相聞候、於無別条は、向後左様之届無用之事、

一 犬計ニ不限、惣而生類、人々慈悲之心を元と致、憐候儀肝要之事、

貞享四年卯月 日

注1、都城本「早速」注2、都城本「直ニ」注3、都城本「ひ」な

し 注4、都城本「ハ」注5、都城本「在候」注6、都城本「之」なし注7、都城本「とは（与者）」注8、都城本「候」なし注9、

生類憐之御触

一生類あハレミの儀付、最前以書付被仰出候處、今度武州高尾村同國代鳥村之者、病馬捨之不届之至りニ候、死罪ニ可被仰付候得共、先今度は一命御たすけ流罪被仰付候、向後相背者は急度曲事可被仰付之、御領は御代官、私領は地頭より前方被仰出候趣、堅相守候様、入念可申付者也、

貞享四年 月 日

注1、都城本「儀ニ」注2、都城本「附」注3、都城本「り」なし
注4、都城本「可」なし注5、都城本「此度」注6、都城本「助け」

一 捨馬之儀ニ付、段々被仰出候処、頃日も捨馬仕候者有之候、急度御仕置可被仰付候得共、先今度流罪被仰付候、向後捨馬仕候者於有之は、可被行重科者也、

十一月 日 貞享四年

注1、都城本「ヘ」注2、都城本「此度」

鷺鷹巣之御触

一在々森林、或は海道之並木、或は屋敷廻り居山に鷺鷹巣をかけ不

申様ニ繁々見廻り、若巣をかけ候様ニ見およひ候ハゝ、巣を破り

可申候、若遅く見付、玉子抔生置候巣を破り候者如何候間、早速

取捨可申候、

一御年貢地、或武土屋敷寺社共其趣申達^(注3)、是又巣をかけさせ不申

様ニ可仕候、外二^(注4)ヶ条略、

右、從公義急度被仰渡候儀は無之候得共、右之段村々二而百

姓并召仕等迄相守候様可申付、乍然鷺鷹巣取候ニことよせ、諸

鳥巣、下々子共取捨候儀可有之候間、其段入念鷺鷹巣之外、

一切とらせ申間敷候^(注5)、已上、

貞享五年戊辰二月廿二日

注1、都城本「及」注2、都城本「如何ニ」注3、都城本「シ」な

し 注4、都城本「ニ」なし 注5、都城本「ヘ」注6、都城本「と

は（与者）注7、都城本「どちらセ」注8、都城本「舗」注9、都

城本「以上」

就御移従大名従者覚 万治二年九月二日

一国持大名并侍従以上之面々、出仕之時召連侍三人ツゝたるへき事、

一國主之息并万石以上之面々、出仕之時召連侍武人たるへき事、

一万石以下三千石迄寄合、右同断、

一諸番頭諸物頭、右同断、

一御守衆御小姓衆御小納戸衆表御小姓衆、召連侍二人たるへき事、

一下乗橋より内へ召連候人数積事、御定之通可相守事、

一国持大名并侍従以上之面々、出仕之時召連士可為三人事、

一国持大名息并一万石以上之面々、召連士武人たるへき事、

一右何れも草履取一人挟箱持老人、但雨天之時は笠物一人挟箱持

二^(注3)人可相通事、以下六^(注4)ヶ条略、

一万治二年亥九月五日

注1、都城本「ハ」注2、都城本「笠持」注3、都城本「武人」

注4、都城本「已下」注5、都城本「一ヶ条略ス」

下馬より下乗橋迄召連人数之事

一侍六人、或五人四人、

一六尺四人 一草履取老人

一挟箱持武人 一雨天之節笠物一人

右之通可被相通候、縱国持大名たりと言とも、此書付之外數多通

ましき者也、

一右之外往還之時も右之積を以、如此心得有へき也、分限によるへし、

注1、都城本「笠持老人」注2、都城本「云共」注3、都城本「二

注¹、都城本「の」注²、都城本「中奥」注³、都城本「老人」

注⁴、「笠持老人」注⁵、都城本「左馬頭殿」

公方様、弥御機嫌能被為成御座、於何之所御拳ニ而真鷹一被為合候、此旨御老中（注¹）へ可被仰達候、以上、

奥坊主衆條目

一五節句朔日十五日廿八日、諸大名出仕之砌、大広間（注¹）次之間御座席に台子をしけ御茶可有之、勿論外之御座敷へ御茶持はこひ申間（注²）鋪事、

附、諸大名出仕之節、御勝手より差図なく、御茶持はこふへからす、并御茶道頭御台子有之所へ見廻、諸事入念候様可申付事、一子細なくして諸大名不可參、若無拋儀於有之は、其趣を頭中（注²）へ申断可（注³）伺差図事、外十五条略ス

右之條々、可相守此旨者也、

万治二年九月五日

注¹、都城本「次之御座に」注²、都城本「江」注³、都城本「數」注⁴、都城本「御」なし 注⁵、都城本「任」注⁶、都城本「ヶ条」

同御広間坊主衆御條目 六ヶ条略

一大名衆出仕之節、取持大勢罷出間敷事、但御玄喚進物取次之外、一切罷出へからざる事、

右、可相守此旨也、万治二年九月五日

注¹、都城本「相」なし

一萬事御法度違背之族、心に及候處、見出間出候様隨分入精心を付可申候、勿論見のかし聞のかし候儀は、在御座間敷候、聊以用捨之儀なましく候、御法度之趣を自分違背仕間敷事、

一御目附之權威、対諸傍輩、私之奢仕間敷事、

一諸事不行儀なる族有之は、其人江申断、若手引候ハゝ可致言上候、但事ニより老中迄も可申候、万一雖為老中其儀申断、是又外老中迄可申達候事、

一萬事相談之時、不残心底申出多分ニ付相極可申候、狼之儀を隠候而、何角と沙汰仕間敷事、

一奉對御為、同役之面々と中惡敷仕間敷候事、

御供番役

一御城廻り御鷹野之時は、羽織二而罷出候事、

一御鷹狩之時、御挙之度々御本丸へ御注進申案文

月 日

当番御目附中（注²）但夜入候得は御注進不仕候、

注¹、都城本「江」注²、都城本「夜」

御代替誓詞

起證（注¹）文前書之事

一今度就御代替、弥重公義御為第一奉存候、御後閣儀不仕段、前々被仰付候趣堅相守、御奉公油断仕間敷事、

一御一門を始、諸大名諸傍輩奉対御為、以惡意申合、一味

一御尋之儀、雖親子兄弟知音之好身、又は中惡敷輩にて有之とも覇頗偏頗なく有様ニ而可致言上候、勿論御隱密之上、密々之趣毛頭他言仕間敷候、惣而殿中之御沙汰御老中差図なく諸方へ申遣間敷事

一親類并近縁、右之外訴訟仕候儀、取次仕間數事、
一於殿中、輕事は可取次、書付御使被遣候時分も、右之段相守油断

仕間敷事、

延宝八年七月十八日　右之通於評定所誓詞仕候、

注1、都城本「請文」注2、統く文章欠（都城本も同じ）

諸大名衆誓詞前書

一奉對御番家御奉公之儀、今以疎略仕間しき事、

一縱如何様之儀御座候共、無表裏別、心一篇ニ御奉公可申上候事、
一雖為親子兄弟知音之好、対公儀聊惡心者御座候共、同心不仕偏

可奉勵忠節事、

右之條々、雖為一事於違背は

注1、都城本「當家」注2、統く文章欠（都城本も同じ）

辻 札

一堤と河端之間に牛馬を放かふへからざる事、
一道之外、みたりに通へからざる事、
一植木さし木にさかるましき事、

右條々、相背族におゐてハ、可為曲事者也、

慶長十二年三月十九日

國々船場高札

向井渡　既橋　五料　一本木　葛和田
河 保　古 河　房川渡　栗 橋　関宿大船渡境

七里渡　房川　神崎　小見川　松戸
市 川

一定船場之外、脇(注1)にて猥(注2)に往還(注3)之者渡すべからざる事、

一女人手負、其外不審成もの、いつれの船場(注3)ニても留置、早々到江

戸可申上、酒井備後守手形於有之は、無異儀可通事、

一郡郷里よひのもの、前々の船渡所可渡、其外女人手負不苦ものハ、
其所の給人、又は代官の手判を以可相渡事、

一酒井備後守手形雖有之、本船渡場之外ハ、女人手負不審成者ハ一
切不可通事、

「惣別江戸江罷越者あらたむへからざる事」

右條々、於相背族は、可被処嚴科者也、

元和二年八月 日　対馬守(注8)　大炊守(注9)　備後守(注10)

上野介

雅樂頭(注11)

注1、都城本「三面」注2、都城本「者」注3、都城本「と（与）も」

注4、都城本「之」注5、都城本「船場之外」注6、都城本「可」なし

注7、「・・・」の文は、都城本で補充した脱漏分注8、安藤重信力

注9、都城本「頭」、土井利勝力注10、酒井忠利力注11、本多正純力

注12、酒井忠世力

諸国浦々高札

一公義之船は勿論、諸船(注1)ともニ風波之難ニ逢候時分、助船を出すへ
し、磯近所成所入精、不破損様ニ肝(注2)を煎へき事、

一船破損之時、船主頼におゐてハ、其浦々の者荷物入精可取上候、
然は其上所々荷物之内、諸荷物二十分一、但川船ハ浮荷物(注3)二十一
流荷物廿分一、其取上候者ニ可遣之事、

一沖におゐて荷物之浮候時、高船着候所之湊にて、代官下代并庄や
寄合遂穿鑿、船相残候物之分書付証文を可出事、

但於浦々流々之者と申合、荷物盜取候族候由申におひては、

後日之聞候共、船頭勿論申合候族不殘死罪、其浦為過料家一

軒より鳥目十疋ツゝ可出事、

右條々、可相守此旨、惣而惡敷儀於有之は、其所之者不及申、
他所より聞へ候共訴人に出へし、御褒美可被下候、其上科人之
儀、罪之輕重にしたかひ可被仰付候者也、仍如件、

寛永十三年二月日 奉行

注1、都城本「共ニ」注2、都城本「浦之者」注3、都城本「川舟は(者)」
注4、都城本「三十分」注5、都城本「二二而」注6、都城本「お
ゐてハ」注7、都城本「聞ヘ」注8、都城本「三」注9、都城本「隨」
注10、都城本「候」なし

長崎制札

肥前国 長崎

禁制

一伴天連日本江乗渡事、

一日本之武具、異國江持渡事、

一奉書船之外、日本江異國より渡海之事、

附、日本住宅之異国人同前之事、

右條々、於違犯之族は、可処嚴科者也、仍執達如件、

寛永十一年五月廿八日 奉行

注1、都城本「の」

江戸六ヶ所札寸法之事

一伝馬札 長八尺五寸 八尺

一御仕置札 長七尺八寸 七尺五寸

一毒薬札 長七尺三寸 同 山高(注1)壹尺九寸 同

一火事制札 長四尺八寸 山高(注1)壹尺八寸 同

一火事制札 長四尺八寸 山高一尺五寸五分

御堀札

條々

一此堀にて舟より荷物揚之船を岸際につけ、御堀(注3)へちりあくた不落
やうに可仕候事、

附、荷物揚之候輩は、跡急度可払除事、

一公船之荷物出入、三日之内ニ可揚之、小船は翌日をかきるへし、
明舟久敷不可懸置、荷物あけ、はとふに於は早束可相戻、并荷物
舟場に長くつミ置(注7)へからる事、

附、商舟一切入へからざる事、

一所々よりちりあくた船にて、捨所永代島高札を立置候間、彼島に
遣し可捨候、若道筋に於而捨候は、夜船にて遣す儀停止たるへき
事、

右條々、可相守之、若違背族在之は、可被行曲事、近所辻番之
者可改候、自然荷物揚場之儀、相背者於有之は可処罪科也、

万治元年十二月日 奉行

注1、都城本「御堀」注2、都城本「二而」注3、都城本「江」

注4、都城本「様に(爾)」注5、都城本「船」注6、都城本「早速」

注7、「へからざる」カ、都城本「へからざる」注8、都城本「嶋」

注9、都城本「除」注10、都城本「て」注11、都城本「す」なし

注12、都城本「者也」

一增駄賃札 長四尺三寸 四尺

山高一尺四寸五分 同

一吉利支丹札 長四尺五寸 二尺五寸

山高一尺四寸五分 同

一当本馬札 長卷尺

横八寸

如此御定法也、他国江被立札寸法、右細字(注2)之(注3)ことし、

注1、都城本「二」注2、都城本「へ」注3、都城本「の」

注4、都城本「如し」

札立所之事
一右之札は道中より江戸町中江被仰出、所々(注1)二札被立置也、其所ハ

日本橋 一石橋 浅草橋

糀町 本郷 芝

右六ヶ所に被立者也、何れも寸法は右之ことく、同覆有石垣を三尺之高サ築立、其上四方井垣有り、

一札寸法、京大坂ハ江戸と同し、江戸と道中との札之寸法ハ、大を

五寸、小を三寸の上にす、

注1、都城本「へ」注2、都城本「は(著)」

摂州天王寺制札

禁制

一帶兵具、寺中令往還事、
一於寺内、殺生之事、
一博奕之事、

一堂塔つふてうつ事、

附、寺中江魚鳥入事

一寺内猥放牛馬(注1)之事、

右條々、堅被成御停止畢、若於違犯之輩は、可被處嚴科之旨、
被仰出者也、仍而如件、

元和九年八月 日

注1、都城本「之」なし

京都大仏制札

禁制 大仏殿并鐘樓

一惣門之内、酉刻以後不寄貴賤徘徊、并覆伏事、

附、諸伽藍樂書事、

一參詣之諸人擊、於門内廻廊射芝矢振火取散候事、

一諸殺生之事、附、門内放飼牛馬之事、

右條々、任先例御停止訖、若於有違犯之族は、速可被處嚴科者也、仍而如件、

延宝五年五月三日 越前守藤原朝臣在判

注1、都城本「候」なし 注2、都城本「而」なし

* (五行空白)

通昭錄卷之三十八

通昭録卷之三十八

法令卷之二

一町人御仕置

一町人刀御停止付細工人御触

一町人年々御触

一大工町人受取普請付御挟持町人刀御免

一堺町木挽町新吉原御法度

一大坂芝居御仕置

一大坂傾城屋御仕置

一大坂揚屋御仕置

一大坂町中御法度

一大坂町人作法

一大坂町中御触

一大坂上荷茶船御仕置

一西国方年季男女抱下

一西国大名藏元町人

一大坂質屋御仕置

一新錢御仕置

一悪戦えらひ札

一秤之御(注1)ふれ

一関東山中鉄炮改札

一江戸中鉄炮改札

一辻番御仕置

一所替上使御下知條々

一国巡見御触

一廻國衆へ御下知状

一家綱公御幼少付仰渡

一芝御守殿御仕置

一御関所御仕置

注1、都城本「触」

* (二十二行空白)

法令卷之二

諸町人御仕置

一町人跡職之事、存命之内五人組江相断、其上町々年寄三人之所二而帳二可付、但其子於不届は重而可申断之、及末期筋目違たる遺言相立間(注1)鋪事、

一主人家僕之公事、勿論主人次第たるへし、但主人非分有之は、隨理非可裁許事、

一親子之間公事、親次第たるへし、雖然親有非儀は、依理非可申付事、一受人縱雖為同類、其所によりて科を免し、御褒美可有之事、(注2)

附、田畠野山等隱し置訴人之事、御褒美被下、隠置輩は、或(注3)ハ死罪、或(注4)ハ過料可隨科之輕重之事、

一慥成(注5)證人証拠有之儀を存、申掛公事を仕る輩ハ、或籠舎或(注6)は過料、籠舎之日數過代之員數ハ可依科之輕重事、

一御代官所給所方町人百姓目安之事、其所之奉行、代官并給人等に捌(注7)を受へし、若其捌非分之事有之は、於江戸可申付之、奉行人并給人に不斷して訴申族は、縱雖為道理不可裁許事、

附、寺社之百姓目安之事、其所之代官へ相断捌受へし、若其捌非儀有之は、於江戸可申之、代官江不断して訴訟申族は、是又

不可裁許事、

一国持之面々中家中并町人百姓目安之事、其國主之仕置次第之事、
一寺方之事、本寺之捌を受へし、若本寺之捌非分有之は、於江戸可
申之、本寺へ不斷して訴申族ハ、縱雖有理不可裁許事、

一申分不立非証拠訴申族は、於其所死罪又は為籠舍へき事、

一殺害人之事、其時之品ニ依り、或ハ死罪或は籠舍或過料、可隨罪
之輕重事、

一刀傷咎之事、其品^(注9)ニより、或ハ籠舍或は過料、可隨罪之輕重^(注10)事、
一ハかり言を申族之事、其品^(注9)ニより或は籠舍之事、

一欠落者送りたる事、可為曲事事、

一欠落者請人之事、可隨科之輕重事、

一遠境相論之事、其一町之者を召出、証拠次第に^(注11)可申付事、

一逃物諸色受取物、如約束不相調事は可為曲事事、

一科人雜物并妻子衣類等事、或は主人或は其所之奉行改所、於搦捕

は、其主人其奉行人之進退たるへし、御奉行所より届有之而、被

行罪科族は、御奉行人可差上事、

一科人捕^(注12)あます事、其時之首尾によりて可為越度事、

一寛文十年庚戌八月十一日

注1、都城本「數」注2、都城本「ハ」注3、都城本「は」者」

注4、都城本「過料之輕重事」注5、都城本「証文」注6、都城本「付」

なし注7、都城本「に」（爾）より注8、都城本「或は」者」注

9、都城本「に」（爾）注10、都城本「二」なし注11、都城本「二」

注12、都城本「候而」

受人申付様之事

一欠落人六七ヶ所より多届有之請人をハ入籠申付、十二月迄二不埒
明者は二十里四方迄追放いたし、若立帰^(注13)リ罷在候ハ、召捕さらし

町人刀御停止付細工人御触

一町人雖為御挾持之者、刀帶之江戸中徘徊、弥堅可為無用、但免許
之輩^(注14)制外之事、

一町人之屋作并衣類諸事、相守僕約成程かろく可仕事、
一従何方、蒔繪道具雖逃之惣梨子地物金粉切金道具、向後一切不可
仕事

一右之通町中急度可相触也、自今以後、相背之族於有之は、可被
處^(注15)背科者也、

一盜物質屋に有之は、其主人江可有之、彼賊物代者は、元主よりし
ちやへ可遣候事、

一寛文六年四月 日

注1、都城本「ハ」注2、都城本「嚴科」注3、都城本「江」

注4、都城本「候」なし

町中年々御触

町中年々申渡候事

一人請立候は、慥成人主并下受人を撰、手形を取請ニ立可申候、若

慥成人ニ下受人を不取受ニ立候者有之候は、可為曲事事、

一行衛不知もの、又は欠落人抔受人宿所へ引取置、奉公に出す者有

之候間、大屋家主切々相改、左様成者は差置候は、早々番所へ召

連可被出候、若脇より相聞候ハ、大屋家主可為曲事事、

注1、都城本「者」注2、都城本「ハ」注3、都城本「ス」

候而、斬罪ニ申付候、勿論重科の者をハ不及追放令誅戮事、

寛文八年三月仰渡百姓諸色御條目之内

一同四五ヶ所より届有之受人をハ、日切之手形申付、欠落者を尋不

出候得は、手錠をかけ封印をいたし、封印を改め、其上尋出候得

は、欠落人を主人江出之成敗致せ、受人をハ手錠を免候、尋出候

事不罷成時は、金子ニ而埒明可申候、受人を初より繩しはりにい

たし預候者御座候事、

一少給之方之請人は尋させ候(注7)に不及、日切をいたし取替之金子取逃

之雜物代出させ埒明候、若滯候(注8)得は、是をも手錠をかけ済させ候

事、

注1、都城本「り」なし 注2、都城本「いたさせ」 注3、都城本「も」

注4、都城本「免し候」 注5、都城本「候」なし 注6、都城本「二

致」 注7、都城本「二」 注8、都城本「へ」

大工町人受取普請付御挟持町人刀御免

一大名衆、御旗本衆并寺社方、三間梁より大成る家御誂被成共、今

度御法度被仰付候間、此以後受取仕間敷候、町中棟梁大工并受取

仕町人共に、急度此旨申渡候、自今いたし申間敷候、於相背族は

可為曲事事、

一御挟持人之町人刀差候儀御免之事、但法躰は無用事、

附、召連候下人、是又刀無用事、

右之通、從 公義御挟持被下候町人江可申渡候、御挟持人有之時

は重(注4)て申渡候段、其御挟持人名書付持參可申候、以上、

注1、都城本「二」 注2、都城本「致」 注3、都城本「但」 注4、

都城本「而」

堺町木挽町新吉原御法度條々

一堺町木挽町見せ物不可結構之、并忠役者衣類、絹紬木綿可着之、

但舞台衣類も唐縞、羽二重、絹紬紺屋染たるへし、紫裏練無紋紫

拾之類停止候事、

附、舞台 幕懸 金銀箔無用候事、

一人形裝束不可結構之、何にても金銀之押箔無用たるへし、但大將

人形計鳥帽子之金銀不苦候事、

一堺町木挽町やろふ舞台之狂言仕舞、奉公人之棧敷江不可出入、雖

為百姓町人猥(注5)二出會長座致間敷事、

付、棧敷之幕簾、弥停止事、

一新吉原屋作振廻惣音信、江戸町中に、或承合雖其(注6)分限成程軽可

仕事、

一新吉原は絹紬木綿可着之事、

附、遊女之衣類何地ニ而も可為紺屋染事、

一新吉原へ乗物馬ニ而通ふもの有之は、其断仕らせ受付申間敷事、

但、無理ニ参るもの有之候ハ、早々奉行所へ急度可申上事、

右堅可相守者也、

寛文八年十二月廿日

注1、都城本「惣役者」 注2、都城本「唐嶋」 注3、都城本「ど(与)

も」 注4、都城本「丁」 注5、都城本「やろう」 注6、都城本「鋪」

注7、「・・・」の文は都城本で補充した脱漏分(次の大坂芝居御仕

置き後半に示した」まで続く)

大坂芝居御仕置之事

一奉公人木戸錢を不出者芝居入間敷候、奉行所之名をかり理不尽にはいるべきと申者ハ、侍とも小者二面もとらへ来るへし、但くるい候ハゝ、先留置可致注進事、

一御定番衆之目付は、芝居之者能見知るへし、其上主人之札を持可參候間、相改札もなく目付之由申者は押置御定番衆目付之方へ早々可注進、又札に不審在之は可為同前事、

一御番頭衆御加番衆之目付、是は芝居ニ用之儀有之時ハ、木戸錢を取へし、其外木戸錢を不出入候者狼藉者之条、とらへ可參事、

右此方之目付を出候間、芝居之者見のかし令用捨は「不残芝居を可掛之条、狼藉者在之時は、隣之芝居ニ面も出会□□可出者也、

辰六月十五日

注¹、都城本「拂」注²、「と(与)も」注³、都城本「注進」

大坂傾城屋御仕置之事

差上申書物之事

一傾城に縫薄麻子金入之卷物、着セ申間敷事、

一けいせい、乗ものに乗せ申間敷事、

一揚屋に傾城一夜之外置申間鋪事、

一身請いたし候女、先ニ而傾城二仕候ハゝ、見出聞出次第可申上候、并傾城町之外ニ傾城置候ハゝ、可申上候事、

一年季之女、十年之外置申間鋪候、其内も約束次第無相違乱暇を遣可申事、

右は、寛永十七年辰五月廿二日、書物差上申候、弥相背申間敷

候、以上、
注¹、都城本「鋪」注²、都城本「セ」注³、都城本「敷」注⁴、都城本「相」なし

今度被仰出候覚

一傾城町之喧嘩、死損たるへき由、大坂町中へ被成御触候間、相手を切殺し^(注1)、其場を立退候者は、被成御穿鑿間敷候、留置候者は可申上候、同心衆可被遣候而、奉得其意候事、

一傾城を切候者、男女之生死ニは無御構、男は死罪可被仰付候間、可申上由、奉得其意候事、

一年季十年明候而も、暇を出し兼候もの傾城目安を上、御穿鑿之上、非分を申懸暇を遣不申候ハゝ、籠舎可被仰付候間、傾城町中年寄共致吟味、無依怙可申付候、其上承引不仕暇出^(注5)可申候者御座候は、可申上旨、畏奉存候事、

右之通、少も相背申間敷候、為後日、仍如件、

慶安元年四月六日傾城屋不残連判

注¹、都城本「し」なし 注²、都城本「旨」注³、都城本「ハ」注⁴、「者」注⁵、都城本「不申」

大坂揚屋御仕置之事

差上申書物之事

一傾城一夜宛之外置申間敷候、勿論傾城買候男、一夜宛ニ而返し可申候、夜続置申間鋪事、

一町人之子共并手代致欠落候付而、揚屋に居申候儀も可在御座候間、見セ候様ニと断申候ハゝ、誰ニよらず早速見せ可申候事、

一不審成者、宿仕ましく候事、

右八、寛永十七年辰五月廿三日書物差上申候、弥相背申間鋪候、

以上、

一傾城町之喧嘩、死損たるへき由、大坂町中へ被成御触候間、揚屋
二て喧嘩を仕相手を切殺、其場を立退候者、御穿鑿被成間敷候、
但切候者留主申候ハ、可申上候、同心衆可被遣候旨、畏奉存候事、
けいせいを切候男、女之生死ニハ無御構死罪可被仰付候間、可申

上由、奉得其意候事、

一右ニも書上候あけ屋も一夜之外留申間敷候、

右之旨、少も相背申間敷候、為後日、仍如件、

慶安元年四月六日あけや共不残連判

注1、都城本「數」注2、都城本「候」なし注3、都城本「可可」

注4、都城本「セ」注5、都城本「は（者）」注6、都城本「に（爾）て」

注7、都城本「留置」注8、都城本「申候」注9、都城本「傾城」

注10、都城本「揚屋」注11、都城本「鋪」注12、都城本「揚屋」

大坂町人作法之事

條々

注1、都城本「を」注2、都城本「は（者）」注3、都城本「ハ」
注4、「違背」カ、都城本「違背」

慶安元年四月十五日

丹波
大坂町中

一町中夜番之事、先年如定置亥刻已前は往還可為自由、四以後八門
を立、相改町送に可通之事、
右之條々、數度雖相触、弥無油断町々致吟味、堅可相守此旨、
若有違輩之輩ハ、可被处罚科者也、

孫太夫

丹波

大坂町中御法度之事

一牢人之事、度々如相触、惣年寄之内に受人ニ立、奉行所之手形を

取宿可借、手形なく宿借者於有之は、急度籠舎可申付事、

附、永代町人ニ可成浪人ハ、如先規重而奉公仕間敷候、慥成請

人を立、手形差上可致居事、

一火事出来之時、兼而定置方角之者、早々手桶を持來へし、於令不
參は、或ハ籠舎或は過料たるへし、次に武士之奉公人火事場に出
向事、如制札一切停止たり、並町人大脇差を帶し不可出、若於相
背輩は、見合可捕搦事、

一辻ぼうひき、度々籠舎申付之、弥見合捕籠舎たるへき事、
一町人奉公人に対し、慮外いたすにおひてハ、可為曲事事、
一傾城町にて、致喧嘩於切殺は、可為死損不及申来事、

一町人乗物、辰年は六十以上と書出候得共、惣年寄は五十以上、并
法駄は乗へし、其外平之町人は番所断申來、其上可乘事、
一於惣会所年中之勘定相極候事、一町タより算用之通心得候は、并
物主書候者を撰出し、其時之分限私方一町切ニ遂勘定、家持は不

及申、借屋之者迄も無疑様に、町々の目録を於会所相究、其上を以、一町ニ会所之算用申分無之は、書物を惣年寄中可取出事、

右之通、去戌年申合、翌年亥七月ニ又書付ヲ以申渡、年寄中承知仕候との判形之書物雖有之、其後代替、又は新規入候年寄、自今以後、弥任此旨、勘定之差引可仕之、出入於無之は重可申出者也、

慶安元年六月五日

孫太夫

丹波

三所

年寄中

注¹、てんがじゅう、ヒロードのこと　注²、都城本「と（与）も」

注³、都城本「共」　注⁴、宝引　注⁵、都城本「おるてハ」　注⁶、

都城本「書出し候へ共」　注⁷、都城本「ハ」

大坂町中御触十九ヶ条之内

一童子誤而殺害朋友等は、不可及死罪、但十三歳以上之輩は不可通其難事、

明暦元年未十月十三日

隼人

丹波

北部南組天満組

会所々々

注¹、都城本「乙未」　注²、都城本「北組」

大坂仰渡之内

一行衛不知老人者に宿借ましく候、堂宮に寝伏仕候者於有之は、相

改不審成儀在之は、其所之御代官并給人江召連可參事、

慶安二年丑九月十九日

大坂上荷茶船御仕置之事

一上荷茶船運賃其外、万事御制札之旨、前々違背之者、或籠舎或過料たるべき事、

一川口におるて破損船在之時、早々上荷茶船を出し、船頭致相対、情を入れ荷物を取上へし、但流荷物は、船頭不及断取上、^(注4)轉法、三間屋、難波、其所々年寄屋敷之前ニ預置て、木津、野田、福島可為同前事、

附、風波之刻、田舎船上荷茶船をかり候時、無異儀荷物を取上、^(注3)

其後運賃定之通可受取事、

一取上ケ候荷物、右之通年寄屋敷之前ニ置、船頭并其所之年寄立合、沈荷物浮物之遂吟味、其上御制札之通^(注4)可仕事、

一当地中并轉法、三間屋、難波、木津、野田、福島、其外何方之船

二而も荷物盜取候^(注7)おひてハ、後日聞得候共、如御制札其者死罪、又其所者為過料事、

又其所者為過料事、

一夜中に上荷茶船を借り悪事仕者於有之は、船主可為同罪事、

一上荷茶船運賃をたかはり、剩他に船をかり候時妨之儀、可為曲事、借り候者相對次第可仕事、

一二二之三本木より内は、川の内たるべき事、

一火灾出来之刻、船にて荷物を退候者、先々の町ニ而見合次第、急度荷物穿鑿致^(注13)シ可相渡由、先年申付候間、其心得仕へし、并火事場親類近付有之船ニて見舞ニ越、荷物を退候者、火事場近辺ニ船を掛置、火事静り荷主差図次第可相届事、

但、上荷船茶船はけんさき、其外小船とも火事場之もの頼候ハゝ、荷物を積、是又火事場之近辺に懸置、火鎮候ハゝ、荷主差圖次第可相届事、

右條々、堅可相守此旨、惣而於致惡事は如御制札、其所其組之者は不及申、他所より成とも訴人に出へし、褒美を遣すへし、其上科人は其時之様子により申付へし、此趣寛永十四年申渡上荷茶船之年寄惣代并轉法、三間屋、難波、木津、野田、福島之庄屋年寄承届候也、

慶長元年六月五日

注1、「傳法」カ 注2、都城本「之」注3、都城本「上ヶ」

注4、都城本「り」なし 注5、都城本「町中」注6、都城本「と(与)も」

注7、都城本「三おるてハ」注8、都城本「ハ」注9、都城本「又ハ」

注10、都城本「ニ」注11、都城本「ニ面」注12、都城本「之」

注13、都城本「いたし」注14、都城本「ニ面」注15、都城本「者有

之は(者)」注16、都城本「附」注17、都城本「は」なし 注18、都

城本「共」注19、都城本「ハ」注20、都城本「す」なし 注21、「慶

安」カ、都城本「慶安」

西国方年季之男女抱下付諸家藏元侍共連判手形之事

一男女共年季之者、國元江抱下付候義御座候ハゝ、藏屋敷籠在候、

我々二断召連候様國元へ申合、無断獨二年季之者不抱下候様可申付候事、

一年季之者抱、國元へ召連籠下り候者、奉公人は不及申、町人百姓船頭加子二至迄、我等共受人以下穿鑿仕、年季十ヶ年之外抱不申候様致吟味、差下可申事、

一我等共に不申聞年季之者抱籠下り候ハゝ、縱從
公義御穿鑿無御座候共、聞付次第可申上候事、

右之通、不違背仕候様可申付候、我等共替り籠下候ハゝ、替り之者ニ此手形之趣、慥可申渡候、為後日、仍如件、

寛永廿一年七月廿二日

右之通、寛永廿一年七月藏本ニ罷在候者共、面々手形を差上申候、然ル廻其以後藏元之者替、又は久敷儀御座候間、油断可仕歟と被仰、重而御書付岡付而判形仕候、自今以後、弥右之手形之趣、違背仕間敷候、為後日、仍而如件、

慶安元年子六月五日

注1、都城本「ハ」注2、都城本「儀」注3、都城本「候」なし

注4、都城本「ハ」注5、都城本「ニ」注6、都城本「慥ニ」

注7、都城本「ル」なし 注8、都城本「鋪」注9、都城本「面」なし

注10、都城本「乘」注11、都城本「下し」注12、都城本「候」なし

西国方諸大名衆藏元仕町人共連判之事

一私共船宿仕候付而、船頭加子年季之男女を乗下し候者御座候ハゝ、

其御屋敷へ申断、藏元衆之手形を取置、差下可申候、藏屋敷へ断不申、年季之者差下候ハゝ、船宿之儀ハ不及申、五人組共曲事に

可被仰付候、為後日、如件、

七月廿二日

右之通、寛永廿一年七月被仰付、銘々手形差上申候、然廻其後、船宿も替、又は久敷儀御座候間、油断も可仕と御意ニ面、重而御書出二付而判形仕差上申候、自今已後右手形之趣、弥違背仕間敷候、為後日、仍如件、

慶長元年子六月六日

注1、都城本「乘セ」注2、都城本「江」注3、都城本「ニ」
注4、都城本「ハ」注5、都城本「以後」注6、「慶安」カ（慶安元年は「子」年）、都城本「慶長」を「慶安」と修正

候族あらは可申出、たとへ同類たりといふとも、其科を免し御ほ
ふひ被下へし、自然脇より訴人於有之は、本人は不及申五人組同
罪に行へし、并其所之者迄可為曲事事、

未二月

大坂質屋中御仕置之事

差上申書物之事

一度々被仰付候受人無御座、質物一切取申間敷事、
一縦受人御座候共、下直成質物ハ、吟味仕両隣近所之者共へ致相談、
取可申候、不念仕質物を取置候ハ、或は闕所或籠舍可仰付候旨、

町々へ御書出御座候通り、曲事二可仰付事、

一何時によらず御断之刻、質屋中之内、一人成共質見せを手引申候
而、御改ニ外レ申様成儀仕候ハ、如何様ニも曲事可被仰付候、
此判形之外、一人も質屋無御座候、若一成り共加リ申候ハ、急
度御改申上候、御帳連判仕候様仲間トメ可致吟味候、為後日、判
形仕差上申候事、

慶安元年五月十四日

質屋中連判

名主八本
帳二有之

右之通、我等共吟味仕、判形筆本見届申候、以來質屋江入申者
御座候ハ、御帳を申受書加可申候、為後日、如件、

年 月日

質屋年寄中連判、

秤之御触

一新錢之儀、何れ之所ニ而も無御免、一切不可鑄之、若違犯之者有
之は、可為曲事事、條略ス、

右條々、堅可相守之者也、仍執達如件、

明暦元年八月二日

一諸國在々所々におるて、新錢鑄出事かたく御停止也、若かくし鑄

悪錢えらひ札

一大かけ われ錢 かたなし ころ錢 新悪錢 なまり錢
右六錢之外は、御藏ハ御納候間、えらふへからす、金子壱部ハに
壱貫文之売買たるへし、若彼錢之外ハは押而つかふ者有之ハ、
糺明之上其面に焚印ヤクシすへき也、仍、所定置如件、

元和二年五月十一日

注1、都城本「江」注2、都城本「ニ」注3、空白二字分

注4、都城本「は（者）」注5、都城本「者也」

一五畿内 山陰道八ヶ国之内五ヶ国（隱岐、因幡、伯耆、山陽道、南海道
西海道）此外、壱岐対馬、

都合三拾六ヶ国、壱岐対馬相かく三拾ヶ国也、

右三拾五ヶ国、可用神善四郎秤之旨、去明暦元年被仰出之畢、
弥相守其趣不可違背、若於別人之秤用は、速ニ可被処嚴科者也、

寛永八年戊午十月廿六日

内膳正

但馬守

大和守

美濃守

豊後守

雅樂頭

一 東海道 東山道 北陸道 山陰道之内三ヶ国

右合三拾三ヶ国

右合三拾三ヶ国

右三拾二ヶ国可用守隨彦次郎秤之旨、去明暦元年被仰出之畢、弥相守其趣不可違背、若於別人之秤用は、可被処嚴科者也、

寛文八年戊申十月廿六日

注1、都城本「三拾三」注2、都城本「三拾五ヶ国」注3、都城本「之」なし注4、都城本「二」なし注5、「寛文」カ（寛文八年は「戊」年）、都城本「寛文」注6、板倉重矩カ注7、土屋数直カ注8、久世広之カ注9、稻葉正則カ注10、阿部忠秋カ注11、酒井忠清カ注12、都城本「十」

江戸鉄炮札

一 関東八州在々所々に於て、百姓鉄炮不可持上、此以前被仰付雖相触候、其以後御改無之、今以て致所持候由其聞有之、今度御藏入は御代官、私領は地頭方、寺社領は其住持神主共、鉄炮并玉葉之道具等第一可取揚候、但一万石以上之面々は、員數請帳支配迄可差上之、御代官神主団、右之趣支配は申断可任差団、為穿鑿檢使可被遣条、断なくして鉄炮令所持輩於有之は、御穿鑿之上、急度可被行罪科者也、

辰七月

注1、「旨」カ、都城本「旨」注2、都城本「ハ」注3、都城本「国」注4、都城本「は（者）」注5、都城本「より」

辻番之事

一 辻番之者、六十歳以上或拾歳以下不可指置之、並不行歩之者病人等不可置候事、
一 辻番組合之面々、致月番辻番無油断様可被申付候、并つくぼう、さすまた、もちり棒、たいまつ、挑灯、番所差置可申候、但長道具差置候儀可為無用事、

一 辻番人之儀、昼四人夜六人ツゝ差置之、不寢番可被申付事、

九月日

注1、「なり」カ、都城本「なり」注2、「所持」カ、都城本「所持」

注3、都城本「おるてハ」注4、都城本「江は（者）」注5、都城本「書付」

注6、都城本「は（者）」注7、都城本「可申付之」注8、都城本「二」注9、都城本「ゆるし」注10、口は「候」カ、都城本「ゝおるては」

注1、都城本「六拾」注2、都城本「二十」注3、突棒、都城本「つ
くほふ」注4、刺股注5、都城本「番所」注6、都城本「人数」

一辻番之儀、相定候人数之通昼夜無懈怠勤之不可油断、夜中不寢番
をいたし、番所之戸を明置節之見廻り昼夜限とす、狼藉もの、其
外不審成者於有之は早速出会、^(注2)留主不届之有之候ハ、其主人へ
可相渡候、主人不知候ハ、其辻番之月番ニ申断得差図、町奉行
所へ可相渡候、但公儀之辻番御支配方ニ相尋、町奉行所ニ召連可
渡之事、

一奉行人御目付衆夜廻り面々、申渡御法度之趣不可違背事、^(注5)但雜說
申触へからず事、^(注6)

一手負たるもの來候ハ、留置、主人於有之は可相渡、主人不知は月
番申断町奉行所へ可渡之、公儀之辻番は其支配方へ請差図、町奉
行へ可渡事、付、預り者仕間敷事、并辻番所之食物、其外目二懸
り候物商買仕間敷事、

右、可相守此旨、若於令違背は、依科之輕重可行罪科也、

寛文^(注1)三卯年三月日

御代替之節江戸中辻番捷書相改

条々

注1、都城本「勉」注2、都城本「留置」注3、都城本「江」
注4、都城本「二」注5、都城本「付」注6、都城本「候事」
注7、都城本「者」注8、都城本「義」注9、都城本「方へ」
注10、都城本「舗」注11、都城本「三年卯」

一辻番之儀、昼夜無懈怠可勤之、雖為夜中番所之戸を明置不審番
をいたし、請取之場所切々見廻り、若狼藉者又為手負輩、惣して不
審なる者來においては早速出向、留置之辻番支配の方へ申達、可
任差図事、

一辻番人数之儀、一万石ヨリ一万九千石迄之高ニ而相勤候人数、昼
三人夜五人ニ而可相勤事、^(注6)

付、一万石以上は一人辻番ニ而相勤候、請負候者渡置番仕間敷

をいたし、受取候場所切々見舞、若狼藉もの又は手負たる輩、惣
而不審成者來におゐてハ、早速出逢、留主之其主人へ可相渡、主
人不知時は町奉行所へ可渡事、^(注7)

一奉行人御目附夜廻り之砌、申渡御法度之趣不可違背候事、^(注8)

附、雜說を先々江申触へからざる事、^(注9)

一辻番所、男女當分之者ニも借へからず、惣而番所之前之人を集置
へからず、并衣類諸道具何ニ而も一切不可預り置事、付、辻番所
ニ而食物、其外見苦物商買仕間敷事、^(注10)

右條々、可相守、若違背之輩於有之は、穿鑿之上隨咎輕重急度
可申付者也、

寛文十年三月日

注1、都城本「者」注2、都城本「は(者)」注3、都城本「留置」
注4、都城本「江」注5、都城本「ハ」注6、都城本「候」注7、
都城本「目付」注8、都城本「候」なし注9、都城本「江も」
注10、都城本「へ」注11、都城本「と(与)も」注12、都城本「舗」

事、

一二万石ヨリ以上之高ニ而相勤之番人、昼四人夜六人ニ而可相勤事、

右、何も雖為組合、相定人数之通可相勤事、

一奉行人御目付衆夜廻之面々、申渡御法度之趣不可違背事、付、雜

説先々江不可申触事、

一辻番所ニ男女当座之宿ニ而も不可借、惣而番所之前二人集不可置、

并衣類諸道具、何ニ而も一切不可預事、

一荷物積米船河岸端ニ有之、辻番より為致、御定之日数之外不可差置事、付、御城ちり芥捨させ申間敷候、若辻番下知を不用ちり芥捨候もの有之は、其主人承届置へき事、

一喧嘩并辻切等有之節ハ、其所をき辻番御目付衆、早速可申達事、

一江戸中端々二而長屋、其外小団等ヘ、もちりにて衣類などをかけ取候由、其聞有之間、如此之儀をも見廻り受取候場所、情を入不可油断候事、

一江戸中往還之輩、於道路頻に煩出、又は酒に醉行留候節町送仕儀、向後堅可為停止、侍小路町屋敷之前たりといふとも、其所ニ暫留置之、令介抱正氣付候上可遣之、若一日も一夜ニ而も不得快氣おひてハ其所之支配方迄申断、可謂差図、たとひ正氣付候上にも行歩不叶時は、其者之住所不届、使を差越速之者招寄相渡可遣之事、右之趣、於致違背は、後日聞候共可為曲事者也、

天和三年二月日

奉行

注1、都城本「り」なし 注2、都城本「又は（者）」注3、都城本「おゑてハ」注4、都城本「江」注5、都城本「より」注6、都城本「勉」注7、「廻り」注8、都城本「と（与）も」注9、都城本「に（爾）」注10、都城本「置へからす」注11、都城本「改」注12、都城本「候事」

注13、「堀」カ、都城本「堀」注14、都城本「さセ」注15、都城本「鋪」

注16、都城本「は（者）」注17、都城本「衆ヘ」注18、都城本「小屋」

注19、都城本「おゐてハ」注20、都城本「まで」注21、都城本「と（与）も」注22、「承届」カ、都城本「承届」

所替之節 上使中江御下知 條々

一今度所替付、百石に毫足壹人出之、二日路可相違事、

一種借之儀、從藏出之借付義於無疑は可取弁事、

一借物は可為証文次第事、

一年貢米を可弁事、

一未進かたに取つかふ男女子事、所替之地迄送届、其上本国へ返之、但送^シケ年過は可為譜代事、附、譜代に出し置候男女事、於無其

紛は譜代勿論之事、

右條々、依仰執達如件、

寛永十年八月十四日

対馬
豊後守
伊豆守

上使中

注1、「相送」カ、都城本「相送」注2、都城本「返弁」注3、都城本「方ニ」注4、都城本「子」なし注5、両本とも一字分空白

注6、都城本「の」注7、都城本「條々」注8、都城本「対馬守」注9、阿部忠秋力

國巡見就被仰付御触

覚

一今度諸国巡見改被仰付候、國絵岡城絵岡無用事、

一人馬家數改^(注1)無之事、

一御朱印之外之人馬は御定之通、駄賃錢取之人馬無滯可出事、

一何方を見分仕候共、使者飛脚音信可為無用、但案内之者入候所は、其断可在之事、

一掃除等可為無用、但在来道橋往行不自由之所は各別之事、

一泊之宿所作事等可為無用、并茶屋新規作間敷事、

一廻国之面々、泊々^(注2)而つき米大豆、以其所之相場可売之、其外壳

物常々其所之直段^(注3)に売可申事、

右之段々、國主領主御代官方へ、先達而可被相触者也、

寛文七年壬二月十八日
〔段々〕^(注4)注4、「丁未」カ

注1、都城本「無用」注2、都城本「二」注3、「條々」カ、都城本

〔条々〕^(注5)注4、「丁未」カ

廻国之衆御下知状

覚

廻国衆御下知條々 覚

一公事訴訟目安一切被受取間敷候事^(注1)

一諸浦仕置善惡并困窮之鄉村在之ハ、子細可被承候事、

一浦方舟役運上何等之儀、可被承候事、

一きりしたん宗門前々御下知状三文言同し、

一浦々湊々におみて、此案文之通、重而高札可被立候間、堅^(注2)可有之

旨、御領私領方小庄屋五人組船主等二可申付事、

一浦々船^(注3)改水主役可被承候事、

一其所より江戸大坂之船ちん可被承事、

一買置いたしめうり仕候者、可被承候事、

一遠州御前崎之山と豆州小浦湊之山と、両所ニ灯明を立^(注4)可被致候哉、可有見分事、

一公義御仕置前とおなし、^(注5)

一浦々之湊において、弥博奕、惣而かけもの諸勝負不可仕、并遊船

一切置間敷旨、^(注6)庄屋五人組船主共に堅申付之、手形致させ可

被申事、

一金銀米錢、直段相場可被承候事、

一公事訴訟目安一切被受取間敷事、

一高札之関所立置候所は、向後立置候文字不見得ハ、書改可被立置候旨、家数在所ニ而可被申渡事、

一寛文七年壬二月十八日
〔段々〕^(注7)注4、「丁未」カ

注1、都城本「届」なし 注2、都城本「運上ニ成」注3、都城本「義」

注4、「丁未」カ

年号月日

注1、都城本「候」なし 注2、都城本「可相守之旨」注3、都城本「庄や」注4、都城本「船役」注5、都城本「候事」注6、都城本「可致哉」注7、都城本「同じ」注8、都城本「湊々」注9、都城本「おゐて」注10、都城本「三」

家綱公御幼少(注1)ノ間御側廻近習面々被仰出條々

一御幼少被成御座(注2)とて、御前をかるしめ、むさと仕たる儀を不可致言上、当座応御意過候共、御心の専二被為成候ハゝ、後之御為不可然、又其身も末々悪事可成之事、(注3)一御一門を始、諸大名并外様之面々江相頼不寄、何事取持たて被仕間敷事、其外親類縁者知音之好身、於御前(注4)とりなしたて仕候は、以来御為二ならざる儀も可有之、其上御成長被遊、其身をも不届可被思召事、附、直ニ不申上候共、於御前仲間ニ而咄候様、右取沙汰有之も可為同然、惣而御前ニ而公義をかるしめ、私之咄猥被致間敷事、

一中悪敷もの候儀たりといふ共、私之遺恨を以御前へ悪敷様に被致言上候ハゝ、右可為同前候事、(注5)

一世上之取沙汰承之諸人差別之疇、むさと御前江申上間鋪候、風説ニ而最負も在之候ハゝ、実説はまれにて大形可為虚説之間、是又同前、御為も不可然、勿論其身も夫々不届被思召候事、(注6)

一御前(注7)へ御心不被為附儀をしらせ節、糺すよき事に存候とも、むさとは知恵つけ立ニ而被申上は、考うすぐ有之候、以來之さわりに成へし、但被存寄儀於有之は、老中相談可有之事、(注8)

一被召上物、其外御遊等之節、風をも不被為引、御あやまち不被遊

候様、成程心を付可被申候、雖然御表書と御表むき御沙汰之儀は、たとへ御長座、又は御退屈可有を見及候共、御いたわりたて被申

上間敷候、若以来御氣惱に被為成候得共、第一御為不可然候、但下ニ(注9)而被致僉儀、其趣老中(注10)へ可有之相談事、

一不寄何事被仰出候儀を以而可被存候事隱在之候、先御(注11)申上、其上御家衆御老中迄可有相談、御小姓衆御小納戸衆ハ、御番衆(注12)へ可有相談事、

一御遊興之節、下々風俗をまなび、かりそめにも御形儀猥被為成候儀、被申上間敷候、勿論御遊興之時分ハ、表向御意候様御相手罷成へし、但御幼少被成御座とて、御前をかるしめ不申御遊過候ハゝ、手前形儀猥ニ無之様に心得肝要之事、

一上覽物并御遊興之儀被仰出候儀は、各別此方より被申上候而は、後々迄御稽古、又は御嗜ニも罷成候もの候外、或は一応御氣色好、或ハ面々數寄たる儀ニ而、当座之御遊興にて畢竟御為不可然候儀は、被申上間敷候事、(注13)

一御新たりといふ共、御殿中高雜談、又は不形儀有之、喧嘩口論出来候ハゝ、是又御為も不可然候間、不斷物毎に念を入れ、猥之儀無之口(注14)に可被相嗜事、

一御前を面々、并奥之坊主衆(注15)ともに致ル迄常々心も付、或酒狂或氣ちかひ物於有之は、不寄誰人老中迄、早々其趣有躰ニ可申進候、不慮之狂乱之輩、御前をきるふへからざる者は不及申、不断其心かけ肝要之事、

右之條々、可被相守此旨、若違背之族於有之は、或は御為、或は可為万人之妨、然則山之曲節奉對

公義不輕候間、此條目毎度遂披見、二六時中無懈怠可被相嗜者

也、

慶安四年辛卯三月廿八日 奉行

注1、都城本「之」注2、都城本「逆」注3、都城本「へ」注4、

都城本「取なし」注5、都城本「鋪」注6、都城本「江」注7、都

城本「ニ」注8、都城本「候」なし注9、都城本「數」注10、都

城本「可被思召」注11、都城本「知らせ」注12、都城本「直す」

注13、都城本「の」注14、都城本「候」なし注15、都城本「は（者）」

注16、都城本「ニ而ハ」注17、都城本「之」なし注18、都城本「而

なし注19、都城本「は（者）」注20、都城本「守衆江」注21、都城

本「ハ」注22、都城本「ハ」なし注23、「様」カ、都城本「様」

注24、都城本「共」注25、都城本「至迄」注26、都城本「つねく」

注27、都城本「氣ちかい」注28、都城本「申達」

附、男女不行儀有之においてハ、其身は勿論兄弟まで御かゝわ
り可被成候、
一台所方へみたりに用事申間敷事、
一火之用心の儀、所々に不寢の番を申付、入念らるへし、并奥方い
ろりの外一切あるへからざる事、
右、此旨を相守らるへきもの也、

享保十四酉十二月十五日

淡路守

左近將監

和泉守

注1、都城本「の」注2、都城本「鋪」注3、「以下」カ、都城本「以
下」注4、都城本「江」注5、都城本「さゝく」注6、都城本「子
とも」注7、都城本「いたす」注8、都城本「もし」注9、都城本
「さじ図」注10、都城本「は（者）」注11、都城本「差つかわし」カ、
都城本「さしつかわし」注12、都城本「ニおゆてハ」注13、都城本「迄」
注14、都城本「之」注15、都城本「ニ」注16、松平乗邑カ注17、
水野忠之カ

一竹姫君様御為第一奉存、松平大隅守之儀、是またおろそかにいた
さす御奉公油断あるましき事、

一表方より大隅守へわひこと、惣して訴訟之儀申間敷事、
一寺社之輩并諸職人町人被下、奥方へしん物受へからず、又は子共
女房御礼致すへからず、若御礼不申上候而不叶ものは、富岡田藤

元へ相談之上、差図いたすへき事、

一女房衆、上下共に壹年に二度之外宿へ出すへからず、其上先もた
しかならざる所へつかわすへからず、若き衆之事ハ、富岡田藤元
入念申付らるへし、若不叶儀有之時は、富岡田藤元より相談之上、
差つわし宿へ出すへき事、

御関所定書

定

一右御関所ニ而往還之輩、笠頭巾ぬくへき事、

一乗物ニ而罷通候面々、乗物之戸を開き通へし、但乗物は御関所之

輩、致差図女を見可通事、
一公家門跡諸大名参向之時は、前廉より其沙汰可有之候間不及改、
自然不審之儀あらは格別たるへき事、

右、可守此旨者也、仍執達如件、

天和二年十一月

奉行

注¹、都城本「関所前」注²、都城本「通り」注³、都城本「ひらき」

注⁴、都城本「の」注⁵、都城本「ハ」

江戸より出候、但去卯年朝鮮人來聘之節、御文言相改、高札立直り

申候、

箱根関所へ書附断

一男上下何人、又は此者老人從江戸何国何方迄相越申候、箱根御関所無相違御通可被下候、為其如件御座候、以上、

年号月日 何之誰内 何誰印

箱根御関所

御番衆中

注¹、都城本「江」注²、都城本「書付」注³、都城本「誰某」

家老証文之面々

一御三家方 松平薩摩守

松平加賀守

松平陸奥守

松平肥前守

乱心男女共 手負男女共 囚人男女共 死骸男女共

荷物等御老中方、京大坂駿府奉行よりも状箱荷物等之儀、宿々江之証文相添候得は相通候由、

注¹、「尼」脱カ、都城本「尼」注²、都城本「留主居方」注³、都

城本「無之候」

松平丹後守

松平安芸守

松平淡路守

松平右衛門佐

佐竹左京太夫

松平伊予守

細川越中守

松平摂津守

宗対馬守

藤堂和泉守

上杉民部太輔

松平播磨守

松平越後守

但御老中方御証文有之候得は、夜中も相通候由、宿繼御状箱并

松平左京太夫

松平越後守

松平越前守

但書同断、

松平肥後守

松平甲斐守

喜連川左兵衛督

一書右同断、 右書同断、

有馬玄幡守

丹羽左京太夫

立華飛驒守

一夜中往来共不相通候、

毛利甲斐守

酒井雅樂守

一弓鉄炮從 公義改候様ニと被仰付候、御書付ハ無之得共、

注¹、都城本「加賀守」注²、都城本「薩摩守」注³、都城本「頭」

挺迄は加賀守改有之相通候、十挺以上は 公義御証文ヲ以而相通、

注⁴、「井伊」、都城本「井伊」注⁵、「玄蕃頭」カ、都城本「玄蕃頭」

注⁶、都城本「遠江守」注⁷、「雅樂頭」カ、都城本「雅樂頭」

相模

箱根高札有之 大久保加賀守

江戸より出候、但去卯年朝鮮人來聘之節、御文言相改、高札立直り

申候、

一女 禪尼 比丘尼 髮切 小女

右之通相改御留主居証文ニ二而相通候、

一武具弓鉄炮往来共改無之、

一夜中は一切不相通候、

但御老中方御証文有之候得は、夜中も相通候由、宿繼御状箱并

荷物等御老中方、京大坂駿府奉行よりも状箱荷物等之儀、宿々江之証文相添候得は相通候由、

注¹、「尼」脱カ、都城本「尼」注²、都城本「留主居方」注³、都

城本「無之候」

相模

根府川 高札有之 大久保加賀守

但書同断、

弓九挺迄ハ無構、十挺以上ハ(注1) 公儀御証文ヲ以而相通す、此外之武具改無之、但半弓尻藏多少無構相通候由、

但箱根ニ面は弓鉄炮不相改候処、此根府川ハ箱根之脇道にて候

処、古來より弓鉄炮改候儀は、根府川之儀、豆州湯治罷越候武

家通候迄候ハ(注2)、平生武家往来無之場所候故、弓鉄炮通候時は、

先規より相改申候由、

注1、都城本「は（者）」注2、都城本「候得共」注3、都城本「を以」注4、都城本「ス」注5、都城本「に（爾）て」

と御定書無之候故、不相改候由、然共武具不相應ニ大分為持通り候歎取寄候様成儀、其訛承届不審之様子候ハ(注3)、江府汪進仕心得ニ而罷居候由、

一夜中は、京都所司代町奉行、大坂御城代御定番町奉行、伏見奉行、

奈良奉行、御留主居方之繼飛脚、又は右面々之家来等持証文持參

候得は相通候由、

但右之外ニモ、慥成証文持置候者之儀は、注進之旨趣分明候得

は相通候由、

今切湊江諸国之上下舟入候時は相改候由、右之出番所看板書付置

候由、

今切海辺ニモ、女井鉄炮等相改候由、御闕所付被仰付候御法度

之趣相守候由、

一囚人下り之節は、宿次御証文相添候得は相通候、道中ニモ乱心

手負囚人は、其所之奉行御代官領主は、家来等之手形を以相通候

由、

注1、都城本「而も」注2、都城本「改」注3、都城本「は（者）」

注4、都城本「ては（者）」注5、都城本「候」なし注6、都城本「を以」注7、都城本「江府へ」注8、都城本「持」注9、都城本「持参」注10、都城本「へは」注11、都城本「船」

上野
碓水 高札有之 内藤丹波守

但古來之御文言ニ而高札立直り不申候、

一女 禅尼 尼 比丘尼 髪切 小女
乱心男女共 手負同 囚人同 首同 死骸同

一下り鉄炮は、御老中方御証文ヲ以而相通候由、

但御用ニ而被相通候領主御役人鉄炮持參之時は、被罷登候時、

員數尤手形被致下り之節引合相通候由、此外武具ハ相改候様ニ

右之通(注2)之相改、御留主居方証文二而相通、

一下り女は、其國之領主手形二而相通候、(注3)信州「福嶋之御閔所を(越)

通り候而下ル女は(者)、(注4)福島より之送り手形を以(注5)而相通、加賀

能登越中之女は、松平加賀守家来手形二而相通候由、

但善光寺五智如來參詣、草津其外湯治之女出候節、(注6)仏詣湯治之

儀断置候得共、(注7)歸り候節、出候節之手形に引合通候由、

一下り鉄砲ハ、公義御証文二而相通候由、

但上方出候鉄砲御改無之、御用二而上方筋罷越候面々歸府之節、

式三挺之鉄砲は直判形取之相通候、尤登之節証文有之候得は、

帰府之節引合相通し候由、

一尾張殿紀伊殿上下之鉄砲式拾五挺ハ、(注10)先年

奉出来候付家来手形二而通、

一夜中は、公義御用之縫飛脚等罷通候節相通候、此外時付之飛脚訖

分明候得は相通、

但諸大名、夜中罷被通候節、御老中方御証文ヲ以(注11)而相通、右改

様之儀、番所江は板二記有之候、(注12)

一弓鉄砲長柄數多下り候節は、家来手形二而相通、(注13)

一二條大坂在勤之御番衆与力等乱心手負之者罷通候節八、(注14)大御番頭

判形二而可相通由、御老中方仰渡御書付有之由、且又公義囚入江

戸入候時分、御老中方御印形物有之候得は相通候由、但手負八主

人之家來手形二而相通候由、(注15)

御留主居(注16)遣候節、又は自分之家來留主居代家督、或ハ継目之時分

断狀

一筆致啓上候、然は拙者所替被仰付候付、從江戸何国何方まで家

來之者共差遣申候、何御閔所通御手判申受度存候、右之段御用番

誰殿へ申上相済申候、別紙証文何通進之候、乍御六ヶ數頗入度候、

湯治遣骸右同斷、

一筆令啓達候、然は何御閔所通御手判之儀、家來何某証文差出候

可差出候間、左様御心得可被下候、則判鑑致持參候様申付候、此

段為可得御意、如此御座候、恐惶謹言、

月日

誰様

人々御中

注1、都城本「建直り」注2、都城本「之」なし注3、「・・・」

の文は、都城本で補充した脱漏分注4、都城本「福嶋」注5、都城

本「り」なし注6、都城本「而」なし注7、都城本「へ共(者)」

注8、都城本「時」注9、都城本「も」注10、都城本「は(者)」

注11、都城本「を以」注12、都城本「ニ而」注13、都城本「由」

注14、都城本「にて」注15、都城本「在番」注16、都城本「大番頭」

注17、都城本「留守居」注18、都城本「江」

名字官居判

様、御調御加印等參存候。

右礼状(注1)、在國之節は封状、在江戸之時ハ披二包之、

注1、都城本「は（者）」注2、都城本「而」注3、「乘物」カ、都城本「乗物」注4、「手」重複、都城本「手疵」注5、都城本「啓上」(注2)

注6、都城本「其御地」注7、都城本「通之儀」注8、都城本「候間」

注9、都城本「迄」

古案

一今度所替就被仰付候、從豊後國日田、出羽山形へ鉄炮式百挺之内(注3)拾外筒三下挺(注4)追々差遣候由、房川渡中田御関所通御手形被指遣可被

五外筒百七挺

候、仍如件、

貞享(注4)三年丙九月十五日

松平大学守印判

一吭(注5)二疵有之乱心男一人、乗物錠おろし籃二入、江戸より河内国丹

南郡大井村まで差越申候、箱根今切両御関所無相違罷通候様、御

手判可被下候、右は拙者中間十三郎と申者二而御座候、若此乱心男付、以来六ヶ敷儀出来候ハ、拙者へ可被仰聞候、為後日証文仍如件、

宝永五戊子年四月十三日

高木主水正

大久保淡路守殿

松平主計頭殿

枝津守殿

久貝因幡守殿

注1、都城本「出羽国」注2、都城本「江」注3、都城本「十

注4、都城本「三丙寅年」注5、都城本「大和守」注6、都城本「徒

江戸」注7、都城本「迄」注8、都城本「と（与）」

人改中

御証文之上断書之格

一山口甚八と申者一人、從江戸勢州鳥羽郡小林村迄、箱根今切両関

所無相違可被通候、長谷川周防守殿支配之同心倅之由、從周防守

殿断二付如此候、但甚八首筋ニ氣腫之跡有之候得共、手疵二而無

之候故手判不出候処、疵之様ニ相見得候由、於箱根被差留候付如

此候、是は当分之断二候間、此書付披見候ハ、持參候者ニ可被

返候、以上、

子二月十八日

長門印

重計印

丹波印

河内印

玄蕃印

箱根今切

人改中

右程村紙横折二認、上包みの紙折かけ上書断状壹通

注1、都城本「へ」注2、「主計」カ、都城本「主計」注3、下野国

程村原産の和紙

古案

一松平市太夫と申者壱人、從江戸紀州迄(注1)両関所無相違可被通候、右は紀伊中納言殿御扶持人之役者候由、水野土佐守(注2)二付如此候、

市太夫今度紀州へ罷登候処、道中より籃二而參候口、転候而頭を

打切額疵付候処、於箱根(注3)二差留候付如此候、是は当分之断候間、此書付披見候ハ、持參之者ニ可被返候、(注4)已上、

卯五月七日

長門印

伊予印

主計印

丹波印

湯治付加印なし

玄蕃

箱根

今切

字入候、城下迄二候得は、何国何所と認候、たとへハ

勢州山田(注8)へ参宮、甲州身延江(注9)参詣

信州善光寺(注9)へ参詣 下総中山江(注9)参詣

注1、「断」カ、都城本「断」注2、都城本「篭」注3、「節」カ、

都城本「節」注4、都城本「二」なし注5、都城本「被差留」

注6、都城本「以上」注7、都城本「は(者)」注8、都城本「江」

注9、都城本「へ」

手形二日付書落候付相談之上一名之断書被差越候覚

一我等組永井外記召仕女(注1)壱口乗物二而、従江戸勢州飯野郡柴田村迄、箱根関所可被通旨、手判二日付無之被差留候由、手判差返候間、右手判二日付相調差越候、此手判を以無相違可被通候、為其如此候、但是ハ当分之断(注3)二候間、此書付披見之上持參候者ニ可被返候、以上、

卯八月十三日 肥前守

箱根 人改中

右程村横折にして

注1、都城本「壱人」注2、都城本「は(者)」注3、都城本「二而」

注4、都城本「肥前印」

一女吟味之覚并証文

一髪切之事、御定書候外ハ疑敷事有之候ハゝ、髪筋程切候共、髪切

いたし可然、近年は少々おくれも有之候而も、髪切之内へ入候間、右可相心得事、

一小女之事、当歳より十六七八歳、尤口口届可有之候、加年二而□(注4)

古案

一尼壱人乗物二而従佐渡国相州迄罷通候、鉢崎御関所無相違罷通候様御手判可被遣候、右は御奥御年寄松元殿召仕尼之由二而、証

小女之肩払などハ可改之、衣類等留袖上下ハ不可通候、

一盲人は不依大小、わけ不書女数ニハ入候事、

一懷胎女之事、証文ニも通手形ニも不書入候得共、自然と認采候方

も有之、右之訛之女、其同日前日なとにて候ハゝ、証文差出候節、口上ニ而可承合存寄候也、

一合輿之事、証文ニも手形ニも不書入候、御関所手前ニ而抱上通可然候事、

一乱心髪切誰召仕と候間、誰と申者と可相認事、

注1、小項目カ、都城本「二」なし注2、都城本「ハ」なし注3、「振袖」カ、都城本「振袖」注4、都城本「も」注5、都城本「は(者)」注6、都城本「へ」注7、都城本「候」なし注8、都城本「もの」

古案

一女六人内髪(注1)三人尼一人、従江戸信濃善光寺(注2)へ参詣、碓冰関所無相違

可被相通候、右衛門佐殿おいち殿尾張殿高瀬殿松元殿、御断ニ付

如此候、已上、

元禄十一年寅四月五日

碓冰 人改中

右奥女中年寄衆断ニ付如此と成共、

古案

注1、「髪切」カ、都城本「髪切」注2、「江戸」カ、都城本「江戸」

注3、都城本「江」

文被差出候、若此女付、以來六ヶ數儀有之候ハゝ、松元殿より可
申達由ニ而、拙者頬被申候間、如斯御御座候、^{〔注2〕}已上、

元禄十一年寅四月五日

大久保玄蕃頭印判

稻葉丹後守殿

注1、都城本「遣」注2、都城本「以上」

一乱心喉疵有之男壱人、はかい付仕駕籠二乗、從豆州三島宿美作国
津山迄差越候付、今切御閥所無相違御通候様御手判可被下候、右
亂心者、森美作守家來小牧與兵衛召仕候中間、於^{〔注1〕}島先月廿八日
之夜乱心^{〔注2〕}候、此乱心者付、以來^{〔注3〕}入御座候ハゝ、私共申披可仕
候、仍而証口如件、

元禄二年巳四月廿七日 森美作守内

齋藤源右衛門

福地清兵衛

彦坂堺岐守様

酒井能登守様

仙石因幡守様

御城二而女手形調加筆之覧
注1、都城本「三嶋」注2、都城本「候間」注3、「仕」力、都城本
「仕」注4、「出入」力、都城本「出入」注5、「証文」力、都城本「証文」

一井伊掃部頭 御老中 間部越前守

本多忠務太輔 若年寄衆 御側衆

奥之衆 御女中方并女中

支配之面々 先規之通五百石以下 小普請

右之外手形之儀付、御閥所ニ而罷通候者、又は無拠子細有之訛
相立候儀、其時之品ニ依之調可遣、此外堅く御城^{〔注1〕}二て相調申間
敷と申合候、

大奥女中年寄御断 町奉行衆断

女手形壱枚

宝永五年子

大久保玄幡守断

何之誰殿家來断

女手形壱枚

□主囚人手形壱枚

何誰断

何之何阿弥方より断

乱心男手形壱枚

坊主囚人手形壱枚

注1、「玄蕃頭」力、都城本「玄蕃頭」注2、「坊主」力、都城本「坊主」

井上言徹断

坊主囚人手形壱枚

一女上下何人内、髪切何人乗物何挺、從江戸何国何方まで何御閥所
無相違可被相通候、二丸御用部屋書役木原又右衛門姉井下女遣候
由、致書物其上森彦右衛門殿断付如此候、何之誰義依頼御役御免
加印無之候、^{〔注3〕}已上、

年号月日

何閥所 人改中

注1、都城本「迄」注2、都城本「依願」注3、都城本「以上」

一井伊掃部頭

御老中

間部越前守

本多忠務太輔

若年寄衆

御側衆

奥之衆

御女中方并女中

支配之面々

先規之通五百石以下

小普請

福島御閔所戻り手形之節、状并返札古案

一二筆致啓上候、去亥十月五日、同十一月十三日、福嶋御閔所江御遣置被成候乱心長髮之坊主御手形壹枚并女手形壹枚都合式枚返進

候間、御受取可被成候、恐惶謹言、

閏正月十日

山村甚兵衛書判

松平主計頭様

井戸対馬守様

三枝摶津守様

久貝因幡守様

人々御中

注1、都城本「福嶋」注2、都城本「戻」注3、都城本「出置」

返札

一当月十日之御状相達候、去亥十月、同十一月福島御閔所へ出置候女手形并乱心長髮之坊主手形都合式枚請取候、引付相違無之候、對馬守依頼御役御免不能加印候、以上、

宝永六年子閏正月廿三日

三枝摶津守

久貝因幡守

松平主計頭

山村甚兵衛殿

右程村紙横折書付而來状二無構、以上、留書判なし、

注1、都城本「十一月」注2、都城本「江」注3、都城本「依願」

注4、「丑」力、都城本「子」

閔所証文古案

一女一人乗物二而、從江戸上總国山辺郡大豆谷村迄差遣申候、小岩市川御閔所無相違被通候様、御手判可被下候、是ハ私召仕女、

暇為取在所大豆谷村へ差戻申候、此者付以来六ヶ敷出入出来仕候ハゝ、私申披可仕候、為後日証文、仍如件、

宝永八年辛卯二月何日

筑紫左衛門書判

大久保淡路守殿

表書之女壺人乗物壹挺無拠候間、手判御調可被下候、筑紫左衛門拙者組二付委判如此候、以上、

月日 大久保淡路守印判

注1、都城本「罷通」注2、都城本「は（者）」注3、都城本「江」

注4、「裏判」カ、都城本「裏判」

古案

一大久保淡路守断、稻葉與七郎方召仕女或ハ手判之内一人之内壺人疱瘡相煩、髮拔ケ髮切二紛敷ハシ候得共、遂吟味候処、煩拔ケ紛無之候、箱根御閔所無相違可被通候、煩拔ケ候儀と手形二不書載候条、此此候、是ハ當分被断候間、披見候ハゝ持參之者二可被返候、以上、

未八月十七日

肥前印

箱根 人改中

右程村紙横折片面二認候、是ハ正徳五年年稻与七郎断之女壺人疱瘡二而髮タマシ候付、如例添狀給候様二と月番大島肥前守殿へ相達、右之通断状手形添來候、

注1、都城本「ハ」注2、「如此」カ、都城本「如此」注3、都城本「は者」注4、都城本「之」注5、「稻葉」カ、都城本「稻葉」注6、都城本「候二付」注7、都城本「大嶋」注8、都城本「江」

御関所女子形可書載覚

一乗物 ○コレハ能人ノ後家又姉妹ナトノ髪刺タルヲ書、

一禪尼 ○

一尼 ○コレハ常躰ノ髪切髪刺タルヲ書、

一比丘尼 コレハ伊セ上人善光寺上人ナトノ弟子又ハヨキ人ノ後家ナトノ召仕モア

リ、其外ハ皆熊野ヒクニ等也、

イ此所出羽守口内藏書印トアリテ是ヨリ末ノケ条ナシ、

一髪切 ○コレハ髪切候長短ニヨラス横切候ハ、髪切也、煩ヌケ髪ハヘソロヘサルハ

少切候様相三ヘ候、

分中ハサミ、出来物注ナトノ上ハサミ候ハ、カミ切ニテハ無之候間、向後

不及改候、

一小女 コレハ当歳ヨリフリ袖ノ内ハ小女タルヘシ、併振袖ノ躰不審候ハ、可改候、

但少女ノ内尼カムロカミキリナトハ改に不及候、

一乱心 男女 一手負 同 一囚人 同 一首 同

一死骸 同

右手形可書載、若不審之躰於有之は可改之、此外は不及改候、但欠落登は、在候節ハ此方より書付可遣候間、隨分其趣ヲ以て可改候、但当月之日付二而來月晦日迄可有之候、其日限より及延引候ハ、否之通可申越候、女路次ニ而煩、又は相果手形人数不足之分は、其断聞届可通候、勿論多は不可通者也、

貞享三年 能登 壱岐 出羽 内蔵

十二月出ル手形來正月廿日限たる分ハ、手形可不用之、十七ヶ所

之御関所右候通也、

注1、都城本「是ハ」注2、都城本「などの」注3、都城本「たるを」

注4、都城本「伊勢」注5、都城本「よき人の」注6、都城本「杯之」

注7、都城本「もあり」注8、都城本「びくに」注9、都城本「印」

注10、都城本「よらす」注11、都城本「揃切」注12、都城本「ぬけ」

注13、都城本「はへそろへさるハ」注14、都城本「見得」注15、都

城本「はさミ」注16、都城本「にてハ」注17、都城本「より」注

18、都城本「ふり袖の」注19、都城本「たるへし」注20、都城本「之」

注21、都城本「之内尼かむろかミきりなとは改におよはす候」注22、

都城本「を以」注23、都城本「へ」注24、都城本「候」なし

御関所証文并礼状之事

御関所ニケ所通候得は兩之字入候事、城下へ参候人は何国何所と相認へき事、

勢州山田へ参宮 甲州身延江参詣 信州善光寺へ参詣

右之参考手形可相心得事

女上下何人内、何々乗物何挺、從江戸何国何郡何村迄指越申候、何御関所無相違罷通候様御手形可被下候、右は拙者何々、或ハ家来之者何々、或ハ知行百姓何々と申者、何々江参候、此女共付以來六ヶ敷出入も御座候ハ、拙者へ可被仰聞候、又は可申披候、又は私申披可仕候など、為其依之など也、書留ハ為後日証文仍而件、

年号月日 名字官印書判

注1、「三昧」のことカ 注2、都城本「は（者）」注3、都城本「而」

なし 注4、「如件」カ、都城本「如件」

御留主居衆先官より認也、但月番初筆殿かき也

文言之儀、隨分入念可相認之、先年去儒者衆被差出候証文二元

禄八年乙亥何月と書之、岡部丹波守殿と認被遣候処、丹波守殿より先判相済申候得候共、文言違御座候間被押返候、丹波守殿御望二亥と計、刃を丹と可相認由、依之先判相済候得共断申達

認直候事有之、

一何国へ湯治へ差越候間、今度湯治差越候段、御用番何之誰殿へ相伺申候処、被得其意旨御座候、此女共二付(注7)

一女拾人内、比丘尼老人尼式人髮切四人小女三人、乘物十挺、從江戸何国何方迄指越候、何々御闕所無相違罷通候様御手判可被下候、拙者儀、今度就所替被仰付候、家来は何々共二而御座候、右大勢差越候段、御用番何之誰殿申上相済申候、此女共二付御手判被懸御意可被下候、右之何々誰家來何之何某何々共二而御座候、此女共二付(注8)以來六ヶ敷儀出入候ハゝ、私共罷出申披可仕候、為後日証文差上申候、仍如件、

年号月日

様書

但認様右(注9)同断

名字名印書判

諸国関所女手判出ル事
一相州 熱海 根府川
一甲州 小仏
一東海道 箱根 今切
一木曾路 碓水 福島
一越後信濃佐渡碓氷 関川 二枚
一館林 四口 川俣 壱枚
一上野 五料 柴 壱枚
一下野 柴 壱枚
一下總上總安房 出名 市川 壱枚
但市川とあるハ江戸深川之事を云、是ハ船之往来する故、改手形には書入不申候而も不苦、又書入事も可有之、

幼少之衆証文ニは近き親類、又は家来共添証文認様之事、
但閥所証文等一書無之事、
一今度何之誰(注10)「女何人從江戸何国何所へ指遣候付、何御闕所」御手判申請候由、以証文申達候通紛無御座候、誰儀幼少二付拙者方より別紙証文進之候、仍如件、

年号月日

名字官印 書判

一今度誰方より女何人從江戸何国何所まで指遣候付、何御闕所御手判之儀、御証文申受候通紛無御座候、誰儀幼少付私共添証文差上申候、仍如件、

年号月日

何之誰内 名字名印書判

注1、都城本「認ル也」注2、都城本「処三」注3、都城本「へ」

注4、都城本「候」なし注5、都城本「も」注6、都城本「江」

注7、文章欠落カ、都城本も同じ注8、都城本「付」注9、都城本「同前」注10、都城本「近キ」注11、「・・・」の文は、都城本で補充し

た脱漏分 注12、都城本「迄」

一筑紫 中國 四國
此外大坂へ懸り申女ハ大坂町奉行衆之手形を以て江戸通ル、
一加賀 能登 越中
此三ヶ国八守護之家老之手形を以通ル、

一越前

是も守護之家老之手形を以江戸へ通来ル、

一尾張

是又守護之家老肝腰山城守成瀬隼人正兩人之手形裏判、^(註6)

一紀伊

是又右同前水野対馬守安藤帶刀両輩手形を以通ル、

一私領

右之外私領之内三面江戸へ女之来ル、戸田采女手形を以通ル

一近江

東三河

此両国之分より、女之江戸へ通り来ルニハ、小笠原老岐守裏判

手形、

一西三河

是より女江戸へ通り来ルニハ、岡崎城主水野監物裏判を受て来ル、
私曰、右監物右衛門太夫兩代、五十年來裏判認之、元禄六年より
書候前守代前書認之、

一京都

是より女江戸へ來ルニハ、所司代牧野佐渡守裏判を受て通ル、

一泉州堺

右同断、堺之町奉行衆之判形を受て通ル、

一遠江伊豆

此両国は未定

私曰、遠江ハ浜松城主之裏判を受て通候歟、^(註7)

一駿河

是より女江戸へ來ルニハ、所之町奉行衆之手形、^(註8)

一摂津

大坂

右同断

諸家直判女手形証文案

一女上下何人之内、髪切老人「小女老人」乗物老挺、從江戸和州郡
山迄差遣候、箱根今切両御閑所無相違罷通リ候御手形可被下候、
是は私家來何某与申者之母ニ而御座候、若此女ニ付以来申分候
ハト、從此方斷可申候、為後日仍如件、

年号月日

苗字官印書判

苗字官殿 上包証文

壱通

私曰、証文上程村紙認之、上包同紙

同断

或ハ美濃紙

御留主居月番の方持參ニ而手形出、奉行

同断

月番の方を先に書くへし、

同断

私曰、宛所江戸御留主居衆へ之趣也、餘ハ準之、^(註9)

私曰、御在國之衆ハ、^(註10)

書状にて御留主居衆迄被相達之、其家之留

守居之輩証文遣取、其様は譬は女上下何人内、髪切何人小女乗物
何挺、從江戸何国何所迄差遣候、箱根今切両御閑所罷通候御手形
可被下候、是は何某家來何と申者之母妹并下女ニ而御座候、若此

一相州

御崎

一豆州

下田

此両所へ出ルハ、石野八兵衛海路之船荷物を相改可相通ス者也、
両所老人ニ而相通を穿鑿ス、

月 日

注1、都城本「福嶋」注2、「は（者）」注3、都城本「留守居」

注4、都城本「面」なし注5、都城本「江戸へ」注6、都城本「竹腰」

注7、「……」の文は、都城本で補充した脱漏分注8、都城本「江」

注9、都城本「ニは（者）」注10、都城本「而」注11、都城本「ル」

注12、都城本「に（爾）ハ」注13、都城本「摂州」

女共二付以来申分候ハゝ、私罷出断可申候、何某在所罷在候間、^(註9)

証文差上候、為後日仍如件、

年号月日 誰留主居苗字何某 印判書判

宛所様

注1、「……」の文は、都城本で補充した脱漏分 注2、都城本「り」
なし 注3、都城本「ハ」なし 注4、都城本「留守居」注5、都城本「江」
注6、都城本「は(者)」注7、都城本「二而」注8、都城本「趣」注9、
都城本「付」

右之節在所より書状案

一筆啓上候、然は我等家來何某と申者之母妹并下女、今度江戸よ
り何国何所まで差遣候、^(註1)留主居は証文之通り、箱根今切御関所無
異儀相通候御手形可被下候、就此女共以來申候ハゝ、此方より断
可申候、恐惶謹言

年号月日

苗字官 書判

宛所様

私曰、文言輕重八人によるへし、

同断人々御中

注1、都城本「迄」注2、都城本「留守居」注3、都城本「り」なし

一女上下拾三人之内、禪尼壱人髮切壱人小女壱人乗物拾挺、從江戸
下野国草津迄遣候、大戸関所無相違可被通候、誰殿御母儀并下女
之由、誰殿断付而如此候、已上、

年号月日

連印

碓冰 人改衆中

一乱心女壱人乗物壹挺、從江戸常陸国何所迄遣候、今町板戸関所無
相違可被通候、誰殿家來之者妹之由、誰殿断付而如此候、以上、

年号月日

連印

碓冰 人改衆中

町中女手形証文案

一女壱人從江戸美濃何郡同村まで差遣候、碓冰小仏両御闕所罷通候
御口形可被下候、右之女は伝馬町壱丁め家主八左衛門店源八と申
者之母二て候、此女付以來如何様成儀出來候ハゝ、其者儀は不及
申、連判之者共罷出申証可仕候、為後日請状差上候処、仍如件、

年号月日

人主印

五人組印名主印町年寄三人印

年号月日

連印

人改衆中

一女壱人從江戸^(註8)後國高田迄遣候、碓冰閔川閔所無相違可被通候、
本町^(註4)三丁目平野屋源六娘候由、致請狀并奈良屋市右衛門小村藤左
衛門櫛屋喜兵衛致書物、其上村越長門守殿渡辺大隅守殿断付、如
此候、已上、

連印

私曰、右之証文町奉行衆連判出ル、

注1、都城本「迄」注2、「手形」カ、都城本「手形」注3、都城本
「二而」

年号月日

誰留主居苗字何某 印判書判

宛所様

注1、「……」の文は、都城本で補充した脱漏分 注2、都城本「り」
なし 注3、都城本「ハ」なし 注4、都城本「留守居」注5、都城本「江」
注6、都城本「は(者)」注7、都城本「二而」注8、都城本「趣」注9、
都城本「付」

一女上下三人之内、乘物壹挺、從江戸信濃国 田迄差遣候、碓冰閔
所無相違可被通候、誰殿家來何某之者之姉之由、誰殿断付而如此、
以上、

年号月日

連印

碓冰 人改衆中

一乱心女壱人乗物壹挺、從江戸常陸国何所迄遣候、今町板戸關所無
相違可被通候、誰殿家來之者妹之由、誰殿断付而如此候、以上、

年号月日

連印

碓冰 人改衆中

□□

人改衆中

注1、都城本「如此候」注2、「……」の文は、都城本で補充し
た脱漏分注3、「越」カ、都城本「越」注4、都城本「二丁目」

なし注4、都城本「二條」注5、都城本「は(者)」注6、都城本「を
以」注7、都城本「之」注8、「贊川」カ、福嶋の東側にある中山道
の関所

注5、都城本「碓冰」

信濃

福島 高札無之

一女 神尼 尼 比丘尼 髮切 小女 亂心男女共

手負同 因人同 首男女共 死骸同

右之通相改御留主居方証文ニ而相通候由、

但品ニより下り口時ハ、諸國奉行中証文を以而相通候、^(注3) 一条大

坂在番之面々ハ、家来乱心手負等罷下候時ハ御番頭御手形ニ而

相通候、

一鐵炮之儀、江戸江入候数筒は御老中御証文を以通候、持筒ハ自分

手形ヲ以而相通候由、其外武具類不相改、

但二條大坂等之御用ニ而罷歸面々ハ、登候時員數証文取置、下
り候時引合通候、且又上方出候鉄炮ニ而も、所替等ニ而出候時
分は、御老中御証文を以相通候、

一夜中御用之繼飛脚之外は不相通候、

但諸大名早追口飛脚は、断有之候得は相通、

一福嶋御閑所より七里脇、熱川と申所ニ而江戸へ下り候女改申候、

鉄炮ハ不相改候、是ハ福嶋御閑所通り申候而、飛州より木曽路江
之脇道ニ而、旅人往来付添番所申付置候由、下り女ハ一切不相通
候由、

注1、都城本「留守居」注2、「候」カ、都城本「候」注3、都城「而」

伊豆

下田 高札有之

北条新左衛門

但古來之口口口ニ而高札未建直り不申候、

一女は上り下り共一切通不申候、

但廻船ニ女之上下、古來より停止候、御証文持參ニ而も船留置

下田奉行ヘ申達候、且又房州より遠州へ上り候女海士之儀は、^(注4)
^(注5)

下田奉行証文を以而相通候、下りは不及手形、八丈御船ニ女乗

来時口、御代官御断ニ而相通候、

一下り船之鉄炮、御老中御裏判ニ而通候、具足弓矢鎧等は持主断状
ニ而通す、^(注6)

一登船鉄炮小筒五拾挺弓五拾張矢千本鎧百本具足五十領迄ハ持主手
形、下田奉行押切之印形を以通す、員數多ク五拾勿餘之大筒は、^(注7)
御老中御裏判を以相通候、且又鉄炮弓矢鎧鎧之柄具足刀脇差長刀
幕串鞍鎧鉄炮之台金物玉葉矢之根錫塙硝硫黃等、下田奉行押切印
形ニ而相通す、^(注8)

一廻船相改申候、

中川 高札有之 富田甲斐守

但古來之文言ニ而高札 久世三四郎

建直不申候 渡辺平十郎

一女上下共慥成証文有之候而も一切不相通、

一鉄炮三挺までハ相通す、鉄炮ニ武具多時ハ可得差図候、^(注9)

一囚人手負死人等慥成証文無之候而ハ不相通候由、

右之趣、貞享三年制札文言之内ニ有之、

注1、都城本「御文言」注2、都城本「と（母）も」注3、都城本「江」

注4、都城本「志州」注5、都城本「而」なし注6、都城本「は（者）」

注7、都城本「ス」注8、都城本「は（者）」注9、都城本「候而」

注10、都城本「直し」注11、都城本「迄は（者）」注12、都城本「二」

なし

*
(七行空白)

通昭錄卷之三十九

- 一酒狂之事
一主親殺式目
一刀脇差被盜候事
一閉門^(件2)逼寒遠慮之事
一御咎目者一類差扣之事
一御闕所御高札付手形之事
一妾腹之嫡子実母方親類忘服之事
^(件4)一妾腹之男子御届之事
一諸家中乗物御免人數之事
一出家咎目之事
一御役被召放之事
一御精進日出府之事
一評定所^(件2)二而御預者之事
一御三家江^(件3)乘打之事
一放馬之事
一倒者取扱之事
一死乗馬取扱之事
一駄貨馬在郷馬落之事
一落馬^(件2)二而馬取放之事
一登城俄^(件3)二痛所之事
一下人^(件1)へ不法申付ル事
一関所破之事
一追放之事
一盜之事
一金子拾之事
- 一吉貴公 又三郎様江仰出
一御代替付 吉貴公公義江御届
一御代替御誓詞
一殉死禁制
一宗信公士風俗仰出
一每朔御條書
一吉貴公繼豐公宗信公重年公重豪公御袖判
一若者共風俗仰出
一吉宗公御譜代大名江仰出
一公義法制
一一拔身を持候者を捕候事
一盜二忍入士之事
一武家方家來町人を切候事
一武家之供に突当り雜言之事
一はやり病二虛說張札等之事
一下人^(件1)へ不法申付ル事
一屋敷内出火之事 付審火
- 注1、都城本「江」注2、「逼塞」カ、都城本「逼塞」注3、「忌服」カ、都城本「忌服」注4、都城本の項目、但し本文は前項最後の文章に同じ注5、都城本「へ」

* (七行空白)

法令卷之二

伊予国松山城下目安箱高札之銘

松平隱岐守定喬十五万石主

一領内何ものによらす訴たき事あらは、たとへそれくの筋違にて
も、其おもむきを書付月日名を記し此箱江入へし、取あくるにた
らすといふともとかむるにハあらす、もろくの曲れるを直から
しめん事をおもふ、もとより身にかゝる事ハ、諫とも聴き寛く大
なる道におけるハ、猶更ゑらみ用て仕置の便ともなさむものなり、

丑十二月

注¹、都城本「へ」注²、都城本「れを」

雲州松江城主松平出羽守宗衍法令

一諸士は勿論御國中年々及困窮候趣、追々達 御聽候処、今年御入
部之上具に被聞召、別而氣之毒に被思召候、何とぞ其難儀をまぬ
かれ、万事心底をも相改取候様にと、一途に御憐愍至極之間得
に候得共、猶又具成は銘々共より可申渡由被仰出候、御意之趣右
之通に候、

一御國中之人民は則御國之本ニ而、御撫育に預り罷在候処に、年々
如是令困窮之段は、偏に士農工商ともに其分限をわすれ礼儀を失
ひ候より、如斯成行候と被 思召候、先以御國中之面々衣食住の
三に無用之費を致し候付、勝手向難成及、被 仰出述も數年御引
方も有之前々とは違ひ、奢の儀は無之と可相心得候得とも、根元
被下候ものをはかり知てくらしかたを立申候処、時節にハ不相応
成衣類を着し、妻子の裝束は猶更以結構候、飯食も雑味を嫌ふ心
より平日も分過に相成、饗應は猶更之儀ニ候、屋宅も只表向を不

披崩居所は可也に可仕処、却而表側にハ貧着少く内証と手広にして、色々物数寄いたし、適御達公向被仰付候節は、不如意之段申立、種々及愁訴候、彼是其心違に候、畢竟年分之御擬非を以取続かたく候故、為借用之には軽き者并百姓町人迄を宜敷あいしらひ候、就夫自然と下賤のもの口口を高ふり上たるをなとり、夫よりして諸事弁へなく非礼を尽し、不慮の咎にもあひ候族も令出来、是則分限を失ひ候付、上下之礼混乱不 大形候、如是之趣邪智奸佞之者起り、追従輕薄に様々方便を尽し、音信饗應止む時なく、是よりして賄賂に傾き蠶貞強く、邪は盛にして正は衰へ候、風俗以外之事に候、其上無用之器物諸道具等を當用之事と心得求出し候、費多殊更衣食住過分候得は相應之人馬を所持し、士の可嗜品々を心懸候様には相成間敷候、如右被 仰出段は全く御已之儀に對し候ての御事にハ無之候、御代々之御領内何も道に叶能々御治め被遊候儀、則 将軍様江被對御主分之儀迄至極被遊御檢約、江戸世間之御勤其外不依何等、御質素御取計、諸役所々古法古格を相正可也、御手合を候様に被成、御國中之四民御撫育を専要に被遊外無他事候、依之何れも致一統堅申合、衣食住にハ勿論音信贈答を初免、万端無費様に可仕候、於左なほは全可為不忠候、如此被仰出候而も、不相守者は為御政道不及是非可被行曲事候、數年御在府付、御國中之分は自然と万事取失ひ候より事起り候と被思召候得は、只今之儀 不被遊御咎目之條口來心底共に急度可相改由、被仰出候、

右之通奉得其意、今日より申合可致覚悟候間、各にも内外無覆藏与被申合、風儀宜嚴敷儉約有之、 上之不預御苦勞様にと心得可相勉候、以上、

十月十一日

右之通御書付を以被仰渡、

三谷權太夫

辰十二月五日

朝日丹波

注1、都城本「付候」注2、都城本「八」

黒川弥稅

一太守吉貴公 又三郎様繼豐公
御事江被仰進候御口上

黒澤土佐

柳多四郎兵衛

島津帶刀

御使

追加、右之通衣服飲食屋作音信贈答鑾應并土產餞別之儀、嚴敷相改可申付由被仰出候間、則別紙に委細申渡候、此等之儀、從前々數度雖被制之、或は見分之宜敷を第一と心得、身上不相応に美麗を好、或は人におとるましきと存込、分過成心底より事起候、吳々他々結構に心を懸不相勤相互に一部くの儉約を可相守由、被 仰出候、

注1、都城本「二」注2、都城本「その」注3、都城本「へ」注4、
「猶以」注5、都城本「持崩」注6、「奉公」力、都城本「奉公」

注7、都城本「ハ」注8、都城本「者共」注9、都城本「は（者）己」
注10、都城本「二ハ」注11、都城本「へ」注12、都城本「に」なし
注13、都城本「於無左」注14、都城本「勤候、已上」

權現様より御当家様御代々此御方様にも御先祖様御代々別而御懇意有之、先 公方様猶以御懇意之御事候付而、其旨御忘却不被遊候故、先公方様江は格別之御用も候は可被 仰付旨、御内々為被仰上置旨有之候、然は至御当代様も、尤御同前之御事故、此節其旨島津帶刀御使者二而御内々にて右之趣被 仰上置候間、又三郎様にも其旨を屹与被成御承知可被置候、右之通御口上申候節、島津大藏殿其外御守役御近習之者共、御前に相詰候様可仕候、右御口上申上候後、於 御前右何れもへ咄可申聞は、御前代様以來格別之御用之被仰上置候儀は尋常之御奉公にて勿論無之候、万一世上騷敷儀も有之候節御用被仰付度旨、此節御代替之御事にて候故、改而右之趣被仰上事候、右之通 御先代様己來被 仰上候御心底は、此御方御先祖様御代々思召を被繼、先 公方様は、

常憲院様御兄筋二而無餘儀、御筋目にて候故を以、未御城へ移徒無之内、從 大玄院様御心底之段被仰上置候趣有之、太守様

よりも不相替右之旨被仰上置候、御先祖様御代々御奉公之儀、御深切に被 思召候事は、一々不及申候少も不忠不義之御仕形無之処、被應時節 思召を被替御不義之事有之、如何程御家無御別条候而も無專事候、差当り御不孝御不義に成候事故、如何様之御もちろん来候、則遣候、

一公方吉宗公仰出

安藤対馬守

其方長福家重公
御事江付身ともハ小身より天下を知り候得は諸事世治多く、長福は生れながら天下を知り候へは、物こと大切におもひ候、皆其始二之丸へ付候ものハ、言葉付温和に守り立候様可心得候、其心を以末々まで當分勘略之儀有之間敷候、此刀ハ三代指料

難儀に及候儀有之候共、御先祖様御代々思召を不相替 御当家
様江之御奉公を一筋被思召御了簡を被定置御事に候、此節初而被

思召事にてハ無之候得共、當時 御代替之時節候故、此段被仰進
候、何れも紛敷無之様に思召之筋を落着仕可申候、又三郎様当
時は御幼少に被成御座候得共、右思召之段被聞召置候得は御一生
之御心得に罷成事候故被仰進候、於御前假初之御咄にも世上騒に
成行候は、何方へ可立退杯と惣而無正躰儀共不申上様に御守之者
共江可申聞候、何そ世間別条可有之儀は無之候得共、

御代替之事候故、右之通 又三郎様江被仰進旨 御意候、

正徳二年辰十月晦日

注1、都城本「仰上置事」注2、都城本「候時」注3、都城本「成
事候故」注4、都城本「代々之」

口上覚

一若君様弥御機嫌能被成御座恐悦奉存候、然は格別之御用も候は可
被 仰付旨御先祖様ニも申上置候、弥以其覚悟ニ而罷在候、世上
為異成聞得も無御座候得共、御代替之儀候間、此段被聞召置可
被下候、以上、

十月晦日

御名

御代替御誓詞

起請文前書

一奉對 公方様忠勤之志専一奉存知不可有表裡事、
(注1)

一御 一門方公家衆并親類縁者其外挾之心族於有之は、早速可致言上
候、勿論一味同心仕間敷候、

一就干 御代替弥重 公儀御仕置等疎略不奉存可相守候事、
右條々於致違背は

罰文

一殉死は古より不義無益之事なりといましめ置といへとも仰出無之
故、近年追腹之者餘多有之、向後左様之存念可有之者には、常々
其主人より殉死不仕候様堅可申含之、若以來於有之は亡主不覺悟
越度たるへし、跡目之息も不仰留儀不届可被思食者也、

寛文三年癸卯五月廿三日

注1、都城本「表裏」注2、都城本「等」なし

一宗信公仰出

近年士之風俗あしく、利欲に耽候ものとも有之由相聞得、然るへ
からず候、未々之者迄も邪なる心底無之様可相嗜候、

卯十二月

別紙之通被 仰出候条、不致忘却可相守候、此旨與中・支配中・
諸外城江可被申渡旨、地頭・領主・與頭・支配頭へ可申渡候、

十二月

島津左衛門久甫

権山主 計久初

島津右平太久郷

郷原轉 久

鎌田典 膳政昌

注1、延享四年 注2、島津家歴代制度「郷原久雄」

*参考史料 「島津家列朝制度卷之三（一四八）」（『藩法集8 鹿児島藩
上（一四八）所収』、「島津家歴代制度卷之四（二一六）」（『鹿児島
県史料 薩摩藩法令史料集一（二一六）』所収）

一公義之御政務堅固相守之、段々被仰出御條目之趣、謹而可奉得其意事、

一幾里支丹宗門之儀大禁之条、領内稠敷所令制禁也、弥以相守此旨、自然隱居者於有之は、見立聞立可申出之、公義御褒美之上自分之褒美急度可申付事、付、一向宗之儀子細有之、当家代々令制禁畢、若違犯族有之は不依貴賤宗門改人、其外支配頭江可申出候事、

一当家累代第一相守 公義之御政法并參勤交替無懈怠相勤之、且又國家之仕置無緩疎就申付之首尾能所連統也、國中者共存此旨勵忠義奉公方無異儀可相勤之、附、親子兄弟之睦朋友之交、礼法を正し不可紛風俗、就中若者共学文武芸俄修練難成事候間、別而心懸可嗜之、其身勤正敷行跡能者は奉公之品能可召仕之、連々我僕に(注4)生建、士に不似合月代・衣類等異様之為軀にて、大勢列立、或路次門頭に寄屯、非法之狼藉等を働、仕置之妨に成儀、甚以不可然、稠敷令制禁之事、

一武具馬具等分限相應に(注5)可調之、見分迄を存、或異様或結構成道具調問敷候、龜相に有之候共不事欠儀を專相考可致格護、左様成る無心懸、領過分之知行忘數代之御顧、耽身之安樂、或妻子已下之衣類を飾、或愛酒宴遊興、内証之驕に身上令衰微之輩は、不勘之至也、尤雖為小身、忘分限可致其心得、何之子細も不相知、進退令逼迫、奉公難勤者は可及僕儀之間、常々可用僕約、次ニは一身之以才覺領地をも雖致格護、何之勤も致さず、恣に誇利欲、專自己之輩は、為國家費之条、能々可守仕置之趣儀為肝要事、付、諸事奉公方申付刻、或輕儀を申立、致詫言、或構虛病、於令難済は

可為曲事事、

一家老中より申付候儀致違背間敷候、其外奉行頭人申付候趣支配中之者無異儀可相勤之、惣而下役之者は其分ケ相立候様相心得、礼仪正敷、頭人よりも對下役不致無礼、叮嚀に相交り、役所之風格無沙法無之様互に可相嗜事、

一不依何色、党を結ひ、類を引、或蟲貝或致連判、其所之妨に可成程之儀を相企儀、一切禁止畢、若違犯之族於有之は可行嚴科、口事沙汰之儀、於與中可相濟之、自然與中之扱於不致承引は可遂披露、決斷之上、非儀に相究候ハシ可為重罪事、

一喧嘩口論堅所令停止也、万一不意之儀二而及論諍候共、隨分致堪忍、短慮之働無之様致覚悟、道理於有之は可遂披露、理不尽に事を破るにおひてハ、沙汰之上加成敗、可没収所帶、勿論双方荷擔之人は不論理非可為本人同罪(注6)之事、

一隱居願之儀、或病者老躰之外、申出間鋪事、

一乱氣之者於有之は、内々親類共より其格護可申付之、令油断悪事を仕出候而親類中可為落度事、

一不限地頭所井領地一所之地、法外之仕置、非分之課役等於申付は、可及沙汰、且又農民之仕置題目之事候条、飢寒之くるしみなきやふに救之、耕作之時節を不違、年貢取納等之儀無油断様に其支配人出精可申付事、

一諸所境目之儀、常々申付置之条、別而入念、万一千隣國騒動之儀於有之は、実否共早速鹿児島江可令言上之、附、境目他方へ入交候所々、他領人と縁與又は別而致入魂候儀堅禁止候事、

右條々、堅固可相守之、此外加判形申渡置候条目之趣致忘却間鋪候、就中留守中之儀、不依大身小身、領国静謐之儀專可心懸

候、右違犯之族於有之は可及沙汰者也、仍如件、

宝永三年四月朔日

注¹、「令連続」カ 注²、都城本「之者共」注³、都城本「心掛」

注⁴、都城本「生立」注⁵、都城本「三」注⁶、「相守」注⁷、都

城本「沙汰」注⁸、都城本「諍論」注⁹、都城本「之」なし注¹⁰、

都城本「數」注¹¹、都城本「やうに」注¹²、都城本「へ」

* 関連史料「島津家列朝制度卷之一(五)」(『藩法集8 鹿児島藩上(一三七)』所収)、「島津家歴代制度卷之二(一〇五)」(『鹿児島藩法令史料集一(一〇五)』所収)

史料集一(五)所収)、但し二史料の日付は「宝暦五年八月十五日」

吉貴公御袖判

一去秋、大玄院様御卒去、無遣方仕合二而、未斎も不終内、継目無相違被仰付、被任少将、累代之領国首尾能令相続、此節國元江之御暇被下候付而も、旁先格不相替結構被仰付、難有次第候条、可存此旨事、

吉貴公御袖判

一神社仏閣修造興業之事、可専勧農事、可徵納年貢事、

右三ヶ条は政務付而万事相通事候故、農祖以来毎年吉書記、面々江も急度見せ置候儀、当家題目之政規誠以農祖之御賢慮不淺次第候、弥其旨忘却有間敷事、

一 此方之行跡又は申出候儀、存寄も可有之時は勿論、無遠慮幾度も可申聞事、

右之趣、家老中得其意、代々之旧式を以應當時之事、士以下諸事之仕置明白に令沙汰、累代首尾能令相続候家風、至此方代不易様出精候は、大慶不可過之者也、

宝永二年十一月十五日

注¹、島津綱貴、島津家歴代制度「太玄院様」注²、都城本「鋪」

注³、都城本「ハ」注⁴、都城本「ニ」

注⁵、島津綱貴、島津家歴代制度「太玄院様」注⁶、都城本「鋪」

注⁷、島津綱貴、島津家歴代制度「太玄院様」注⁸、都城本「鋪」

注⁹、島津綱貴、島津家歴代制度「太玄院様」注¹⁰、都城本「鋪」

注¹¹、島津綱貴、島津家歴代制度「太玄院様」注¹²、都城本「鋪」

注¹³、島津綱貴、島津家歴代制度「太玄院様」注¹⁴、都城本「鋪」

注¹⁵、島津綱貴、島津家歴代制度「太玄院様」注¹⁶、都城本「鋪」

注¹⁷、島津綱貴、島津家歴代制度「太玄院様」注¹⁸、都城本「鋪」

一今度、継目無相違被仰付候付而は、領国中申渡趣雖有之、諸外城之儀は、鹿児嶋をはなれ段々に差置事候条、士之古風を不乱、地頭申付候旨專相守、武芸之儀は勿論、山坂之歩行早馳り、其外達者業致肝要、急事到来之節ハ、勤場へ早速駆付候儀も兼而可心掛、就中若きものへなまぬるく無之様、平日地頭より可申付置者也、

宝永二年十一月十五日

注¹、都城本「リ」なし注²、都城本「は(者)」注³、「儀は(者)」注⁴、都城本「様に(爾)」

一去秋、大玄院様御卒去、無遣方仕合二而、未斎も不終内、継目無相違被仰付、追付被任少将、累代之領国首尾能令相続、此節御老中上使二而、國元江之御暇被下置、拝領物等段々、先格不相替結構被仰付難有次第候、國中之者共謹而可存此旨事、

一兼日、從公義被仰渡置候御条之趣、且又時々被仰出候御法度之旨堅固に可相守之、就中幾利支丹宗門之儀御大禁之事候条、自然隠れ居候儀聞付候ハ、早速可申出之、一向宗之儀も子細之、當家代々令禁止候条、不可有違犯事、

一家老中より申付候趣致違背間敷候、其外頭人より申付候儀支配中之者共無異儀可相勤、惣而下役之者共其分ケ相立候様相心得、礼儀正敷相交、頭人よりも下役に対し無礼なく叮嚀に相交、役所風格無作法無之様互可相嗜、且又不依何篇、党をむすひ、類を引連判等をいたし妨に成候儀は、從前代禁止之事候間、弥此旨を可相守、若違犯之ものあらば重科可申付、尤荷擔之者は本人同罪たる(注4)へき事、

一平日学文武芸を相嗜、親子兄弟其外類中むつましく、傍輩中之交無表裏、万端風俗を不乱、正道に可相勤、武具馬具等之儀其用にもとつき、分限相応に可調置、見分迄を存、異様之道具又は分限に不應結構之道具調間敷候、龜相に有之候而も、不事欠儀を専相考、可致置其用意事、

一領國之者共は代々当家へ致隨身來候付、都而古來旧友之筋目候、然は尋常何分ニも致熟談、喧嘩口事出入等不致様可相慎候、自然口事出入等有之候節、與中又ハ支配頭より可相濟、其頭人共大形に取扱、輕キ儀を致披露、為及沙汰候は、其頭人可為落度、勿論支配中之者、頭人之扱を不受我但を申者あらば、先例之通可行重科事、

一若者共、髮月代惡敷(注6)為牴を身苦敷いたし、何国にも土の風俗にあらざる無作法之所行共有之付、從先代稠敷被仰付候得共、于今其風儀不相改由不届候、武芸鍛錬に付、いさましき業は可有之事候、容牴之儀は眼前之事候故可付氣之処、愛念之一通にまとひ、若輩者共を氣促に生立候儀畢竟親兄弟不届之条、此以後は親兄弟其外親類中より稠敷可申付、乍此上不用者あらば、慮其謂科可申付、勿論常々申付様大形成者は親兄弟親類共其咎可申付事、

一不依大小身、無益之費無之様可令勘略、衣服等之儀男女共(注7)に前々より被定置趣有之、唐織類は雖不用、絹紬にても内々過分に衣服を調候得は費といひ法度之無詮事候条、此節相定候趣、家老中より可申渡候間、可相守其旨事、

一不勘故身帶及袞微、申付候奉公も勤かたく成行候者、或我意を働き諸人之妨に成候者、或亂心之催有之候者共ハ、服忌相懸程之親類又ハ家につき無據者共より急度引受、首尾能様可相計、若右牴之親類無之者は、遠き親類縁者たりといふとも引受宜相計、致油斷家を禿させ又は及怪我候ハ、其可計親類中可為越度事、

一農民之仕置題目之事候間、飢寒之苦しみなきやうに救之、耕作之時節不違、年貢徵納等之儀無油断様支配人并地頭職之者共、精を出し可申付事、

右條々、無緩疎可相守、國中之者共は譜代之筋目に候得ハ、聊於心底疎略は有間敷(注8)候得共、代々之旧恩に馴、心得違候者有之、他方之及批判儀杯候而は不可然候条、譜代之好を存、當家之瑕瑾に不成様ニと於心懸は可悦入候、勿論行跡よろしく面々之職分堅固に相勤候者ハ、不依高下段々品能申付、又は慮其働き時々可加褒美、地頭又は一所之地を遣置候者共、其外奉行頭人等も、件之趣を以支配所之仕置人念可申付者也、

宝永二年十一月十五日

注1、都城本「條目」注2、都城本「に」なし注3、都城本「役所之」

注4、都城本「結ひ」注5、都城本「ハ」注6、都城本「惣而悪敷」

注7、都城本「二」注8、都城本「候」なし注9、「身牴」力

注10、都城本「或は(者)」注11、都城本「の」注12、都城本「は(者)」

注13、都城本「鋪」

*参考史料 「島津家列朝制度卷之三（一三五）」（『藩法集8 鹿児島藩

上（一三六）所収）、「島津家歴代制度卷之四（二〇四）」（『鹿児島

県史料 薩摩藩法令史料集一（二〇四）所収）

宗信公御袖判

一今度、隅州様依御願御隠居、我等江家督無相違被仰出候、領國之輩專重公義之御政道万端相慎之、國家之仕置、隅州様御代之通申付候条不致忘却、堅固可相守之也、

延享三年十二月十一日

御袖判

一國中之僧侶、近年道学之心懸うすぐ、我慢之族有之由不可然候、向後本寺又は導師を輕し、修学等之志有之者を嫉ミ、妨になり又ハ法之為なと申なし、口事諍論を企候僧有之は、寺社奉行相糾、急度可申付、且又修学之志は堅固ニ雖有之、無福故勤かたき段無紛僧は、志相遂候様に可令供養候間、得其意、宗門之法式を不乱如法相勤、畢竟道義不衰様可致摂得旨、領國中諸宗之門首へ此節申付置候条、右之趣寺社奉行相心得、惣而支配中へ可加下知也、

注¹、都城本「有者」

継豊公御袖判

一今度、總州様依御願御隠居、我等家督無相違被仰出候、領國之輩尊重公義之御政道万端可相慎之、國家之仕置、總州様御代之通申付候条不致忘却、堅固可相守之也、

享保六年七月九日

重豪公御袖判

*（二十四行空白）

一毎度被仰出候得共、於于今緩有之候条又々被仰出候、當所若きものとも頃日弥風艱惡鋪、或月代之いたし様、額の取様、別而見苦敷、或白頭巾に文字書ちらし、又ハ異様之頭巾拵大勢一樣にかつきいれ、或は衣類之着し様、刀の差振、惣而作法惡敷、或は路次屋鋪をも不嫌竹鉄砲を打、無用之所に高聲を挙げ、何之所作有之共不相見、徒夜白行廻之条不届深重被思召上候、殊御代替之砌候處、仕置大形にて右之通有之様に相聞得候共、旁以不可然儀候間、自今以後万事行跡伺をも相嗜、學文武芸心懸、傍輩中寄合ひ

*参考史料 「島津家列朝制度卷之三（一四五）」（『藩法集8 鹿児島藩上（一四五）所収）、「島津家歴代制度卷之四（二一三）」（『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集一（二一三）所収）

んきんに仕風儀をも可相改旨急度可申渡、於其儀は面々與所へ召寄稠敷申渡置、自然 仰出之趣相背族於有之は、曲事可申付由被

仰出候、以上、

注1、都城本「數」注2、都城本「二」注3、都城本「へハ」

注4、都城本「江」

士之子共行跡不宜付、度々被仰渡趣有之候得共、於今風俗不相

直候、依之此節委細被 仰出候、

一御当國之儀は御譜代之士共ニ而之故、殿さまを大切ニ奉存、御奉公付而は老若共ニ身命を差捨候志は可有之候、然共平生之跡不

宜付、傍輩中少之憤有之候得は屏垣を崩し礫を打込、或は辻に集居往還之障に罷成、或往来之者ニ悪口を申懸不謂及口論、自身之非分は不顧致打擲、又討捨之儀共多々有之、右式之仕形末々之事

二而、奉対殿様無奉公之儀とは不存段、何れも了簡違ニ而候、右之通士ニ不成合行跡少ニ而も人之障ニ罷成候儀、御当國ニ限右之風俗有之候儀御仕置不宜筋他国江も聞得、畢竟は御難題之御事候、

此儀を以御法度を被定被 仰出御事候間、老若共右之旨を奉承知、

学文武芸を相嗜、若輩は親兄弟年長候者共より時々申聞セ、風俗相直候儀當時之御奉公ニ候、

一右躰風俗故若者共之交無慇惓有之、纔之事ニも傍輩中或口論に及

ひ或は相果し候、差究無據恥辱ニ成候儀は不遁筈候得共、互ニ所行不宜所より事起、皆以堪忍仕相濟言之事候処、畢竟忠節孝義之程を不存無穿鑿故、私ニ身命を差捨候儀、忠孝之道ニも相背、一類迄も迷惑仕儀幾度も有之候、不便之至被思召上候、傍輩中下々ニ而も不届之儀有之候ハゝ、楚忽に事を破不申、其場を致堪忍遂

披露候ハゝ、尤明白に御沙汰可被仰付候、徒与学文に志し少々成共道理致通達候ハゝ、右躰之不所行は無之筈候、毎度被加御憐愍候而被仰出候得共、其訛不相立儀御仕置き不相届様有之、御氣之毒被 思召上候間、右之訛を以得と奉承知候様可申聞候、

一若干者共山坂之達者心懸候儀、尤可宜事候、右躰之業は一身之嗜ニ罷成人之障ニは不罷成管候、然共武芸を習山坂之達者を仕候ヘハ、平生之様躰をも見苦敷仕諸事人之障に罷成候を手柄之存候儀、別而心得違ニ候、御奉公付而は何れも身命を致輕々敷心底候得共、御為に不宜儀と実ニ落着仕候は、成程心安御奉公ニ候間、行跡をも相改可申候事、

一屏垣を崩し礫を打込候儀、士之家來其外寺門前町人之子共、士之真似をいたし、右之働仕儀も有之と相聞得候、此段土之所業不宜候得は、仕形を相真似候、畢竟は士之子共所行之依善惡、末々に相懸候事候得は専可相嗜事、

一士之子共、学文武芸を心懸行跡能者は、與頭中より相記可申出候、左様成者ハ連々宜可召仕候、一所行不宜者は無芸無能ニ而、平日徒ニ罷居何之業をも不仕候付、惡行を仕外無之筈候、殿様江御世話を懸上、其身は親子一類迄迷惑に成候事を致候者ハ不忠不孝之者ニ候、此旨能々親々よりも子共ヘ可申聞候事、終、

注1、都城本「当家」注2、都城本「候」注3、都城本「ハ」

注4、都城本「迄」注5、都城本「ニ」注6、都城本「の」注7、

都城本「と（与）候」注8、都城本「と（与）も」注9、都城本「二

なし 注10、都城本「立」注11、都城本「筈」注12、都城本「依之」

注13、都城本「へ」注14、都城本「達者を」注15、都城本「得は（者）」

注¹⁶、都城本「候事」なし　注¹⁷、都城本「は（者）」　注¹⁸、都城本「江」

享保六年十月廿八日

公方吉宗公御羽織御袴にて出御

御譜代大名被召上意

一何も今日被参候様申候は別儀にも無之候、何も近寄得と可被聞候、

先以代々治世二而豊に相治候事、代々將之政道宜全治二而ハ無之、

権現様御重忍別而難有奉存候、各にも同意可被存儀候、然処當時

遊山話計にほこり武意うすぐ、若家臣等少々志あるもの諫申とい

へども、却而立腹に及び知行召放し、或ハ蟄居申付、此外譜代之

家来いさゝかの儀有之候得は、武功勲功有之者も知行扶持方取上

牢人いたさせ、難儀之者多く主人之悪名世上に申広、委細承及び

氣之毒なる儀存候、自今ハ少々之落度有之候とても暇など出し申

儀無用之事候、平生外様又は末々之者にも言葉を懸け不申之段、

治世にハ其通之事候得共、明日も乱世に及び候ハゝ、殊之外不自

由に可有之と氣之毒に候、家之政道も自身被致候様心懸専一に候、

御城東西、或は閒ひの人数之儀心得違有之、雇人多く有之由、自

今以後は家来之内雜人等迄差出し、人少に成候とも武勇心懸いた

したく候、自今ハ分限不相應之役儀等は不申付候、人数大概に書

付追て差出すへし、弥平生とても雇人無之心懸候様にいたしたく

候、心得違之面々大身の内にも有之由、屹申付度候得共、其一

人に不限、其家来一国之者とも及難儀候間、此度ハ其通之儀候、

能々此等之趣平生相改候様いたし度候、一分計申儀無之候、権現

様思召に相叶可申候哉、何もへ及相談候、たとへ末々之者なりと

も諫言加る者大忠之至存候、天下之儀は一人にてハあらす、万民

之天下候得は別而末々のもまて身之内候様大切に存候事、各にも

自今ハ家來身苦敷無之様可心得候、終、

注¹、都城本「召セ」　注²、都城本「ニモ」　注³、都城本「とも」

注⁴、「様ニ」　注⁵、都城本「成リ」　注⁶、都城本「ヘ」　注⁷、都

城本「共」　注⁸、都城本「ニ而ハ」　注⁹、都城本「ヘハ」　注¹⁰、「の

ものまで」カ、都城本「之ものまで」　注¹¹、都城本「存事候」

公義法制

一拔身を持居候者を踏込、捕候者ハ御褒美被下候、

注¹、都城本「は（者）」　注²、都城本「被下之」

一盜可仕と忍入侍は死罪、

一武家方家來、町人を切害立退候者ハ同家中へ尋申付、疵平癒候得

は親類江療治代申付、

一武家之供ニつきあたり雜言申者は遠嶋、

注¹、都城本「申候者ハ」

一煩はやり候節虛説を申、張札并無実之薬法を致流布者引廻し之上

死罪古例、

一下人江不法之儀、申付主人品により遠島、

一闕所破、重キ謀計之いたし方によりてハ、塩詰はりつけにもすへ

し、

注¹、都城本「き」

追放之事

一追放構之國々所々重き追放

関東八ヶ国 山城 摂津 駿河 甲斐

尾張 紀州 境 奈良 長崎

東海道筋 木曽路 其者國所

一右同中之追放

江戸十里四方 京 大坂 奈良

伏見 長崎 甲府 東海道筋

木曾路 日光道中 名古屋 和歌山

水戸

一右同^(注1) 軽き追放

江戸十里四方 京 大坂 東海道筋

日光道中 甲府

江戸追放

江戸十里四方

其者居村

一其所払

其居村

江戸

一評定所二而追放申渡、御小人目付町同心立合常盤橋御門迄連行追

放ス、役所二而は徒士足輕召連、

一追放者、軽重共に其者任國は御構、

注¹、都城本「キ」

盜之事

一盜に入、刃物二而は無之品三而家内之者江疵付候類死罪、忍入候
而もたくミ候儀も無之、其品^(注2)軽きハ入墨之上^(注3)重き追放、

一酒狂にて人に疵付候者主人江預置、疵平癒次第疵之多少ニより療治代、中小姓は銀二枚、徒士ハ^(注4)一両、足輕中間銀一枚為差出、疵付候者へ為取、但療治代出兼候者ハ刀脇差取上^(注5)ケ、疵付候者へ為取之、

一手元に有之品を不計盜取類は、直段積り金子十両位都而此類百枚五十枚、其品により入墨之上追放、

一盜物と知らず買取其外之類^(注6)ニ而も、其色品にて致所持候ハ^レ、勿論取返し被盜候者へ可相返す、

一盜者買取代金盜遣捨候ハ^レ、買取候者可為損金盜人之雜物を以、右代金盜人所持候ハ^レ買取り人江可返、

一盜に掛り其盜人を捕來候ハ^レ、被盜候品々何方之者買取候共取戻し可相渡、若其品手前に無之候は、買取候者より右代金為償盜人捕候者へ可相渡ス、

注¹、都城本「ハ」注²、都城本「キ」注³、都城本「直段ニ」
注⁴、都城本「ト(与)モ」注⁵、都城本「ス」注⁶、都城本「盜物」

金子拾之事

一金子拾候者訴出候ハ^レ、三日さらし、主出候は半分拾候者へ為取之、反物類ニ候ハ^レ其品不残主江相返候、拾候者へ落し候者より礼為致候、

一落^(注1)し候者不相知候ハ^レ半年程見合、弥其主不出候は拾候者に^(注2)どうすべし、

注¹、都城本「シ」注²、都城本「ハ」

一酒狂二而人を致^シ打擲候者は、身代限諸道具取揚、打擲懸り候者江

為取候^(注4)、但酒狂者之儀、主人より断候節欠落被申立候共、主人方

を罷出三日之内二而候ハゝ、欠落相立候、

一酒狂二而自分ニ疵付外ニ科無之者は不及養生、早速主人江引渡ス、^(注5)

一酒狂二而諸道具損候者ハ過料出、損失之者へ為取可申、輕き者は

身代限申付ル、

一酒狂乱氣二而人を殺候共、下手人但至而輕^(注6)き者を殺候ハゝ、品二

より御構無之、

一主殺親殺たりとも乱氣無紛候ハゝ死罪、一通り自滅候ハゝ死^(注7)骸^(注8)

塩積^(注9)二不及取捨ル、

注1、都城本「金二両」注2、都城本「は(者)」注3、都城本「へ」

注4、都城本「之」注5、都城本「ハ」注6、都城本「ス」なし

注7、都城本「キ」注8、都城本「塩漬」

主殺式目

一当人鋸挽二而両日さらし送八付、^(注1)

一妻
一梶首
一男子
一梶首
一兄弟
一梶首

一娘
一世遠流
一姉妹
一世遠流
一父母
一世遠流

一祖父母一世遠流
一伯叔父一世遠流
一姪
遠流

一従弟
一世遠流
一^(注2)伯叔母
遠流

一女より主を殺候節、夫あらは不^ハ梶首、

一儀絶之親類も同前、

一乱心酒狂も同前、

一一朝一夕奉公之者も同前、

注1、「逆」カ、都城本「逆」注2、都城本「二」なし

父母を殺候者同企之者

一両日さらし逆八付女^(注1)にても同前、

一男子斬罪
一娘遠流
一妻遠流

一男孫先籠込二而一世遠流、

一女孫親類御預、

一女より直父母殺候節、夫あらは夫ハ逼塞、

一乱心酒狂二而も同前、

注1、都城本「女と(与)も」

刀并脇差盜に被取候事

両町奉行所へ拵書認御届可申出候、不届置候而以後右刃物にて

人に疵付盜物之由聞得候得ハ、本刃物主被呼出及迷惑候、盜二

逢三日過^(注3)て可届候、若不糺得候而不叶道具は、町奉行所二町

触願可申出候、然は拵書を以町々へ被仰渡、見当次第差出候故、

無相違ハ本主へ被下候、但^ハ金^(注4)二而候へハ金^(注5)、銀^(注6)二而候へハ

銀^(注7)と可認候、

注1、都城本「二而」注2、都城本「へ」注3、都城本「二而」

注4、都城本「^ハ金^(注5)」注5、都城本「^ハ金^(注6)」注6、都城本「^ハ金^(注7)」

閉門逼塞遠慮之事

一門を閉通路有之間敷事、
閉門

一門之外より板を打候儀無用二候、窓をも釘しめにいたし候に及不
申候、

但、窓二掛戸可有之候、掛戸無之候ハ、内より窓ふさき可置事、

一不叶用事は、夜中ひそかに可相達候事、

一病氣之節は、醫師招^(注3)之儀夜中は不苦事、

一火事之節屋鋪^(注4)危躰二候ハ、立退其段支配方へ可申達、自火は不

申及、近所より火事出来候ハ、屋鋪之内火消之儀は不苦候事、

注1、都城本「ニ」注2、都城本「候」なし注3、都城本「候」

注4、都城本「數」

惣而御咎目被仰付候者一類共より差扣差出候覺
一御役被召放候者 父子兄弟祖父孫

一閉門

一逼塞

同断

一遠慮

悴

右之通相心得、此外之一類共よりハ伺差図不及候、尤養子抔二
相成続遠成候欵又ハ続無之候共、実書面之通之続有之者ハ伺書
差可出候、重き御仕置被仰付候節は、只今迄之通可相心得候、
右、宝曆四年戊寅二月廿六日触流有之、

注1、都城本「は（者）」注2、都城本「可差出」

相州根府川箱根御関所御高札

一門をは立置、昼之内^(注1)而もくよりより不目立様に通路可有之事、
一重き病氣之節は、親類遠者醫師ひそかに參候儀ハ不苦候事、
一火事之節八閉門之通、

注1、都城本「と（与）も」注2、都城本「ニ」注3、都城本「參儀」

注4、都城本「候」なし注5、都城本「は（者）」

遠慮

一門を立くよりを引寄せ^(注2)可置事、

一不叶用事又は病氣之節も、不目立様親類縁者醫師參候儀不苦事、
一火事之節、屋敷危躰候ハ、立ち退き、其段支配方迄可申達候、尤

無遠慮火防可申事、

右之通、享保元年申七月六日閉門逼塞遠慮之儀、御書付出ル、

諸家触流は無之、

注1、都城本「セ」注2、都城本「は（者）」

注3、都城本「候事」

正徳元年五月

奉行

注1、都城本「出入る（累）輩」注2、都城本「セ」注3、都城本「ニ」
注4、都城本「ニ」なし注5、都城本「相改」注6、都城本「る」
なし注7、都城本「而」注8、都城本「は（者）」注9、「執達」カ、

注1、都城本「江」注2、都城本「ミ」注3、都城本「は（者）へ」

注4、都城本「ハ」注5、都城本「相見得」注6、都城本「なり」

注7、都城本「ハ可改之」注8、都城本「かむろ」注9、都城本「共（二）」

注10、都城本「及延引は（者）」注11、都城本「は（者）」注12、「主

計頭」カ、都城本「主計頭」注13、「玄蕃頭」カ、都城本「玄蕃頭」

注14、「根府川」カ、都城本「根府川」

右、御関所へ御留守居より差出候御条目之事
関所手形可書載覚、縦令ハ女上下何人之内
一乗物何挺

一禪尼

是ハよき人の後宮又姉妹などの髪剃たるをいふ、

一尼

是ハ普通の女髪剃たるをいふ、

一比丘尼

是ハ伊勢上人善光寺上人などの弟子、又ハよき人の召仕にあり、其

一髪切

是ハ髪の長短によらず少し切候共、又ハ中はさみ出来物の上なとはさ

み候共、何も髪切也、ぬけ髪さへそろはざるハ髪切二て無之、但是も

髪を切候と見得候ハ、髪切也、

一小女

是ハ当歳よりぶり袖の内ハ小女たるへし、併ぶり袖の躰不審有之

一乱心

候ハ、可改之、但小女の内ニカふる髪切などハ不改、

一死骸

男女共

一手負

男女共

一囚人

右同

一首

右同

一死骸

右同

右之通手形可書載之、若不審之躰於有之は可改、此外は不及改
之、但欠落等之者有之節は、此方より書付可遣之間、隨其趣可
改之、次ニ当月之日付二而來月晦日迄ハ可通之、其日限より及
延引不可相通、女路次ニ而煩又は相果、手形より數不足之分ハ
其斷聞届可通之、勿論多は不可通者也、

元禄十五年九月七日

長門守印

人改中

箱根御関所

根府川同断

玄蕃守印

丹波守印

主計頭印

注1、都城本「ニ」注2、「ぬけ」カ、都城本「ぬけ」注3、都城本「候」

注4、都城本「伊予守」注5、都城本「玄蕃頭」カ、都城本「玄蕃頭」

注3、都城本「ヘ」注4、都城本「家より」

一歯深眉有之振袖之女ハ、小女と認可申哉之事、

かね付小女と可申候、

注1、都城本「染」注2、都城本「は(者)」

一老女髮中はさみの事、
中はさみ構無座候、御発駕之砌、弥中はさみと見得候様御はさ
み可被成候、のひ立候而はよろしく無御座候、

注1、「無御座」カ、都城本「無御座」注2、都城本「ミ」

注3、都城本「ハ」注4、都城本「宜」

一女共結はけの事、但前髪先(注1)切候事、

結はけ改御座候付、御下書二釣はけ有之と加筆仕候、前髪之先
キ切候儀と通例之事候故、構無御座候、

注1、都城本「キ」注2、都城本「き」注3、都城本「は(者)」

一乗物駕籠差別之事、

戸構井引戸有之候得は、一統乗物二而御座候、町々御座候駕籠

二而も、戸構有之候得は乗物二而御座候、

一御閑所越湯場へ到着之趣飛脚差越候節、御届入申候之事、

一御留守居方之御届入不申候、

注1、都城本「二」なし

一御閑所往来共被成御渡候御手判二而相済候哉之事、

御閑所御往来共、御渡申候御手判二而相済申候、

一熱海より二島へ罷越、箱根御閑所罷通帰候而も不苦候哉之事、

熱海より三島へ被遊御越、箱根御閑所御通御帰之儀難成候御帰

之節も、根府川御閑所被成御通候事御定法二而御座候、

右御留居河野豊前守様江森和泉守様御家來より御尋有之、

注1、都城本「三嶋」注2、「留守居」カ、都城本「留守居」

一中そり二ても、餘程のひ立候得は切髪とハ不申候、
注1、都城本「と(与)も」

一面之内、少二而も疵有之候得は何方へ疵と可認事、

注1、都城本「と(与)も」注2、都城本「ヘハ」

一首より上二見得候炎の跡二而も、疵と可認事、

一何ほど大きあさ・いほ・こぶ之類ハ認二不及候、都而生れ付故不
認候、

注1、都城本「は(者)」注2、都城本「生付」

一乳に疵有女ハ、証文に可記事、

注1、都城本「有之女は(者)」

一疵もなくつりはきもなき女ハ、証文にハ何とも不認女幾人と計認

候事、

右御留主居年寄水谷信濃守様用人菊地牧司演説

注1、都城本「何共」注2、都城本「留守居」

妾腹之嫡子実母方親類忌服之事

覺

一父 本妻 無男子
妾 男子

右男子家督相続可仕嫡子二而、妾之父母兄弟姉妹死去之節は、
妾之子へ忌服受申間敷哉、

右之通奉伺候、以上、

月 日 何某内 誰

御付札

書面之通ハ其子之親類書ニも載候程之儀ニ候ハゝ、服忌受之其

之子之親類書ニも不書載候程之事ニ候得は、不及沙汰、

注1、都城本「三男子」注2、都城本「ほ（者）」

一御本腹二男子御出生以前、御妾腹之御男子御届之御例、

其以後御嫡子二御願被成候由、御文言之内ニ書願ニ而承届、親類

共江も中談候而と有之、

右御願植村出羽守様大久保大蔵太輔様木下肥後守様

諸大名家來乗物御免員數之事

一万石より一万九千石迄 一人

一二万石より二万九千石迄 二人

一五万石より五万九千石迄 三人

一十万石より十五万九千石迄 四人

一十六万石より十九万九千石迄 五人

一廿万石より廿九万九千石迄 六人

一四十万石より四十九万九千石迄 九人

一六十万石以上

十人

五万石已上ニ而も、城主ニ而無之面々之家老乗物御免不被成候、

五万石以下ニ而も、城有之家老は乗物御免被成候、其身誓詞い

たし主人添狀有之、

注1、都城本「番」注2、都城本「と（与）も」

一御追放之出家ハ、袈裟計剥取御追放也、

一出家籠舎は、袈裟衣共ニ剥取着之候ニ而入牢也、

注1、都城本「にて」

一万石上御老中支配

一若年寄御支配、尤若年寄御宅御目附一人立合ニ而被仰渡、大目附

立合無之、

注1、都城本「目付」注2、都城本「立会」

一參勤之諸大名并遠国御役人等御当地江参着之儀、御精進日ニ而も

不苦候間、勝手次第可有参着候、尤届ニ被相廻候儀も不苦候、

右宝永七寅四月十日井上河内守様被仰達候由ニ而、大目附仙石

丹波守様御触也、

注¹、都城本「と（与）も」注²、都城本「可有之」注³、都城本「目付」

評定所ニ而御願者之事

一乗物輪かきかね欽、ひろかきかね欽可有之、鎖前は不宜候、留守居二人可參候、青細刀等可致持參候、御徒目付懷中被改候得共、猶為念斷申度由、御徒目付へ断候而可改也、高挑灯は平日不用、乍然用意は可有之、

注¹、都城本「箱」注²、都城本「可有之也」

御三家江乘打之事

一御三家江致乘打候ハゝ、御主人直ニ御越御断被仰上、其上ニ而御先手様方を以御わひ事被仰上事也、

一留守之時は、御一家様方御頼候而御断申上候事、

一御三家様御通之節、於途中御直參之御方御時宜頃日六ヶ敷成候由、於御城小笠原平兵衛様へ御尋候得共御覺無之、尾州様御城付を以御尋候而も不相知達 上聞候処、御三家様横通环御通ニハ通抜不成候、急度平伏仕候様相成候、

一大久保加賀守様馬乘尾州様御通を見上、横通ニ乗通るべきとかくを入候内、小十人衆被駆來候付馬より下り候得は、何方御家中名字迄被聞候故、口強き馬にて兎や角仕候間、下馬遅成迷惑仕候趣申候得は、我等共左様之御断ニ構申事ニ而無之と被申候故、跡ニ付断申候得共同前返答故、無是非罷帰申出候へハ、加賀守様より閉門被仰付御使者を以御断被仰達、御口上之趣御承知との御返答也、

一飯田源助殿尾州様へ乗打、直に參上御取次迄其段被申、其後竹腰

山城守殿留守居へ參相談有之、

注¹、都城本「留主居」注²、都城本「ハ」注³、都城本「ニは（者）」

注⁴、都城本「キ」注⁵、都城本「鬼哉角」

放馬之事

一昨十日之夜土方河内守加藤孫三郎、組合辻番所南の方より栗毛馬放來之付、番人共出合留置申候、尤疵等は相見得不申候、夜中尋候者も無御座候付屋敷江奉入置候、如何可仕候哉、此段奉伺候、以上、

加藤孫三郎留守居

十二月十一日

杉本仁右衛門

右御目附江御届

注¹、都城本「ハ」注²、都城本「目付」

一昨日之夜九ツ時土方河内守私組合辻番所江南の方より栗毛馬放來候付、番人共早速出合留置申候、未尋來候者無御座候付、河野勘右衛門へ右之趣相達置申候、此段申上候、以上、

加藤孫三郎

右御老中江御届

右之通り御届有之候処、三日辻番所江^{〔江〕}つなき置候様御差図有之候故、昼夜辻番所へ飼をかい、夜ハ屋敷江引入置候、主之有無共最初之御目付へ御届之上、御差図次第取計候也、

右享保十七年松平安芸守様御馬也、

注¹、都城本「ハ」注²、都城本「飼」

辻番廻り場倒者取扱之事

一倒死候而も先辻番所へ入、醫師等見せ養生之牀二而、辻番係之御

目付衆へ行倒病人有之候付辻番所へ入、醫師へ見せ養生仕候処、

大病卒中風挙申達事、

一まもなく養生不叶只今相果候段御届申出候事、左候而御差図之上

死骸取計候、

注1、都城本「七」

途中乗馬落候取扱之事

一御曲輪内二而乗馬落候得は、屋敷より役人出会挨拶有之候付、馬

主より申談早速屋敷申越、車引せ宰領足軽兩人計付、筵井かり門

之竹等取繕早々差越、右之馬を筵にて包見苦鋪無之様に包車に載、

直二鈴之森へ捨候、但捨候証文權左衛門名宛にいたし候、

一何某家來誰と申者使者罷出候処、途中二而乗馬落申候、依之引取

申候御門無相違御通可被下候、為其如斯御座候、以上、

月日 何某内 留守居名印

何御門 御当番衆中

右之証文車より少し先ニ足輕ニ持せ、足輕番江相渡し、番衆より

通候様差図之上差通候なり、

一此車一輪何某様御屋敷迄差越申候間、御門無相違御通可被下候、
為其如斯度座候、以上、

月日 何某内 留守居名印

何御門 御当番衆中

右馬乗候車、屋舗より取寄候節御門之差出入、

一右馬落候屋敷之留守居へ、御目付衆へ被成御座候哉と相達届之有

無同様にいたし候事、

一右相済、追而右世話有之候屋敷主人へ馬主主人より使者を以、礼

相述候事、

一手前屋敷前ニ而武士之乗馬落之節ハ、留守居立合馬主へ相渡候、

尤証文取ニは不及候、御目附衆へ御届之段可申談候、大八届ニ不及候、

注1、都城本「屋敷江」注2、都城本「引セ」注3、都城本「數」

注4、「使者ニ」注5、都城本「少シ」注6、都城本「持セ」注7、

都城本「乗せ候」注8、都城本「ヘ」注9、「御届」カ、都城本「御届」

注10、都城本「江」注11、都城本「落候節は(者)」注12、都城本「目付」注13、都城本「儀」注14、都城本「は(者)」

屋敷前ニ而駄賀馬在郷馬落候事

一其口付留置、早々馬主呼寄証文為致馬可相渡候、御目付衆御届ニ不及、死馬は勿論病馬にても口付不見失、馬と一所に留置候儀第

一之心得候、

注1、都城本「衆」なし注2、都城本「ど(与)も」

落馬ニ而馬取放之事

一途中ニ而致落馬取放候節、馬とらへ置候、番所へ断可申達ハ私儀使者ニ罷越、去方へ通り口上申達候内口付之者取放申候、私馬ニ紛無之候間、御渡可被下旨申達、馬受取追而礼物ニ不及候、取放様ニよりてハ捕へ置候所へ目録ニ而も可遣候、

注1、都城本「は(者)」注2、都城本「ど(与)も」

登城俄に痛所有之事

一致登城掛り不計痛所差起難致歩行候ハ、御當番御目付様迄御届

可申候、右御届徒目付衆御番所迄供之内を以、早速御届可申哉、

又は帰宅以後留守居を以御坊主衆相頼、書付にて御當番御目付様

へ御届可申哉、然は少々刻限引可仕候不苦事ニ御座候哉、

御付札 此段御目付へ不及御届、

一惣駄御城内二而痛所差起り、一向歩行難仕節ハ駕籠等入候儀、何

方へ申上御差図被下儀ニ御座候哉、右等之仕方奉伺候、以上、

十一月 柳生但馬守内 鈴木三太夫

御付札 此段当番御目付江御達其旨を御聞可被成候、此儀尤御徒

目付當番所へ可被仰候、

右兩条之儀有之候ハ、御帰宅以後月番老中へ被仰入儀と存候、

御登城之節病氣付退出有之時、中之口より下ル平川口迄供廻シ、

平川口より内へは入不申候、御玄喚前より刀番草履取附參り、

乗物黒鍬衆受取入之中之口迄遣候、留守居若党草履取召連、中

之口より平川迄主人致供出候、

一御差図相済候已後、平川口より入候、

右御用番奎平左近將監様江伺候、

一宝曆三年七月七日、松平和泉守様御祝儀として御登城之廻、御痛

所ニ而西丸へ御出仕難被成、御本丸ニ而大目附松平紀伊守へ御坊

主與頭を以、直二御退出之段、御届西丸へは御同席戸澤上総介様

へ御頼西丸御出席之大目附へ御届、御帰宅後当番井西丸御老中へ

右之訛且又当日之御祝儀御直勤難成旨、御使者を以被仰達、御老

中若御年寄方へ七夕御祝儀御使者勤ニ被成候、

注¹、都城本「り」なし 注²、都城本「へ」 注³、「仰入」カ、「都

城本「仰入」注⁴、「平川口」カ、都城本「平川口」注⁵、都城本「所」

注⁶、「紀伊守様へ」注⁷、都城本「江」注⁸、都城本「目付」注⁹、

都城本「ニ」なし

在府中出火之事

一居屋敷出火焼出、早速留守居火事裝束ニ而御用番様へ、口上ニ而私居屋敷何長屋より出火迷惑仕候、委細之儀は追而申上候、先為

御届以使者申上候、

注¹、都城本「鋪」注²、都城本「屋しき」注³、都城本「ハ」

一火事場見廻衆御出候ハ、留守居罷出御挨拶申上、焼失之場所繪

図之儀被仰候ハ、庵繪圖認御家來可差出候、

一火付改衆御出候ハ、門迄留守居罷出自火之段申上、繪圖并自火

無紛段、夜中二候ハ、明日可申由留守居可申上候、

注¹、都城本「ニ」なし

一御用番様へ伺書一通繪図一枚燒候所計認上ル、上包ニ誰何方屋鋪

出火之繪図と認、昼之内出火候ハ、火鎮次第、夜中御用番様江伺

書繪図、留守居使者ニ而可差出候、夜中出火候ハ、翌日可差出候、

夜中刻限ニより未明又は朝五ツ時前後可然候、

注¹、都城本「屋しき」注²、都城本「昼之内」注³、都城本「ハ」

注⁴、都城本「留主居」注⁵、都城本「ハ」

一居屋敷不殘燒失候ハ、何方屋敷へ引取候段御届可申上候、

注¹、昨夜中今朝私居屋敷何長屋より出火仕申候、依之差扣罷在候、此

段御届申上候、以上、

月 日

名

注¹、都城本「申」なし

一何比何某居屋敷出火之節、近所御屋敷衆人数被差出候、

誰様 誰様

右之人數二而何之方長屋防留申候、此段御届申上候、以上、

月 日 何某内 誰

覚

一御見廻之御方誰様御出屋敷内へも御入被成候、以上、

月 日 何某内 誰

右兩通御用番之御用人江差出ス

注¹、「誰様誰様」カ、都城本「誰様誰様」注²、都城本「江」

注³、都城本「△」

一何比誰屋敷出火燒失之場所、絵図朱引を以申上候通^(注1)二御座候、附火自火之否吟味仕候処、自火ニ紛無御座候、此段為可申上參上仕候、以上、

月 日 何某内 誰

右之通並絵図一枚火付改之御方へ差出ス

注¹、都之城本「△」なし

月 日

月 日

御用番様へ使者ニ而伺也、

注¹、都城本「候哉」

誰

一御用番様ニ而御届之趣致承知候と有之候^(注1)ハ、御差扣ニ而物静ニ可仕旨家中へ相触候、手寄之御目付^(注2)江御^(注3)差扣為知可有之候、

注¹、都城本「得は（者）」注²、都城本「ヘ」注³、都城本「差扣之」

一御差扣御免無之内は、外板圍不相成候、屋敷境繩張可仕候、表通りは紋付幕ニ而圍候、

一御用番様御用人中より切紙ニ而留守居被呼候節、御受如常差出長髮麻上下ニ而罷出、御用人を以不及差扣段、書付被相渡御承知之上、若年寄^(注1)已上へ御礼御廻勤御供廻迄長髮、

注¹、都城本「以上」

一燒失之屋敷外廻之長屋、高挑灯左右番人、

一差扣中外より使者門外ニ而取次、追而可申聞由相達、無拠は裏門へ廻し、使者供廻共ニ不殘内へ入、

注¹、都城本「江」

一表通圓付候付道奉行へ差扣御免ニ而普請取付圓付候段、絵図認御届申達、

一出火之節、御出之定火消へ御使者ニ而御礼、

月 日

月 日

月 日

一私居屋敷鋪出火ニ而表通圓之儀差扣申候、然処何御成付、圓之儀如何可仕哉^(注1)奉伺候、以上、

御用番様へ使者ニ而伺也、

注¹、都城本「候哉」

^(注1) 在府病氣幼少出火之事

注¹、都城本「二」なし

一誰居屋敷何長屋より致出火迷惑仕候、依之差扣罷在候、誰在国候付此段私御届申上候、以上、

月 日 誰

一出火早速之届前二同し、其後使者を以御用番へ、

口上覚

私屋敷何長屋より出火、何間程焼失仕外類焼無御座候、右付差扣罷在候、此段御届申上候、以上、

月 日 御名

右留守居持參御用人へ相渡節^(注4)、即不及差扣、又ハ追而可被成御挨拶旨御返答有之、

注¹、都城本「居屋敷」注²、都城本「右二付」注³、都城本「留主居」

注⁴、都城本「候節」注⁵、都城本「は(者)」

一火灾之節、消防之御方へは御礼使者口上、

中屋敷出火之事

一早速届難成付、出火届差扣届一所二可有之候、乍然居屋敷近く候ハゝ、両度二届可有之候、

差扣内慎之事

一表裏門くくり引寄置候、

一広間番人御門番所へ詰居御見廻衆有之候ハゝ、御乗物より御出之所へ取次罷出、誰何之事ニ付差扣之儀伺置候、依之本門開不申段申上、其所ニ而御口上可承候、若御通可被成由被仰候ハゝくくりより通し、供廻り不残門内へ可入置候、

一使者へは右之趣申達、不急成御使者ニ候ハゝ、此節ハ被成御延引候様可達候、若可通申候ハゝくくりより入、門番所ニ而可取次候、

注¹、都城本「江」

御在國中出火之事

一燒出早速留守居火事羽織ニ而御用番様へ罷出、取次又^(注5)は御用人江御届申上差扣等ニ相成候ハゝ、一類中より可申上候、其外委細

は後刻、或は明朝可申上旨可申達候、

注¹、都城本「八」注²、都城本「へ」

一家中他行差留置候、

一商人一切不入候、

一家中月代差留候、

一長屋窓戸引寄候、

一諸事物静有之候様嚴敷申渡候、

一下屋敷同断、

一火之見へ人不上^ケも宜候、

一雷火^ニ而火事之事

一先刻雷、私屋敷何方へ落候而何程焼失仕候、為御知以使者申上候

旨可申達候、

一御曲輪内^ニ而矢倉堀等^(注1)損候ハ^ヤ、早々以使者御用番様へ御勤可有

之候、

注¹、都城本「相損」

一享保十四年五月廿四日、五島修理様屋敷^(注1)へ雷落候節御取計、

注¹、都城本「江」

一萱屋根棟三間程燒申候、
一右雷落候付、老女^(注1)一人怪我仕候、
注¹、都城本「壱」

右之通御届申上候、以上、

五月廿四日

右被受取置候、

* (十五行空白)

一五七日雨降雷強、奥居間より次之間二落、雷火次之間之屋ねにより
焼出候、町火消之外近所屋敷より欠付候町火消計屋ね^{ニ上^ケ}、手
勢同前火防取治候、

注¹、都城本「消」

一雷二ツ落候、一ツは十二畳敷天井上二落、一ツは十二畳敷縁通り
小屋落候跡有之、

一火事場見廻伊丹修理様被成御出、雷落候場所焼跡迄道具御改被成
候而、雷火と御極候趣御見届被成御帰候、

一御用番水野和泉守様使者を以御届左之通、

注¹、「様^ハ」カ、都城本「様^ハ」

一今^(注1)八時、私奥住居次之間萱屋根へ雷落直に燒立候付、早速手人数
其外近所より駆付消留申候、

注¹、都城本「八ツ時」注²、都城本「二」